

下宝沢・會田家文書

最上紅花商取引關係史料

解説

武田

喜

八

郎

解説

武田 喜八郎

一、會田家について

山形市街の東郊で、奥羽山脈西麓の河岸段丘地に広がる宝沢（現在山形市）の集落は、縄文時代の遺跡も多く、縄文と平安時代との重層遺跡も見られている。また、炭焼藤太夫妻や金売吉次等の伝説の里で有名であり、かつ中世・近世における蔵王山信仰の登山口の一つとしても知られ、下宝沢地区には、巨大な蔵王権現立像（木造）がまつられている。

このように、歴史的にも伝説的にも古い宝沢の郷は、史料によると、寛永十六年（一六三九）頃から上・下に分村したようであるが、この下宝沢村に、天正（一五七三―九一）頃から土着したとみられる旧家會田六郎兵衛家（現当主庄一氏）があり、江戸時代に

代々名主役を務めて来た豪農の家でもある。

會田家の先祖と宝沢村への来住については、当時の明確な史料はないが、同家十一代の六郎右衛門茂清と十二代六郎右衛門茂就が、文政・天保（一八一八―四三）頃を書いたと推定される『會田家之系図』や『同系図書』によると、次の如く、

（前略）越後長尾謙信家来成、此時北条氏康七男、謙信成

養子、名上杉三郎景虎、又甥景勝、家構難殺景虎、其時

信州會田館住人會田六郎号、有故而出羽国村山郡金井庄

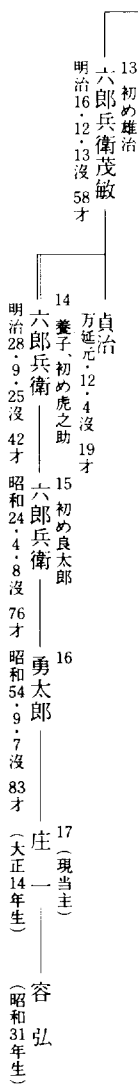
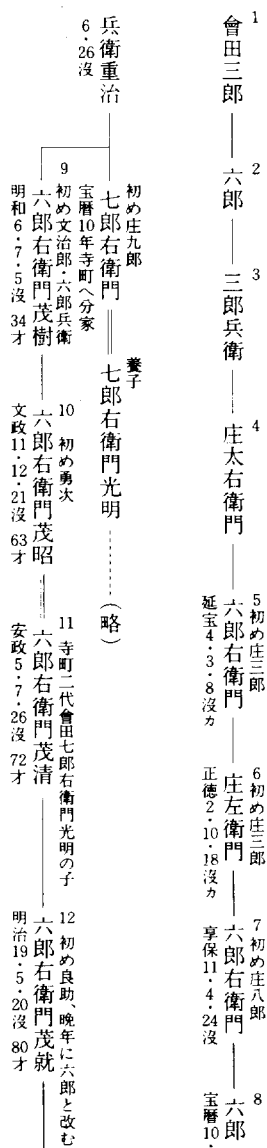
宝沢村、八軒百姓主斗養子成、元龜元歲成、（以下略）

とあって、會田家の先祖は、戦国時代末期の元龜（五七〇―七七）頃までは、越後の上杉謙信の武將として、信州會田館（現在、長野県東筑摩郡四賀町字會田）に居住していたことを伝えている。

しかし、元龜元年（一五七〇）に、宝沢村へ移住したとする同家の伝承には、少々年代のずれがみられるようである。というのは、上杉景虎（北条氏康の七男）が、謙信の養子となったのが元龜元年四月であり、

その後、謙信が没した天正六年（一五七八）三月以降に、景虎と義弟の景勝は、家督相続の争いを起して、遂に景虎は敗れて自刃したのが、天正七年三月二十四日であつたから、景虎方の武将であつたと思われる會田六郎が、難をのがれて、信州の會田館からはるばる出羽国の宝沢村へ移住した年代は、元龜元年ではなく、天正七年三月以後とみなければならぬ。

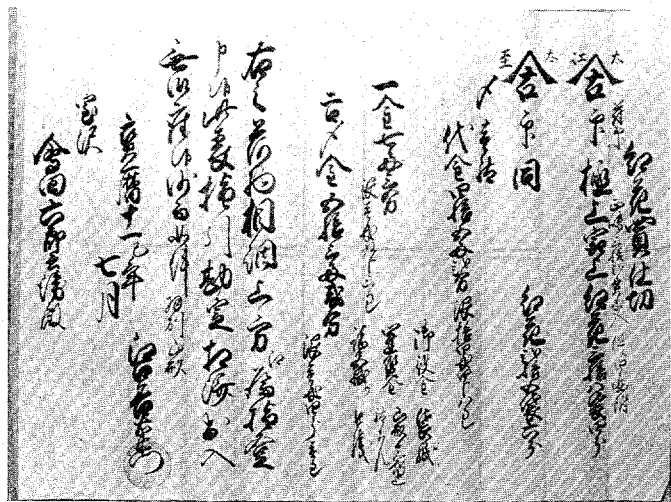
なお、右の系図書によると、會田六郎は、宝沢村百姓の主斗（會田姓）の養子となつて帰農したとあるが、あるいは、主斗家の百姓株を買い求めて、「買養子」となり、主斗家を継承したかとも考えられる。前記系図では、六郎の父三郎を初代としているが、その後代々の略系図を示すと、次のとおりである。（初代から四代までの没年は不明、〓は養子を示した。）



會田家は、江戸初期に近い寛文・延宝（一六六一～一八〇）頃までは、持高六石三斗四升余に過ぎなかったが、その後六代庄左衛門から酒造り業を始めたので、除々に家産を増していき、七代六郎右衛門時代の享保七年（一七三二）には、持高三二石四斗二升余、田畑合せて一町九反〇一四歩を所有するようになっていた。

更に八代六郎兵衛（重治）の代には、酒造りや金貸しの外、後述の如く、元文三年（一七三八）以前から紅花・蠟などの商取引にまで手を延ばしていたことが、今回の調査により、かつ多量の紅花関係史料が発見されたことによって、判明したのである。史料一・二は、元文三・四年（一七三八～三九）の紅花売買を示す史料で、今回発見された同家の紅花関係史料の中では、最も古いものである。

會田家の紅花関係文書は、これまで三点のみの存在が知られていたが（今田信一著『最上紅花史の研究』に収録）、明治以前にかなり散佚してしまったようであ



第1図 紅花買仕切（宝暦11年7月）

る。それでも、特に宝暦・明和期（一七五一～一七二一）の紅花史料が、数多く現存していたことは、貴重な存在といわなければならない。

これら、新しく発見された史料群から検討してみると、八代・九代頃の宝暦・明和期が、同家に於ける紅花商取引の最盛期といえるようであり、年間五〇駄前後という驚くべき数量を、京都商人らへ駄送・販売していたことが知られる。したがって會田家は、大蔵村（現在山辺町）の稲村七郎右衛門家の如く、当時の在村豪商々人の一人であったということが出来る。その取引き内容については、後述のとおりである（第1表・第3表参照）。

八代六郎兵衛重治は、延享・宝暦（一七四四―一七五三）頃に、領主である棚倉藩小笠原氏（初め沼木陣屋、後に柏倉陣屋）の御用達を仰せつけられ、士分格・七人扶持を給せられ、苗字帯刀を許されていた。領主の小笠原氏には、宝暦四年（一七五四）十二月十日、才覚金として金八〇〇両を上納し、次いで翌五年十二月、金一、一〇〇両の才覚金を納めていた。更に同七年十二月に一、〇〇〇両を、翌八年に二五〇両の才覚金を納めている（宝暦二年改めの同家の『貸金帳』

より）。

また同家の『貸金帳』によると、宝暦八年（一七五八）に、宝幢寺も一八〇両を借用しており、近郷近在の商人・百姓等への貸付け額は、宝暦二年（一七五二）分だけでも一、二九〇両三分と、錢四一〇貫八〇〇文、米四九俵となっている。

九代六郎右衛門茂樹は、初め文治郎といい、宝暦九年（一七五九）に、商用のため上京し、京都の西川源介方に逗留して越年し、翌十年五月十日頃帰宅しているが、その後間もない六月二十六日、父重治が病死してしまったので、家督を相続して、一時六郎兵衛を襲名し、父に引き続いて小笠原氏の御用達となり、更に宝暦十三年（一七六三）以後は、新領主の佐倉藩堀田氏（柏倉陣屋）の御用達を命ぜられて、十二人扶持を給せられていた。その間、家業の酒造・紅花売買などを営んでいたが、不幸にも茂樹は、明和六年（一七六九）七月五日、三十四歳の若さで没してしまった。子の十代六郎右衛門茂昭（初め勇次）は、



第2図 京都・伊勢屋理右衛門の紅花仕切（部分）（明和2年11月）

この時僅かに四歳の幼児であつたから、大黒柱を失つた會田家は、母兄のみで、従前の如き上方商人との紅花などの商取引は、不可能となり、明和七年以降は紅花売買を中止せざるを得なかつたのではないかと推察されるのである。

その後會田家では、酒造り（造高一〇〇石以上）や農業を専らとし、また貸付金の利子や立附米の収入で家産を保持しつつ、明治維新に至っているが、紅花の売買は、再び幕末期になって、少々みられるようである。すなわち、後述の史料一〇六で、弘化二年（一八四五）から文久二年（一八六二）まで、細々と紅花の取引をやつていたことが判明した。

なお、明治八年（一八七五）一月調の會田家の立附米は一四九俵四斗〇五合で、明治二十八年（一八九五）三月、十五代六郎兵衛が先代から相続した土地は、田七町〇九畝二歩、畑三町六反八畝二一歩、宅地三反五畝一七歩、原野五反七畝一五歩、山林一一町三反〇二八歩（この外に共有林あり）となつていた。

十四代六郎兵衛は、明治二十二年（一八八九）四月以降、東沢村の初代村長を務めていたが、明治二十年（一八九五）九月、惜しくも四十二歳で没した。

また同家は、代々下宝沢村の名主役を務めて来た家柄でもある。六代庄左衛門は、貞享頃（二六八四～八七）に名主役を務め、八代重治、九代茂樹父子は、棚倉藩小笠原氏及び佐倉藩堀田氏の御用達（士分格）を務めており、十代茂昭、十一代茂清、十二代茂就は、天明七年（一七八七）から幕末までの間に、それぞれ名主役を務めて来た。更に十二代茂就は、明治初年に戸長役も務めている。

ところで、九代茂樹の兄七郎右衛門（初め庄九郎）は、宝暦頃から、父（八代重治）と共に紅花の商取引に参加していたが、宝暦十年（二七六〇）六月二十六日、父が病没すると、家督を弟茂樹に譲り、會田七郎右衛門と改名して、山形寺町に分家した。その間の事情は不明だが、間もなく七郎右衛門は、見聞寺らの取計らいで専称寺の寺役人となっている。しか

し彼は、明和頃までは弟茂樹と共に、引続き紅花の商取引も行っていた。

その後、分家の七郎右衛門家は、代々七郎右衛門を襲名し、屋敷は専称寺の南向い（見聞寺の東隣）にあつて、代々寺役人を務めて来た家柄であつた。

両家は、その後かなり親しくしており、血の交流もまた頗る濃い。すなわち、十代茂昭の妻は、寺町二代の七郎右衛門光明の娘で、十一代茂清は、寺町二代光明の末子で本家を継いだ。また十代茂昭の姉（里江）の娘ナヲは、寺町三代の妻となり、十一代茂清の三男恒治（又は常次郎）は、寺町三代の養子となり、四代目を継いだ。更に恒治の末の妹タカは、寺町五代の妻となっている。

二、會田家の紅花関係史料について

會田家が、江戸時代の何時頃から紅花の商取引を開始していたかははっきりしないが、すくなくとも

元文三年（一七三八）をさかのぼることは、現存の史料一・二から推察することが出来る。史料一の元文四年正月六日に記した「午ノ年分」（元文三年分）の「覚」によると、「右之損共引残而、紅花利三百両之余利有」とあり、更に次の如く、

一、四拾貫文 花場御用掛り物

一、式拾貳両 同 口銭
十三駄片馬

とみえることから推察すると、既に元文三年にはかなりの実績を上げ、山形の花市場へも出入りしていたことが、判明するのである。

右の史料一によると、元文三年に紅花貳駄が破船のため、一八〇両程の損害にあい、また京都の仲買問屋若山屋喜右衛門店の潰れにより、一三〇両の損があったこと、更に仙印（仙台屋）の紅花も、六〇両の大損をしたことを記しているが、それでも「損共引残」りて、紅花の利金が三〇〇両余もあったということは驚くべきことで、既に累年の商取引の業績があつたためと思われるから、會田家は、既に享保



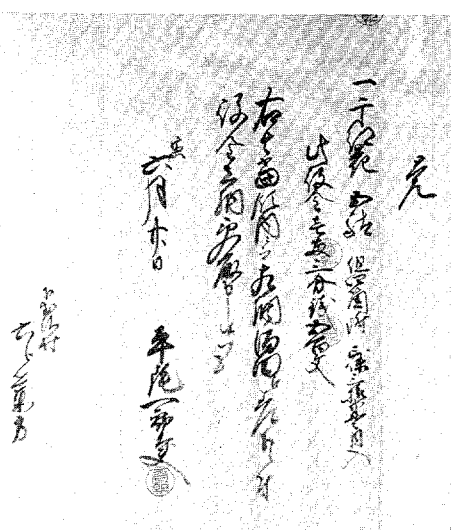
第3図 元文三・四年の「覚」（部分）

（一七二六―三五）頃から、上方商人との取引を始めていたのではないかと考えられる。

史料二の元文四年（一七三九）の「未暮分覚」によると、この年は「症落勘定二合（せ）、百六十両之損二つもり」とあつて、同年は紅花の品質が低落して、一六〇両の損失があつたことが知られる。

會田家に現存する紅花関係史料は、前にも触れた如く、宝暦・明和期のものが多く見られるが、それ

第4図 紅花駄送の役金受領書（宝暦8年寅6月）



以前の史料は、右の二点（史料一・二）のみで、当時の具体的な商仕切や根帳等の史料が、現存しないのが惜しまれる。

また、宝暦・明和期のものでも、かなり散佚しているようである。例えば、蠟荷・紅花荷の駄送の藩役所への役錢上納史料にしても、商荷の通行手形にしても、現存分は、僅かに断片的に数例（史料四一八、一〇一四）が見られるのみであり、また、一年間の紅花の駄送量を知る「根帳」にしても、僅かに宝暦九年（史料一五）や明和元年（史料四〇）の二例があるのみである。

しかし、散佚した史料がかなりあつたとしても、紅花の各仕切書を初め書翰など、百数十点上る関係史料が現存したことは、宝暦・明和期の紅花史料が乏しい山形地方に於いて、二〇〇年以前の紅花商取引の実態を知る史料が、今回かなり発見されたことは、特筆すべきことといつてよい。

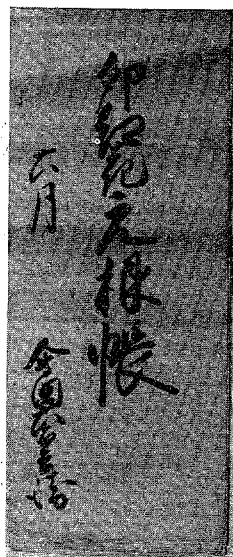
次に、會田家の一年間における上方商人への紅花

第1表 宝暦9年の紅花駄送(船主)・売高調

駄送別	出船月日	船 主	駄数	売 商	摘 要
船一番	月日 7.20	佐州宿根木 佐 藤 彦三郎	3 駄	158.0 商 分	
二	7.20	同 所 加賀屋 七三郎	3	179.2	
三	7.26	同 所 有 田 久兵衛	3	150.0	
四	7.27	同 所 石 塚 市兵衛	2	92.0	
五		越前吉崎 見谷や 市兵衛	3	137.0	
六	7.27	佐 州 石 塚 市兵衛	2	86.0	
七	7.26	能州矢町 筑前や吉郎右衛門	4	207.0	
八		越後鬼伏 岩 崎 甚 助	4	189.0	
九		同 所 平野や由右衛門	4	191.3	
十		佐州宿根木 高 津 勘四郎	4	238.2	
		小 計	32	1,645.2	紅花30駄3丸 1,618両2分
		(貼紙) 売代金、ちり花共ニ		1,535.2	ちり 5丸 27両 「差引110両損」とあり。
船十番	7.29	(記入なし)	4	300.3	
陸 付	閏7.10 仙台立	山 本 仁三郎 市十郎	2 5	235.1 493.3	近江屋九郎兵衛・ 伊勢屋源助・山形 屋八郎右衛門へ
		小計(船・陸付共) (貼紙) 売 代 金	11 44袋	1,003.0 1,016.3	「差引13両3分利」とあり。
江戸廻り			6 48袋	376.1	内2丸 江戸船難船
		合 計	49	3,024.3 分余	
		外に	4	191.0	
		総 計	53	3,216.0	総売代金 2,963両1 分、約 253 両の差額 あり(売損・難船に よる。)

の総駄数をみてみよう。宝暦九年(一七五九)の『卯紅花元根帳』(史料一五)を見ると、同年の総駄数は五三駄で、その総売高は三、二一六両となっている。この内、売損・難船があつて、実際の売上代金は二、九六三両一分余で、その差金二五三両余は損失となっている(第1表参照)。

第5図 『卯紅花元根帳』(宝暦9年)



注：史料15「卯紅花根帳」(宝暦9年)により作成。1駄は32匁=4丸=64袋入りで、1袋は500匁入りである。

この史料(一五)では、取引の上方商人の名が見られないが、出船の月日と船主の名が明記されていて貴重である(第1表)。船主は佐渡(五名)や越後(四名)の者が多く、能登が一名である。紅花荷の酒田からの船出しも、七月二十日から七月末日まで、十一番船で計三六駄を、仙台よりの陸付は七駄、江戸廻り六駄、その外四駄、の計五三駄となっている。

次に、史料三一の「覚」(宝暦十一年十二月)は、大津の運送業者白銀屋陸助が、敦賀から京都の各仲買問屋へ送った紅花駄送の請求書である(第2表)。

白銀屋が、宝暦十一年(一七六一)中に扱った會田家の紅花荷の総駄数は、四七駄と二丸で、この運賃は計銀三五二匁六分で、金に直して五両二分余となっている。

京都の取引き商人は、山形屋八郎右衛門を初め九軒に及んでいるが、西川屋源介の蔵入りとなった紅花荷もかなり見られるようである(第2表)。

第2表 大津・白銀屋陸助の紅花駄送調(宝暦11年12月)

印別	駄 数	駄送店(京都)	運 賃	印別	駄 数	駄送店(京都)	運 賃
土与	4 ^{駄九}	山八	28.8 ^{分厘}	極一	1 ^{駄九}	紙勘・近九	7.5 ^{分厘}
錦	3.2	"	25.2	仙舟	3	蔵入	22.8
平	1.2	"	10.8	仙	1	{近九・いせ源蔵入}	7.6
吟	1	"	1.8	木口	3	いせ源	5.7
ち	1	"	1.8	鈴	1	蔵入	1.9
栄	2	"	14.3	玉	2	若孫・蔵入	3.7.5
新	1	"	3.6	天紅	1.2	{山八・いせ源蔵入}	11.3.5
木	2	山八・松徳	14.7	本	2	いせ源	3.8
仙ハ	2	{山八・いせ源若孫}	14.6.5	光	1	山八・近九	7.5.5
仙ホ	1	山八・いせ源	7.2.5	初天	2	若勘・蔵入	3.7.5
仙ニ	2	" "	14.6.5	極紅	2	近九・蔵入	3.7.5
土与	1.1	近九	11.3.5	仙船	2	蔵入	15.2
"	1	山八	3.7	仙舟	1	{山八・松徳蔵入}	7.5.5
仙雨	2	山八・近九	14.8	仙船	1	蔵入	7.6
仙口	2	{山八・いせ源利紙勘蔵入}	15.0.5	仙角	2	{山八・いせ源蔵入}	15.2
仙イ	2	山八・蔵入	15.1.5	計	47.2 ^{駄九}		352.6 ^{分厘}
仙角	1	"・いせ源	7.5				(金に直して5両2分余)
仙船	3	{いせ源・山八近九・西川}	22.4.5				

注：史料31「覚」により作成。敦賀港から京都まで駄送の分。

第3表 明和元年の紅花印別駄送・売高調

印別	駄数	売代金	取引先	一駄の単価	摘要
井・	2.1	{ 41.2 52.2 分	{ 若 孫 いせ利	{ 49 42 分	残り2駄分の代金は不明。
谷・	1.1	56.1	いせ利	45	
本・	2.3	140.1	若 孫	51	
久・	1	12.3	〃	51	
和・	1	10.0	若 喜	40	
土与	4.1	(内2駄10袋代) 107.3余	いせ源	{ 50 ? 分	
千・	2	24.3余	〃	42	
木・	3	120.2	若 勘	40	
沼・	1	45.0	若 孫	45	
四・	1.2	66.0	〃	44	
木・	1	10.0	〃	40	
羽・	2	{ 33.0 33.0	{ 若 喜 いせ源	33	
金・	1	35.0	〃	35	
サ・	1	29.0	山 八	29	
小計	21.1	821.1余			
(干花)					
天・	1.3	{ 43.0 39.3	{ 近 九 若 孫	{ 43 53	
信・	1	39.2	若 勘	39.2	
雨・	1	40.0	いせ利	40	
光・	3	111.0	いせ源	37	
明・	2	{ 17.2 54.0	{ 近 九 若 喜	{ 35 36	
里・	1	35.0	いせ源	35	
木・	1	29.0	山 八	29	
小計	10.3	408.3			
仙舟	3	170.0	山 八	{ 55 60	
仙角	2	106.0	いせ源	53	
仙紫	3.3	202.2	〃	54	
仙窟	2.1	105.1余	山 八	47	
小計	11.0	583.3余			
総計	43.0	1.813.3余			外に2駄分の売代金は不明。

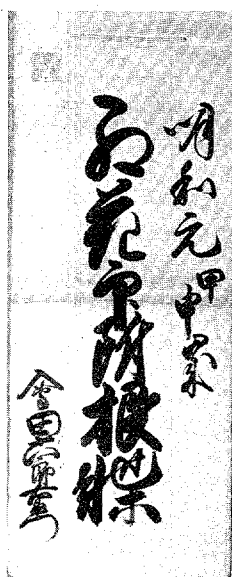
注：史料40「紅花印附根牒」（明和元年）により作成。1丸は16袋＝8匁、4丸で1駄(32匁)となる。

次に、明和元年（一七六四）の『紅花印附根牒』（史料四〇）によって、同年における取扱い駄数と、印付売高と単価、及び取引先をみてみよう（第3表）。

この当時は、一駄の単価が宝暦期よりかなり低
いようである。

第3表に見る如く、明和元年の総駄数は四三駄、売代金は一、八一三兩三分余(外に二駄分の売代金あり)となっている。會田家の紅花荷の商号は灸であるが、その上に、井・谷・本・十一与などの符号を付して、二五の銘柄の上下がわかるようにしている。この年の取引先は、何れも京都の間屋で、若孫(若山屋孫兵衛)・いせ利(伊勢屋利右衛門)外の七店であった。

第6図 『紅花印附根牒』(明和元年)



ちなみに記すが、會田家の紅花荷などの上方売付仲介は、近江八幡商人の西川屋久左衛門と、西川の出店京都の西川屋源介(助)で、それぞれ京都の仲買間屋へ売り捌いていたことが、仕切書や両西川屋の

書翰などで推察される。また、両西川屋と會田家との連絡などは、両西川の山形出店である十日町の西川屋孫七が当たっていた。

以上によつて、會田家の一年間における上方駄送の紅花は、五〇駄前後を扱っていたことが推定出来るが、この数字は、当時の山形商人中でも上位の数字であり、宝暦・明和期における會田家の紅花商人としての活躍と、その隆盛・富裕を知ることが出来る。したがって、棚倉藩小笠原氏、及び佐倉藩堀田氏の御用達商人として、士分格の扶持を給せられ、多額の才覚金を課せられていたことは、当然なことであった。

三、採録にあたって

なお、紙数の都合で、紅花関係史料の二つについては触れられなかったが、特に注目したいことは、三の関連史料に掲げた如く、宝沢及び近郷の農民達

の借用証文の内に、「当月紅花売錢を以、急度相濟」
（史料二）とか、「來ル六月、紅花売代金ヲ以相濟」（
史料八）の一文が入っているものが、多く見られるこ
とである。このことは、すなわち、宝沢及び近郷の
山間村々でも、当時は紅花の栽培をかなりやってい
たことを物語っている。このたび、同家所蔵の多数
の借用証文の内から、目についた一部を、関連史料
として収録しておいた。

最後に、本号の紅花関係史料の収録に当って、特
に留意したことは、出来るだけ年代順に整序するこ
とであった。十二支の丑・寅のみで、年号の明らか
でない多くの史料は、前後の關係から考察して、な
るべく年代を明らかにし、その年号を月日の右脇へ
（ ）内に注記しておいた。それでも年代不明な史
料（一〇〇〇一〇五）は、一の項の末尾に一括して収
録した。

また、書翰（二）は、宝暦・明和期のものが殆どで
あるが、年代不明のものが多い。それで、発信者別

（やや年代順に）にまとめてみた。

終わりに、一昨年来から十数回に及ぶ史料調査に
おいて、所蔵者の會田庄一氏からは、多大の御芳情
と御便宜を頂き、また、下宝沢地区総代佐藤栄氏か
らは、同地区所有の貴重な古文書類を見せて頂いた。
共に記して、深く感謝の意を表して、筆を擱おきます。

一 紅花ほか商取引史料

一

覚

(元文三)
午ノ年分

一、貳拾貳兩三分

江戸糶ノ分

一、貳分

仙台同断

一、八兩

たばこ

一、貳拾四兩壹分 春壳

内買蠟

一、貳兩

市印蠟

一、八兩

米買

一、三拾兩

貸金

一、三拾兩

田地立上ヶ

一、七兩

酒粕

一、貳兩

粉ぬか

一、百三拾貳ノ文

正月ノ酒
九月迄酒

一、九拾貫文

極月廿三日迄酒

内拾ノ文程 かけ損
拾四ノ文 古桶調代

残而六拾六ノ文 両方にて七十貳兩貳分入

一、拾兩

薪代徳

一、四拾貫文

花場御用掛り物

一、貳拾貳兩

同 口銭

十三駄片馬

一、七兩三分

大屋源
大坂源
米共ニ

一、七兩貳分

岩 市村五右衛門分

内七兩貳分と
太次印同合損有

立勘定ニ入

一、貳十兩程 但、七十俵程

手作

ノ貳百八拾兩ト見江申候

一、拾貳兩

八月ノ蠟

一、三兩

午冬米売

一、五兩

午ノ冬ノ蠟
薪・飯米出共也

惣ノ三百兩と相見へ申候

外ニ

貳十六兩 貸金錢直しニ有

貳十三兩 酒ノ代金直しニ付

惣ノ二百五十兩

内

式百四拾両 小遣金・祝言共二

式十両 頼母子へかけ

式十両 了廓へ登金渡

〆式百八十両

六十一両 川崎 大損渡し金

〆三百四十両 今野や

残計 百拾両過と相見へ

症落ニ相違なく合

此度者

破舟ニ式駄逢 百八十両程

若山喜右衛門つぶれ二百三十両程有

六十両 仙印 大損

右之通故、如此ニ候 以上

元文四年未正月六日

右之損共引残而

紅花利 三百両之余利有

二

(元文四) 未暮分 覚

(元文五) 申ノ正月元日改也

一、三両

一、七両弐分

一、百四拾六両三分

一、拾六両

一、弐両

一、八両

内五両、庄右衛門方へ利足出し

六両 米之損金出し

五両 川崎へ遣損分

五両 為替利

一、拾八両

一、拾弐両

一、九拾両

内拾壹両 上納米直段不足有

九両 桶羽替と貸し損

内ノ弐番之利

岩松弐番利

蠟之利有

粕粉・ぬか代

袋の利

西川之分

岡分 利

金貸利

薪木代也

酒ノ利

一、式十兩

錢直段利
高下二付

一、拾兩

紅花中徳

一、式拾兩

紅花口錢

内三拾兩

御私米売不足

一、式拾兩

立上ヶ米

一、式拾兩

手作米

△三百八拾五兩利

内 七拾壹兩ノ損利

上納分引

百九拾壹兩三分

小遣方引

式拾三兩三分

母往生遣引

拾兩

了廊登り付

拾五兩

別段合力

拾兩

御院家様
借損引

六兩式分

頼母子金

△三百式拾七兩

指引而此度

五拾八兩 利過有

症落勘定ニ合

百六十兩 紅花之損ニつもり

惣指引、未之暮ニ右ノ通不足出

(元文五)
申ノ正月元日

三

(宝曆四)

戌ノ仕入新花之代ニ渡し方

一、金百兩

沼木御役所も御返済ニ而渡ス

一、金六兩壹分

右之御利足金

一、金拾兩

大二ノ渡ス

一、金拾五兩

六月廿三日
西川屋ニ而直々渡ス

右新花勘定

同廿八日
八月廿八日済

(注、棚倉藩小笠原氏は、初め沼木に陣屋を置いたが
後に柏倉に陣屋を移転した。)

四

覚

一、錢八貫四百八文

此蠟八駄 但、壹駄ニ付壹貫五拾壹文ツ、

右者当領内ニ而相調、江戸江為差登候ニ付、役錢上納請取申候 以上

(宝曆六)
子二月七日

山本源八印

下宝沢村
六郎兵衛方

五

覚

一、紅花荷拾四駄 但
壹駄ニ付正味三拾貳貫目入
役金壹駄ニ付壹分貳朱ツ、
此役金五両壹分
右之通役金取立上納受取申候 以上

(宝曆六)
子六月廿七日

館野甚藏印

下宝沢村
六郎兵衛方

六

一、蠟三拾貫目 但、三箇

荷主宝沢村庄九郎、在所江持参申由、宿蠟燭町五

一 紅花ほか商取引史料 五七七

左衛門、検断久六断、無相違御通可被成候 以上

宝曆七年

丑二月七日

永田次郎兵衛印
清水庄蔵印

宝沢村道筋

(裏書)

小嶋与左衛門印

七

覚

一、蠟 拾三駄

但、正味四拾貫目 壹駄
三箇附

下宝沢村荷主
六郎兵衛

此役錢 拾三貫六百六拾三文
但、壹駄ニ付壹ノ五拾壹文ツ、
右者役錢取立上納受取申候 以上

(宝曆七)
丑二月十九日

鈴木兵右衛門印

下宝沢村
庄屋方

八

一、蠟 貳駄 但、三箇附 正味四拾貫目入

荷主左沢之久七、同所ニ而相調、宝沢村江持参申

由、則同所より通状参候、宿三日町検断宇右衛門、

加判仁兵衛、無相違御通可被成候 以上

宝曆七年

小清水庄藏印

丑七月朔日

佐久間善藏印

宝沢村道筋

(裏書)

「小嶋与左衛門印」

九

仕切 覚

五月廿五日

一、金六百両

同、廿七日

一、金三百両

六月十八日

一、金百五拾両

七月二日

一、金三百両

金助殿ニ指下ス

大黒屋ニ指下ス

九兵衛ニ指下ス

大黒屋ニ指下ス

同 十一日

一、金貳百五拾両

同、金五拾両

千六百五拾両

内

金貳百五拾両

貴公様分

(朱書)

「金五拾両、源助請金と指引書ニ参ル

金 紅花代金也

金九拾八両貳步

右同断

是者、金指引、拙者請金

金三拾五両

右同断

是者、
印為替金遣

「四」「三」
金三百八拾三両貳步

引残り金千貳百六拾六両貳步

内

七百両
「五拾両」

紅花調金

五百五拾両余

青苧調金

「四百六拾六両貳分也」

十

長次郎殿指下ス

大十
源兵衛殿指下ス

右之通り心当りニ御座候、貴様公へ可申下候

以上

(宝曆七カ)
八月十日

西川久左衛門印

會田六郎兵衛様

同 庄九郎様

一〇

覚

一、蠟荷 拾貳駄

下宝沢村荷主
六郎兵衛

此役錢 拾貳貫六百拾貳文

右者当領内ニ而相調、江戸江為指登候ニ付、役錢取

立上納請取申候 以上

(宝曆八)
寅正月廿九日

館野 甚藏印

下宝沢村生や
喜左衛門方

二 覚

一、蠟荷 拾駄

但 壹駄三箇附
正味四拾貫目入

下宝沢村荷主
六郎兵衛

此役錢 拾貫五百拾文

右者当領内ニ而相調、江戸江為差登候ニ付、役錢取

立上納請取申候 以上

(宝曆八)
寅二月廿日

富川惣左衛門印

下宝沢村
庄屋方

一二

覚

一、干紅花 五駄

但、四箇附、正味三拾貳貫目入

此役金壹両三分、錢五百文

右者当領内ニ而相調、酒田江差下候付、役金上納受

取申候 以上

(宝曆八)
寅六月廿日

平尾一郎太夫印

下宝沢村
六郎兵衛方

一三

覚

一、干紅花荷 拾駄 但、四箇附、正味三拾式メ目入

此役金三両三分 但、老駄老分式朱ツ、

右者上方江為差登候ニ付、大石田口荷口役上納請取

所如件

(宝曆八)

寅六月廿二日

平尾一郎太夫印

下宝沢村

六郎兵衛方

一四

覚

一、金老両三分、錢五百文

右者、紅花五駄分荷口役錢、慥請取申候 以上

(宝曆八)

寅七月五日

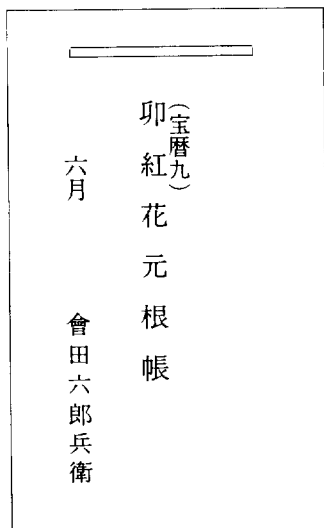
山崎左喜右衛門

彦坂林八郎印

會田六郎兵衛殿

一五

(1) (表紙)



(縦39.0cm、横15.0cm)

(注、文中の「」内は、朱書を示した。)

卯紅花為登手板控

七月十一日

村「四九」合

紅金 四拾八両式分売

十六八

老駄

長金 合

「五二半」

久金・(同 売)

「五八半」

江金 合

六十五両売

同

老駄

手板老枚

老番

又三駄

七月廿日出舟 佐州宿根木 佐藤彦三郎舟

同日「五二半」
本全 五十兩かへ
合 七拾五兩壳

十六入
壹駄片馬

「六三毫」七十四兩かへ
吉全 合九拾貳兩貳分
・印 壹箇

壹駄壹丸

上全 「六」四八かへ
拾貳兩壳

壹丸

〆三駄

貳番

七月廿日出舟

同所 加賀屋七三郎船

七月十三日「四八半」
七全 五十兩かへ
夕全 百五拾兩壳
合

十六入
三駄

〆三駄

三番

七月廿六日出舟

佐州宿根木 有田久兵衛船

同日
沼合

全 四十五兩壳

十六入
壹駄

「四八半」
今全 四十七兩壳
咲全 合

十六入
壹駄

〆貳駄

四番

〇 七月廿七日出舟 同所 石塚市兵衛船

七月十四日

「五二七ト五リン」

士全 合 五十壹兩 壹駄
与全 合 八十六兩 貳駄

十六入
三駄

〆三駄

五番

越前吉崎 見谷や市兵衛船

同日「五二七ト五リン」

士全 合 四三かへ 十六入
与全 合 五十三兩三分 壹駄壹丸 貳駄
四三かへ 三十貳兩壹分 三丸

〆貳駄

六番

〇 七月廿七日出舟 佐州 石塚市兵衛船

七月十五日

上全 合 「六」 十六入
百貳拾兩壳 貳駄

十六入
貳駄

「四五」

合

初 全 四拾五両 壹駄

十六入 貳駄

「四五」

合

極 全 四拾五両 壹駄

七番

七月廿六日出舟 能州天町 筑前や吉郎右衛門船

七月廿二日

「五五」

里 全 三十九両壳

十六入 壹駄

「五三」

合

卯 全 五拾両壳

十六入 壹駄

「四七」五十両かへ

天 全 百両

此内へ十一与印四袋入

「四五」

合

八番

越後鬼伏 岩崎甚助船

七月廿七日

極 全 「五三」五十両かへ

合

七拾五両壳

十六入

壹駄片馬

同

与 全 四三かへ 拾両三分壳

壹丸

正 全 「五三」 (記入なし)

同 壹丸

「五式半」

立 全 百六両壳

同 貳駄

「四五」 手板壹枚

九番

越後鬼伏 平野や由右衛門船

夕 全 「五式半」三十五両かへ 拾七両貳分 片馬

貳駄 三丸

キ

三十三両

壹駄

地 全

代式十七両 拾貳両貳分

壹駄 壹丸

拾三両

合片馬壳 三丸壳

「四五」

合

七匁八分七リ

十一番

佐州宿根木 高津勘四郎船

ちり共二駄数

「三拾貳」

此代 千六百拾八両貳分

紅花三拾駄三丸之代

外二

貳拾七両 ちり五丸之代

(はり紙)

売代金 ちり共二

ノ千五百三拾五兩式分

指引而百拾兩損

此所へ正印壹丸残り有

「八二」合七十五兩かへ 壹駄
代七拾九兩式分十一匁五分
六十四兩かへ 壹駄
六十八兩 壹駄
仙台 十七袋入
三駄

六十六兩かへ
六十六兩 壹駄
四兩式分 四袋

「八二」七十八兩かへ
上仙 八拾貳兩三分
仙 七匁六分
同 壹駄

七月廿九日
ノ四駄 手板壹枚 十番

陸付

「八九」百四兩かへ
仙 合百十七兩 壹駄
角 合百十七兩 壹駄
十八袋入四箇附
貳駄
代百拾八兩七匁六分五リ

一 紅花ほか商取引史料 一五

閏七月十日、仙台立

ノ

山本仁三郎持

「八九」百四兩かへ
仙 百拾兩式分 壹駄
舟 百貳兩 壹駄
九十六兩かへ
十七袋入四箇付
貳駄

近江屋九郎兵衛殿へ

「同」八十四兩かへ
仙 舟 九十九兩壹分売
同断 壹駄

伊勢や源助殿へ

「同」合壹駄
仙 九拾八兩 壹駄
紫 八十四兩 壹駄
十六袋入四箇付
貳駄

山形屋八郎右衛門殿へ

市十郎持

ノ五駄
舟陸共二
ノ拾壹駄 四拾四袋

代金 千三兩

(はり紙)

売代金

ノ千拾六兩三分四匁壹分

指引而

拾三兩三分利

「五拾五兩三分 江戸廻り
ならし着」

端花五拾袋出、左之荷共へたし花二四拾八入
残り式袋西川売ル

キ印

十八袋入四箇付
式駄

内ニたし花十六袋入

内式丸破舟

残而六丸此代六十四兩売
七匁五分

た印

同断
○壹駄

内ニたし花八袋入

に印

同断
○式駄

内ニ久印壹丸有

但、たし花十六袋有故、如此

文印

同断
○壹駄

内ニたし花八袋入

六駄 四拾八袋

(はり紙)

代金三百七拾六兩老分

売代ノ百九拾九兩

指引テ百七十七兩程損

但、五丸之ちり共ニ
駄ノ四拾九駄
九拾式袋過入

外二百九十壹兩

十四匁

四印 四駄 今咲二
天川二

惣代金三千式百拾六兩

「内 式千百九十七兩三十四匁七分式リン 売高惣ノ
此所ニ而百六十三兩 売損見江

外ニ正印壹丸、残り有 ○

此印壹ツハ辰新帳へ写ス

寅ノ残り紅花

○紅印

此代式拾八兩ニ辰夏売ル

式丸

売代金

惣ノ式千九百六拾三兩壹分
六拾五匁八分四厘

(はり紙)

内十七入式箇 江戸舟 難舟

右之売金ノ式千九百三拾五兩壹分

(2)

一、百貳拾七兩三分

貳百拾八兩七百廿文
此金五拾貳兩貳分三百廿文

合テ百八拾兩三百文

百三拾兩

内渡し

貳百五貫文
此金四拾九兩壹分百廿文

合テ百七十九兩壹分百廿文

右指引而

壹兩貳百文 不足
十二日ニ渡ス

外ニ

一、拾四兩七百五十五文 惣掛もの

此金三兩貳分五十文 十二日渡ス

一、五兩 口銭かり

内貳兩渡し、三兩ハかし金内へ差引

一、七兩 手前干

一、貳拾五兩 作右衛門

貳百貳拾兩貳分

一 紅花ほか商取引史料 一五

内

拾兩 合口残り五兩七百め

西川へ遣ス

拾兩 残り七兩七百め有

残而貳百兩貳分

七兩 御役・運賃・太ちん
袋入花作り

上印 貳駄、五拾八兩貳分着

初極印 貳駄、四十五兩着直

七月廿二日、四拾兩七百め
一、六拾四兩貳分

庄 六

内三拾四兩貳分渡ス

一、四兩貳分 貳八百八十め

弥左衛門
たし花

一、壹兩三分

貳袋不足

七拾兩三分 外ニ貳兩三分 御役・運賃
・袋入

西川やち入

惣七拾三兩貳分

極印 壹駄 片馬

但、壹駄ニ付四十九兩上り

一六

(宝曆九カ)
卯紅花為登候也

村 紅 全 四拾九兩

十六入
壹駄

長 久 全 五十式兩式分

同 式丸
同 式丸

紅 全 五十八兩式分

同 壹駄

七月廿日出舟

本 紅 全 五十式兩式分

同 壹駄片馬

吉

上 全 六十三兩壹分

同 壹駄片馬

全 六十兩

同 壹丸

七月廿日出舟

七 夕 全 四十八兩式分

同 三駄

七月廿六日出舟

沼

全 四十八兩式分

同 壹駄

今 咲 全

同 壹駄

七月廿七日出舟

与 全 五十三兩三分

同 三駄

与 全 右同断

同 式駄

七月廿七日出舟

上 全 六十兩

同 式駄

初 全 四十五兩

同 式駄

七月廿六日出舟

里 全 五十五兩

同 壹駄

卯 全 五十三兩

同 壹駄

天 川 全 四十七兩

此内へ十一与印四袋入

同 式駄

極 全 五十三兩

同 壹駄片馬

与 全 五十三兩

正 全

同 十六入
同 壹丸

同 壹丸

立 全 五十式両式分 同 式駄

夕 全 五十式両式分 同 式駄三丸

キ 全 五十式両式分 同 式駄三丸

地 全 五十式両式分 同 式駄三丸

全 五十式両式分

仙 全 八十式両 仙台 十七入 三駄

上 全 右同断 同 壹駄

陸 付

仙 角 八十九両 十八入 式駄 仁平持

仙 舟 同断 近九殿へ 十七入 式駄

仙 舟 同断 伊源殿へ 同 壹駄

仙 紫 同断 山八殿へ 十六入 式駄

江戸廻し

キ 印 内ニたし花十六入 十八入 式駄

た 印 内ニたし八ツ入 同 壹駄

仁 印 内ニ久印壹丸有 同 式駄

文 印 内ニたし八ツ入 同 壹駄

六 駄 四十八袋 六十四ツニ而五十五両三分ならし

駄数

四拾九駄ト 九十式袋 過入

但、五丸之ちり共ニ

一七

覚

一、金百式拾六両三分ト 拾三匁六分四リ くり綿 式拾四本代

山形着上リ

一、金百三拾五両式分ト六匁 右式拾四本 売代金

引残り

金八両式分ト七匁三分六リ

式ツ割

金四両壹分ト三匁六分八リ宛

右之通申候 以上

(宝曆十)

たつ正月十七日

西川屋孫七印

會田六郎兵衛様

一八

壹 番

一、三百式拾両

拾五貫文

七夕 三駄
今咲 沼

但、壹駄ニ付四拾八両式分割也

此内ニ而式駄^四行
末へ出ル

一、式百四拾六両壹分

三拾五^八文

天ノ川 六駄

一、壹両ト百文

十一や払

一、拾壹両式歩

宝沢花

一、七両三分、式百文

加兵衛花

式百六拾六両式分

三十五^八三百文

(錢)

此せに八両壹分九百八十文

金ニ^八式百七十四兩三分ト
九百八十文

内

式兩三分

宝沢へ行

六兩式分

西川

三兩

同断

残而 式百六十式兩式分
九百八十文

外ニ此所三兩式分 十一与印四袋入ル有

壹駄ニ付四拾六兩三分七匁

一、百式兩式歩

五百文

(宝曆九)
卯ノ本 四十九

一、式百六拾九兩壹分

三拾五貫文

此金八兩壹分六百八十文

金ニ式百七拾七兩式分

六百八十文

内

式拾三兩三分

ちり花
五丸引

残而式百五十三兩三分

六百八十文

内三兩三分

中引
立田タきり方にて

残而式百五拾兩六百八十文

一、七拾九兩

吉 五丸

一、四拾八兩三分

懸り物共ニ
村紅
壺駄

一、百式拾貳兩三分

本紅 六丸
長 貳ツ
久 貳ツ

四、六百文

千百八拾五兩貳分

式拾壺、七百六十文

懸り物覚

一、三拾五兩

十一屋出し
式拾駄

一、八兩

西川出し
四駄

一、拾兩

十一屋
干花 廿駄口銭

一、三兩壹分

文七札

一、拾三、貳百文

五十六兩壹分

十三、貳百文

一、三百五拾三兩三分

一、貳拾兩三分

六百八十文

一、七兩壹分

一、貳兩貳分

三百八拾四兩壹分

一、壹兩三分

一、貳兩貳分

十三匁五分

一、五兩壹分

十壺、貳分五り

一、貳兩壹分

五匁

拾壺兩三分

廿九匁七分五り

一、金貳歩

水花計

惣合三百九拾六兩貳分

廿九匁七分五り

十一や

繩之内
庭之共
作り共

十一屋

水花
買元

懸り物

口銭

買子札

七駄壺丸
山形、ちん

御役

運ちん金

右袋代

有心当

内四両

ちらし花
代引

一、貳両

入ル

残而三百八十貳両貳分

廿九匁七分五リ
せに六百八十文

惣ノ貳千三拾八両三分

廿九匁七分五リ
此金貳分也

一、三百七拾四両壹分

江戸廻し
六駄

錢三拾五ノ八百四十七文

此金八両貳分ト三百貳十文

又貳両

口錢

合テ貳千四拾七両三分
三百貳十文

ちり

内

一、貳拾三両三分

五丸

九拾五両

天全 貳駄

一、壹両三分

右入用
御役・運賃

百七両貳分
拾六匁

仕入 貳与全 貳駄

但、五丸ニ御座候へ共、十一与壹丸之所相濟

九拾七両貳分

天全 貳駄

候所、前々出候故、此所ニて如此引申候

一、貳両ト貳百七文

宝沢ノ参

九拾三両貳分
拾四匁

天全 貳駄

極印壹駄片馬

御役・運賃・たちん

ノ三百九十四両

内壹両貳分

袋 四駄分代

指引残而

三口ノ貳拾七両貳分
貳百七文

千六百五拾三両三分
三百貳十文

残而貳十六両貳百七文

内

一、壹分

岡荷

三丸袋代 増シ

一、百八拾両

西川買、錢ニテ

一、百両

宝沢分、銭

一、六両三分、三百三十八文

右両口売上

一、貳百五拾両

七月七日

一、百両

同 九日

一、五拾両

沼木紅花之代

一、拾壹両貳分

宝沢花之代

一、百両

七月十三日

一、百拾両貳分

佐藤

一、百両

七月廿五日

一、貳百両

見せ

一、百六十九両三分

同売立にて出ス

一、九拾九両

見せ

一、千四百七拾七両貳分

銭にて出ス

一、八百六十三文

一、内貳両三分

天ノ川ノ所にて
集分引

一、残而千四百七拾四両三分

八百六十三文

一、指引残而

百七拾八両三分

不足かり

四百九拾七文

四百廿七文、廿日ニ西川へ払

(宝曆九)

卯七月十一日五十両かし、廿日ニ七十両受取候故

一、貳拾両

文次郎受取

卯八月十一日

一、百九拾壹両

今 天 貳駄 貳駄
送 川 花代金
拾四匁 手前も出金也

卯八月廿日

金受取

一、拾両

一、五百両

かり

卯八月廿八日手形渡、上方九月晦日渡り

西谷善九郎殿

一、金貳百両

当金受取、うち貳両出ル

卯九月廿五日手形渡、上方参着

西谷次左衛門殿渡

一、金百両

当金受取、同合老両出ル

卯十月十日手形渡、上方参着

西谷善九郎殿

一、金貳百五拾両

当金受取、同合老両分出ル

卯極月朔日出、極月廿一日着

村居権六持

一、金百両

下り金受取

卯十月中旬ニ大阪へ渡ル
一、金四拾貳兩三分

江戸

薪屋四郎兵衛殿方
三州木綿代

為替ニ而大坂仁左衛門殿へ渡ス

此金西川屋店

卯十一月朔日、使庄九郎ニ而請取

卯十一月十三日
一、金五拾兩

西川店へ受取置

卯十二月五日横町へ
一、金三拾兩

右同断

極月十八日横町へ直々渡し
一、金四拾兩

西川屋へ受取

極月廿五日
一、金五拾兩

右同断

(宝曆十)

辰正月十七日
一、金貳百兩

右同断

受取小、三百七拾兩

二月十九日
一、金百兩

右同断

直々吉兵衛へ

五月廿六日
一、金百兩

右同断

三月、四月、五月迄二
一、金五拾兩

錢買金、西川屋へ出ル

六百貳拾兩

辰正月廿三受取、上方ニ而大坂へ渡ル

一、金七拾兩

大坂屋治右衛門殿

(はり紙)

此金七拾兩、西川屋へ渡り、錢買金ニ成、

外ニ右西川屋之五十入、ノテ百貳拾兩分

錢西川屋ニ有り

此金百貳拾兩、六月五日請取、

六月五日

使文治郎

辰正月十七日受取

天童

一、金五拾兩

佐藤惣十郎殿

上方参着

辰正月廿四日ニ受取、

御絵伝御願金

一、金貳拾五兩

西称寺

又貳拾五兩 辰極月廿七日受取

同日、御前机注文金

一、金三兩

正願寺

此金六月十六日、作右衛門方へ相返ス、済

上方卯極月廿八日渡し、下り為替

一、金百兩

西谷善太郎殿

此金辰四月廿八日、百貳兩貳分大十店へ受取済

辰六月十五日着

一、金百兩

新七殿下り金

此金七月八日ニ新七殿持参ニ而、手前ニ而請取

(はり紙)

飛蔭繼目金

外々懸り物

内

辰六月廿三日
一、金五兩

(ママ)
飛蔭繼目之内受取

見聞寺

又六兩三分

相済申候

端銀受取

(宝曆十)

辰四月廿二日 久次郎下り節

売口惣金高中勘定

一、貳千百九拾七兩

三拾七匁七分式リン

内

百兩

西谷次左衛門殿為替

貳百兩

西谷善九郎殿為替

貳百五十拾兩

同 人 為替

百兩

権六下り持参

百兩

大十 為替

五拾兩

天童 佐藤 為替

七十兩

大坂屋 為替

五百兩

千三百七拾兩

一、六拾五兩三分

貳匁壹分五

くりわた 廿本
手前金ニ而出居

一、貳拾三兩壹分

貳十匁匁四分五

見聞寺

一、同断

善龍寺

一、

西称寺

一、四拾八兩

西川承り

念力寺

一、三拾兩

西川や承り

儀兵衛殿為替

一、百拾三兩

文次(郎)入用

一、四十兩三分

九匁七分

薪屋四郎兵衛

一九

(1) 宝曆十辰年四月廿三日下り

八幡山

錢相場

壹匁三十文

柏原 鶴屋

柏原

同

加納 両口屋

加納

同

細銀

㊦

細鋏	老貫五十文	大井	新酒や	一、金老歩		八まん
大井	老ノ七十文	野尻	ふるや	一、同老歩		清水
野尻	同	藪原	間屋	一、同老両式分	四月廿六日	大井迄
藪原	老ノ十文	松本	樽屋	一、同式歩	同 廿七日	
松本	同	麻海		一、同式歩	同 廿八日	
麻海	同	新荒町	庄屋	一、同式歩	同 晦日	
新町	同	荒井	近江屋	一、同式歩	五月朔日	
荒井	同	柏崎	丁子屋	一、同老歩	同 二日	
柏崎	老ノ十文	寺泊	宮越	一、同三步	同 三日	
寺泊	同	新潟	秋田や	一、同三步	同 四日	
新潟	同	中条	間屋	一、同式歩	同 五日	柏崎
中条	同	玉川	間屋	一、同式歩	同 同日	
玉河	老ノ四十文	手子	間屋之向へ	一、同老歩	同 六日	同所
手子	老ノ三十文	赤湯	与五右衛門	一、同老歩	同	寺泊
宝沢へ御着被遊候 以上				一、同老歩	同	新潟
(宝曆十)				一、同三步	同	同所
辰ノ五月十一日				一、同式歩	同	松ヶ崎
				一、同式歩	同 七日	中条
				一、同老歩	同 八日	大川嶋

(2) 四月廿三日、八幡出立

是迄九両也

一、同式歩 同

九日 小子

一、同式歩

赤湯

一、同式歩、壹ノ十文

上之山にて

二〇

紅花買仕切

太符印 正味三拾貳貫匁入 但シ四箇附
江 極上最上紅花 壹駄

此代金四拾壹両、銀壹匁壹分

一、金七両貳歩

銀七匁三分

御役金・袋紙代
運賃金 山形大石田迄駄ちん
諸色掛り・口銭

二口ノ 金四拾八両貳歩、銀八匁四分

右之荷物相調上方江為指登申候、此表指引勘定相済、

出入無御座候、若相違之義茂候ハ、重而可被仰付

候、仍而如件

宝曆十辰年

山形

江口善右衛門 印

六月

宝沢

會田六郎兵衛殿

二一

覚

一、金九拾壹両壹分

八匁六分

一、金百六拾壹両三分

六匁五分

一、金拾両

ノ 金貳百六拾貳両貳分

拾五匁壹分

内へ金五拾両

引残而貳百拾貳両貳分

拾五匁壹分

右之通御座候 以上

(宝曆十)

辰ノ

七月八日

會田庄九郎様

同 文治郎様

荷印之覚

全本

上山

壹駄

片馬

全里

中口

貳駄

片馬
四袋

十一与

全仕入 貳駄

干花 買代ノ高

右御役

添金・諸入用・口銭共

いつ、や勘右衛門殿
ノ受取

西川や孫七

右之通ニ御座候 以上

(宝曆十)

七月八日

西川や孫七

會田様

二二

西川指引

一、千百三拾壹兩貳分

五匁八分

一、三拾兩

(宝曆九)
卯紅花上方仕切表残
り
小林儀兵衛殿為替

一、四拾八兩

念力寺様

一、六拾五兩三分

貳匁壹分五

繰綿貳拾本代

一、四拾兩三分

九匁七分

藪屋四郎兵衛

一、壹兩貳分

十三匁三分

辰ノ春
銭壳出し有筭

一、百三拾四兩

辰年

仙台紅花式駄之代

千四百五拾三兩壹分程か

内

四拾貳兩三分

五匁七分

藪屋四郎兵衛

木綿之代

五拾兩

店方受取
十一月十三日

三拾兩

十二月五日
横町へ受取

四拾兩

極月十八日
横町へ直渡

五拾兩

極月廿五日

貳百兩

正月十七日受取

百兩

二月十九日
吉兵衛殿方

百兩

五月廿六日
吉兵衛殿方

五拾兩

銭買金

百兩

七月二日
新七殿方

貳百拾貳兩三分

拾五匁壹分

土屋干花仕入共に
六駄代

但シ、五拾兩之内、

渡し引テ如此

貳百兩

善龍寺様ニ而
新七殿方

九拾五兩程

青芋拾貳駄代有筭

三拾兩程か

見世大帳表

千貳百九拾八兩三分

三拾貳匁五分

指引残テ

百五拾四兩壹步程

(宝曆十) 寺内二而
内百兩、辰九月朔日直々請取

着五十兩之割直

一、九拾七兩貳分

九匁三分

着四拾兩之割直

一、拾壹兩壹分

飛印 壹駄三丸
十三袋代

丸一印 壹丸
貳袋代

〆百八兩三分

九月八日迄紅花買
西川へかし

辰九月十日
一、百兩

西谷治左衛門殿為替
金取り、青芋代ニ渡ス

一、百五拾兩

九月廿八日当着金之内
ニ而、嶋屋持下り金
青芋之方へ渡ス

九月十八日
拾兩

使直々受取○

同廿六日
拾兩

右同斷○

(はり紙)

此拾兩 十八日分
又十兩 廿六日分

此一口書出シへ出ル

十月廿八日
五拾兩

使直々受取

一 紅花ほか商取引史料 二三

十一月十七日

三拾兩

横町勘右衛門様方へ受取
質之方ニ成ル

十一月廿三日

拾兩

使直々受取

十二月六日

五拾兩

使直々受取

同 廿二日

貳拾兩

沼木へ渡し、請取ル

同

三兩

横町へ、請取ル

二三

覚

一、金貳百六拾七兩貳分

三度ニ受取

内金百六拾三兩貳分
十貳匁

青芋仕切渡ス

引残而金百三兩三分
三匁不足

かり

右之通御座候 以上

(宝曆十二)

巳正月廿日

西川や
孫 七

會田七郎右衛門様

同 六郎兵衛様

二四

覚

九月廿八日着

一、金三百両者

同 晦日

此内百五十両者

同 廿八日

又百五拾両者

九月十日

一、金百両也

九月七日、同十八日兩度二

一、金三百両者

同 十八日

此内百両者

同 廿八日

又百四十七両者

同

又三両者

九月七日

又式拾貳兩貳分

同 七日

又拾両者

手前源助ちかり

七郎右衛門様へ渡ス

江戸廻し青芋方へ遣

西屋甚兵衛殿為替、
青芋方へ遣

西屋伊兵衛殿為替受
取

七郎右衛門様へ渡ス

六郎兵衛様へ渡ス

右之札金ニ渡ス

長太郎二岡荷紅花
太ちんニ渡ス、六駄分

七郎右衛門様へ渡ス

〆式百八十貳兩貳分

引残而拾七兩貳分者

合都合三百両也

右ノ通覚申候

(宝曆十一カ)

正月廿日

西川や

青芋方へ入ル、遣

二五

覚

一、金百五拾五兩三步

四匁五分

一、金七兩三步

七匁五分

〆金百六拾三兩貳步拾貳匁

荷印之覚

全 天白印

同 生白印

同 玉白印

白干 廿駄片馬
江戸迄之上り

江戸藏鋪
深川ちむしけ
車力雪中ニて増駄賃
才料太儀共

八兩三分ト八匁

四駄

八兩ト八匁

六駄

八兩ト八匁

六駄片馬

同 初白印

六兩貳分八匁
四駄

式拾駄片馬

右之通御座候 以上

(宝曆十二)

已正月

西川屋孫七

會田六郎兵衛様

二六

覚

一、金四兩壹分

貳百六十九文

右者七郎右衛門様分、受取申候 以上

内金七兩貳分

紅花駄ちん
貳太分受取

引残り三兩ト七百九十一文

右之通差引相済申候

(宝曆十二)

巳ノ二月四日

西川や孫七印

會田六郎兵衛様

二七

覚

一、銀百八拾五匁壹分

壹割

此正 百六拾六匁五分九リ

外ニ 四百五十文錢有

此銀六匁七分五リ

正ミ 百七拾三匁三分四リ

五月三日

内金 壹兩代六拾四匁

引テ源助殿に拂

引残り 百九匁三分四リ

右江

此金壹兩貳分、十三匁三分四リ

一、金貳分拾貳匁

文治郎様へ

直々御取替申候、尤

富田屋分、いせ治殿

へ御渡シ被成候様ニ

被仰候

持用きせる 壹本

愛知川屋見せに相渡

し申候

源助様御承知ニ御座

一、金貳分六匁

(はり紙)

此度壹分六匁 新七、大坂からかり
 又壹分 源六かり
 此兩人御聞被下、返礼者松本へ直々被相付可被下候

金貳兩貳分

銀三拾貳匁七分四リ

此金貳分壹匁五分

都合金三兩壹匁五分

右之通槌ニ請取、相済申候 以上

(宝曆十一)

巳五月廿六日

松本長治郎

西川源助殿

二八

仕切

一、金八兩三步 現金三拾五兩替

金正古花 拾六袋

一、金百四拾五兩 押込現金五十七兩替
銀壹匁

全十一 紅花 貳駄

同上 同花 拾九袋

同雨 同花 拾六袋

金貳駄片馬三袋

一、金四拾壹兩壹歩 現金四拾四兩替

全初 片馬貳拾八袋

一、金貳百三拾六兩壹歩 現金八拾五兩替
銀九匁九分五厘

仙丹貳駄片馬拾八袋

一、金四拾貳兩

全初 壹駄也

一、金三拾七兩貳歩 現金五十兩替

同雨 片馬拾六袋

一、金四拾七兩貳歩 同金八十兩替

仙角 片馬六袋

一、金四拾七兩

全極 壹駄也

現金拾六兩替

一、金拾貳兩

同子 塵花 片馬拾六袋

一、金六拾五兩壹步 同金五十八兩替

仙村 壹駄八袋

一、金三拾貳兩

全里印 壹駄也

一、金貳拾壹兩貳步 現金四拾三兩替

同本 片馬也

一、金拾八兩 現金六十四兩替

同仙 拾八袋

一、金五拾六兩 同金三十兩替
銀五匁

同民 壹駄片馬壹袋

一、金百四拾四兩貳步 押込現金三拾貳兩替

高 壹駄片馬拾貳袋

飛 壹駄片馬拾貳袋

根 片馬六袋

飛・拾五袋

丸 貳拾袋

ノ四駄片馬壹袋

極月晦日
一、金五拾貳兩

若山屋喜右衛門殿 6

江印壹駄代二而請取

ノ金千六兩貳步

銀拾五匁九分五厘

右之通紅花代金、別紙差引書之通不殘相渡、此表無
出入相濟申候、為其仕切狀仍而如件

宝曆十一年

已五月

會田六郎兵衛殿

西川久左衛門殿

同 源 介 殿

二九

京都御買物入用

山形屋
八郎右衛門印

五月四日

一、五拾六匁

六分五厘

近江屋源兵衛

高

一、百三拾三匁

九分五厘

菱屋与左衛門

一、百貳拾三匁

菱や善兵衛

一、三十七匁三分

日野や清左衛門

一、五百五十三文

ふじや九兵衛

一、百八拾壹匁三分

泉屋仁左衛門

又三十七匁

右同人

一、百九拾九匁

千切や庄兵衛

一、四拾八匁八分

守山屋次右衛門

一、四百六十貳文

泉や茂兵衛

又八匁六分

右同人江

一、拾四匁

能ひん壹

一、六拾九匁四分五厘

十一屋吉右衛門

此内九匁三分

江口殿分

一、八拾四匁五分

おきなや晒
貳疋 代銀

一、拾貳匁

ちりめん
ゆもじ 壹つ

一、金貳分ト三百文

古道具

一、金壹分ト五百文

真綿中綿之代

一、金壹両

六條様江上金

一、八匁六分

右同断
清七殿分

一、金壹両

大坂

此拂 貳歩

武介宿札

又八匁六分

右同人酒手

又貳匁

下女札

又金壹両

銭 買

残り銀 勘右衛門殿へ渡ス

一、金貳両

伊勢参宮渡ス

一、金貳歩

いれば之代

一、五百文

取かへ

四月六日
一、金貳歩

同 断

同 十五日
一、金壹歩

右同断

同 十九日
一、金壹歩

右同断

同 廿日
一、金壹歩

右同断

一、金壹歩

右同断

一、金沓歩

右同斷

十五匁五分かへ

一、金沓両

大谷

右之通御座候、若相違も御座候ハ、仰可被下候

内 百文歸り

以上

一、金貳両貳分

作右衛門殿内儀かし

(宝曆十一)
巳五月

西川 源助

一、金貳歩

大坂ニて芝居見物小遣

會田六郎兵衛様

一、金壹歩

宝沢女衆四人合力

井筒屋勘右衛門様

一、金壹両

御剃刀貳人
御盃 壹人

一、金壹歩

錢買

三〇

一、金壹両

円侍寺様下リニ渡ス
(マ)

紅花買仕切

一、金壹両

大龍寺様衣之代

太金 符印印 正味三拾貳貫匁入 但シ四箇附
江金 極上最上紅花三拾八袋四分

一、金三歩

若喜花過金

太金 同 紅花貳拾五袋六分

一、金貳両

座敷

壹駄

金拾七両

代金四拾五両貳分、銀拾四匁四分八厘

銀壹貫拾四匁分五厘

錢貳貫貳百拾九文

一、金七両三分

御役金・袋紙
運賃金・山形大石田迄駄ちん

此銀三拾四匁三分九厘

銀壹匁九分三厘

諸色掛り・口銭

金ニ金三拾三両、八匁五分四厘

二口金五拾三両貳分、銀壹匁四分壹厘

六十五匁かへ

右之荷物相調、上方江為指登申候、此表指引勘定相
濟出入無御座候、仍而如件

宝曆十一巳年

羽州山形
江口善右衛門 印

七月

宝沢

會田六郎兵衛殿

三二

覚

全工
与

〇八月六日

式丸

山八殿上ス

三匁六分

十三日
十四丸

山八殿上ス

廿五匁式分

全錦

〇八月三日

壹丸

山八殿上ス

壹匁八分

六日
壹丸

山八殿上ス

壹匁八分

十三日
十式丸

山八殿上ス

廿壹匁六分

全平

八月六日
壹丸

山八殿上ス

壹匁八分

十三日
五丸

山八殿上ス

九匁

全吟

八月六日
壹丸

山八殿上ス

壹匁八分

全ち

八月六日
壹丸

山八殿上ス

壹匁八分

全栄

八月三日
壹丸

山八殿上ス

壹匁八分

十三日
七丸

山八殿上ス

十式匁六分

全新

片馬ハ

八月三日
壹丸
山八殿上ス
壹匁八分
十三日
壹丸
山八殿上ス
壹匁八分

金木

貳駄ハ

八月十四日
貳丸
山八殿上ス
三匁六分

九月十五日
貳丸
山八殿上ス
三匁七分

十月四日
四丸
松徳殿上ス
七匁四分

仙ハ

貳駄ハ

八月廿二日
貳丸
山八殿上ス
三匁六分

八月廿日
壹丸
いせ源殿上ス
壹匁八分

九月三日
壹丸
若孫殿上ス
壹匁八分五厘

十九日
貳丸
山八殿上ス
三匁七分

同日
貳丸
若孫殿上ス
三匁七分仙

仙ホ

壹駄ハ

八月廿四日
壹丸
山八殿上ス
壹匁八分

廿日
貳丸
いせ源殿上ス
三匁六分

九月四日
壹丸
山八殿上ス
壹匁八分五厘

金

仙ニ

貳駄ハ

八月廿二日
貳丸
山八殿上ス
三匁六分

廿日
壹丸
いせ源殿上ス
壹匁八分

九月二日
五丸
山八殿上ス
九匁貳分五厘

金

与

壹駄 片馬ハ

九月五日
壹丸
近九殿上ス
壹匁八分五厘

十一月九日
五丸
近九殿上ス
九匁五分

金

与

片馬ハ

九月十五日
貳丸
山八殿上ス
三匁七分

全仙
雨

貳駄ハ

三丸

蔵入

五匁七分

九月五日
壹丸

山八殿上ス

壹匁八分五厘

全仙
角

壹駄ハ

同日
壹丸

近九殿上ス

壹匁八分五厘

九月廿六日
壹丸

いせ源殿上ス

壹匁八分五厘

十二日
三丸

近九殿上ス

五匁五分五厘

同日
壹丸

山八殿上ス

壹匁八分五厘

同日
三丸

山八殿上ス

五匁五分五厘

十一月廿七日
貳丸

山八殿上ス

三匁八分

全仙
口

貳駄

全仙
船

三駄ハ

九月廿六日
壹丸

山八殿上ス

壹匁八分五厘

九月廿七日
壹丸

いせ源上ス

壹匁八分五厘

同日
壹丸

いせ利殿上ス

壹匁八分五厘

同日
壹丸

山八殿上ス

壹匁八分五厘

同日
壹丸

紙勘殿上ス

壹匁八分五厘

十月三日
貳丸

近九殿上ス

三匁七分

五丸

蔵入

九匁五分

十月十六日
貳丸

西川氏へ上ス

三匁七分

全仙
イ

貳駄ハ

九月廿六日
壹丸

山八殿上ス

壹匁八分五厘

十一月三日
壹丸

近九殿上ス

壹匁九分

十一月廿七日
四丸

山八殿上ス

七匁六分

廿七日
四丸

山八殿上ス

七匁六分

丁式百五拾九文手板残り

金極一

壹駄ハ

金鈴 壹丸

蔵入

壹丸ハ

壹匁九分

此印

山八殿、正月朔日

十月十三日 壹丸

紙勘殿上ス

壹匁八分五厘

金玉

貳丸ハ

十一月三日 壹丸

近九殿上ス

壹匁九分

十月十三日 壹丸

若孫殿上ス

壹匁八分五厘

貳丸

蔵入

三匁八分

壹丸

蔵入

壹匁九分

金仙舟

拾貳丸

三駄ハ

此印

山八殿、正(月)朔日

拾貳丸

蔵入

貳拾貳匁八分

金天紅

壹駄 片馬ハ

金仙

壹駄ハ

十月十三日 壹丸

山八殿上ス

壹匁八分五厘

十一月三日 壹丸

近九殿上ス

壹匁九分

十二月十四日 壹丸

いせ源殿上ス

壹匁九分

十二月十四日 壹丸

いせ源殿上ス

壹匁九分

四丸

蔵入

七匁六分

貳丸

蔵入

三匁八分

此四丸

松徳へ、十二月朔日

金木口

三丸ハ

金本

片馬ハ

十一月十四日 三丸

いせ源殿上ス

五匁七分

十二月十四日 貳丸

いせ源殿上ス

三匁八分

金光

壹駄ハ

十月十三日

壹丸

山八殿上ス

壹匁八分五厘

十一月三日

壹丸

近九殿上ス

壹匁九分

十四日

貳丸

山八殿上ス

三匁八分

〆

全 初天

片馬ハ

十月十三日

壹丸

若勘殿上ス

壹匁八分五厘

壹丸

蔵入

壹匁九分

此印

山八殿、正月朔日

全 極紅

片馬ハ

十月十三日

壹丸

近九殿上ス

壹匁八分五厘

壹丸

蔵入

壹匁九分

此印

山八殿、正月朔日

〆

全 仙船

貳駄ハ

八丸

蔵入

十五匁貳分

〆

全 仙舟

壹駄ハ

十月廿四日

壹丸

山八殿上ス

壹匁八分五厘

十一月十七日

壹丸

松徳殿上ス

壹匁九分

貳丸

蔵入

三匁八分

此貳丸

松任へ、十二月朔日

〆

全 仙船

壹駄ハ

四丸

蔵入

七匁六分

全 仙角

貳駄ハ

十一月廿七日

貳丸

山八殿上ス

三匁八分

十二月十四日

壹丸

いせ源殿上ス

壹匁九分

五丸

蔵入

九匁五分

〆

〆 三百五拾貳匁六分

内へ丁貳百五拾九文

引四匁壹分五厘

残ノ三百四拾八匁四分五厘

金五兩貳歩ト三百廿文

外ニ金貳兩、米代銀之内

右之通慥ニ受取申候

(宝曆十二)

巳極月

會田六郎兵衛様

西川源助様

代四郎兵衛

白銀屋陸助(印)

一、錢五拾文

一、錢九拾七文

一、銀六匁六分

一、銀六匁四分

一、銀五十四匁八式り

一、錢七拾三文

一、銀百六匁四分四り七毛

ノ銀貳百三匁壹分六り七毛
錢四百四十八文

金直し 三兩壹分ト壹ノ十九文

右之通(記入なし)

會 七様

(2)

与印 六駄分

掛り物銀四十三匁八分五り

大津

新印 片馬

右同断 十一与印 壹駄

新印 片馬 壹駄半

池田 片馬 壹駄

右同断 十一与 壹駄

仙台 六駄分

池田 仕切分 六駄分

山中 仕切 六駄分

新日野 屋行 十一駄分

(上包書)

「巳ノ紅花上方懸り物割合仕立」

三二

(1) 巳年上方掛り物

一、銀七匁三分

一、銀拾八匁

一、銀三匁六分

一、錢貳百廿八文

十一与印 壹駄
大津 京迄駄ちん

錦印 右同断 貳駄

新印 片馬

右同断 片馬
錦印 貳駄
片馬 山中仕切

錦印

但、沓駄二付七匁分ツ、
三駄片馬
此掛り物 廿五匁式分

大津

仙船

六駄

大津

又 四拾五匁式分五リ
錢五拾文 十四匁四分

山中
池田仕切

但、沓駄二付七匁式分ツ、
大津五駄ちん
十四匁六分五リ

仙八

二駄

仙六

一駄

同 七匁式分五リ

仙二

式駄

同 十四匁六分五リ

仙雨

式駄

大津 十四匁八分
亦 錢貳百四文
五匁六分

山中仕切
池田仕切

一、金七匁式分

但、駄數四十六駄半江引

日野屋源助札金

仙口

式駄

大津 十五匁五リ
又 式匁五分五リ

池田仕切

内

沓駄二付九匁六分七リ七毛

仙イ

式駄

大津 十五匁壹分五リ
又 式匁四分九リ

池田仕切

仙角

三駄

大津 廿貳匁七分
又 錢廿文
七匁式分

山中
池田仕切

仙舟

四駄

大津 三十匁三分五リ
錢十九文
七匁式分

山中
池田仕切

覚 三三(注、この史料は、襖の下張り紙より発見せり。)

一、金百四拾兩

(宝曆十一カ)
已 錦印 四かへ

紅花 三駄片馬
売代金也

一、金拾六兩ト

銀拾壹匁六分五リ

已

新印紅花
廿八袋代

一、金貳百八拾五兩三分

銀五匁四分

已

仙印 六駄
売代

一、金三兩ト

七匁五分

錦印 五袋

金四百四拾四兩三分
銀貳銀式拾四匁五分五リ

此錢壹分六百六十八文

内

金貳百五拾兩

下り金ニ而
為替金
四度ニ渡ス

金貳拾五兩貳歩

(破損不明)

兩式分ト五百文

(以下欠損分あり)

仏檀之代

専称寺様

此所渡し

金三拾四兩

紙代渡し

金拾六兩壹分

惣かし方渡し

金五拾兩壹分

引残り金百拾六兩三分
百六十八文

内江

紅花八百目

此代三分七百六十文

同壹 八百七拾匁

此代貳兩ト百文

金壹兩貳分
七百九拾文

金壹分

三百文

(以下切)

右印
大石田迄 駄賃

玉 上 全 印 壹駄
日 全 印 片馬
御改運賃金かし

玉印 合口残り渡し

田印 合口残り渡し

三四

(宝曆十一)

已入用

一、金拾兩貳歩ト

百貳拾六 四百五十六文

一、金四兩三步ト

三百七拾五文

一、金六兩ト

三 貳十四文

手前有帳面

通ひ表拂

久作拂

一、金六兩卜 大二印拂

一、金四兩壹歩ト 全 拂

一、金四兩壹歩 同買物代

金三拾五兩三步
百三拾貳 百貳十壹文

外二

米百貳拾壹俵 飯米ニ也

又同六俵 栄 藏

百貳拾七俵

代金貳十八兩三步

六匁八分壹リ

二口 金六拾四兩貳歩

百三拾貳 七百四拾七文

此金廿四兩卜七百四十七文

金ニ 八拾八兩貳歩

右已歳入用改

(宝曆十二)
午正月十九日

三五

(端裏書)
「六番」

仕 切

巳ノ十月廿日
一、金五拾兩三步ト 但し五拾兩かへ
銀壹匁九分五厘 欠木印最上紅花 壹駄壹袋

一、金百四兩 欠仙 但し五拾貳兩かへ
金印仙台紅花 貳駄

金百五拾四兩三步ト
銀壹匁九分五厘

右之通以相對を売買仕、代金不残西川源助殿相渡し、
此表無出入相済申候、若拔袋算用違等御座候ハ、
指引可仕候 以上

宝曆十二 午年五月十八日 松任屋徳兵衛印

會田六郎兵衛殿

西川 源 助殿

三六

金指引

一、金千貳百八拾九兩貳歩ト 山形屋仕切表
銀百三拾三匁四分壹厘

一、金貳拾五兩壹歩

右同人

一、金貳百五兩貳歩

近九 仕切表

一、金八拾八兩

右同人

拾四匁七分七厘

一、金貳百四兩壹歩

伊勢源仕切表

一、金百五拾四兩三歩ト

松徳 仕切表

壹匁九分五厘

一、金拾四兩三歩ト

右同人

拾貳匁六分三厘

一、金貳拾四兩

若孫 仕切表

一、金四拾三兩壹歩

いせ源仕切

三匁八分七厘

一、金七拾五兩貳歩

若勘 仕切表

右八沼木傳右衛門殿分

ノ金貳千百貳拾四兩三歩

百六拾六匁六分三厘

内

巳九月十一日

一、金三百兩

大黒屋飛脚ニ

一、金壹兩貳歩

右た賃

一、貳拾四匁

右切ちん

一、金三歩ト三匁九分八厘

柏原吉三郎船
なん舟わり

一、金四兩貳歩七匁六分

専称寺様取かへ金
錢五百文也

一、金百兩

西谷善九郎殿為替金

一、金百兩

大坂屋為替
近江屋太右衛門殿渡し

一、金五拾兩

同人為替金
いせ屋七郎右衛門殿渡し

一、金三百兩

大黒屋飛脚ニ

一、金壹兩貳歩七匁七分

右た賃

一、金壹歩ト拾貳匁七分

九五かへ
右三百兩切ちん

一、金貳拾五兩貳歩程

佛道具 三箇

跡5仕切

五月十三日

一、金貳百兩

大黒屋飛脚

一、三拾匁

右切ちん

一、金壹兩

右た賃

大津

一、金五兩貳歩六匁四分七厘

白銀屋仕切拂

一、貳拾九匁五分

山中仕切表

一、百目貳分九厘

海津仕切表

一、金百貳拾四兩壹歩ト

八幡線綿

三拾五本仕切

一、金三拾八兩貳歩

杉上線綿

拾本仕切表

一、金拾三兩三歩

井勘仕切表

一、金三百兩

仙台紅花

六駄売金引

一、金七兩貳歩

新日野屋

金千五百七拾四兩貳歩

貳百四拾六匁三分五厘

指引残而

金五百四拾八兩三歩ト

拾四匁七分八厘

又金四拾兩三歩三匁四厘

若山屋喜右衛門殿
仕切金

又金貳拾壹兩壹歩ト

七匁七分九厘

青苧差引過上金

三口

合金六百拾兩三歩

貳拾五匁六分壹厘

(抹消)

内 七拾五兩貳分

沼木加印
二重渡し引

三百兩 午六月十三日着

下り金受取

引残而

金貳百三拾五兩壹分

貳拾五匁六分壹厘

此分、午八月十九日西川店指引ニ入ル

右之通り御座候間、御引合被成可被下候 以上

西川久左衛門印

宝曆十二年

壬午六月

會田六郎兵衛様

三七

入記覚写

一、夜着蒲団入

長持三棹

一、屏風

三双 箱入

一、椀膳

百人前 箱入

一、皿・猪口・手塩

八拾人前 箱入

一、砂鉢

拾ウ 箱入

一、銚子・盃

三通り

一、提重	壺通り
一、茶弁当	式通り
一、重箱	五通り
一、竹器	式ッ
一、衣袋入簞笥	式ッ
一、同半界	式ッ
一、小道具入長持	壺棹
一、たばこ盆	三通り
一、火鉢	式ッ
一、花瓶	式ッ
一、硯箱	三面
一、燭台	式挺
一、盤湯	式ッ
一、小道具入戸棚	壺ッ
一、賭物入櫃	壺ッ
一、碁盤・石共	式面
一、將棋盤	壺面
一、双六盤	壺面

一、茶ノ湯道具	壺櫃
是ハ請取印	
一、具足	式料 つこ
一、大小	壺通り
一、長刀	壺振
一、鎗	壺筋
一、利万弓	壺通り
一、大弓	三張
一、馬具	壺通り
是ハ受取印	箱入式ッ
一、乗駕籠	壺挺
一、小鞍 波	式ッ
一、太鞍 波	壺ッ
是ハ受取印	
一、三味線	式挺
一、琴	壺面
一、書物入箱	七ッ

右三拾八口之通、壺品切小數改書キ札入、封印ニ而

慥預り置申候、何時成共御勝手次第第二御持運可被成候、為後日仍如件

宝曆十二年

會田六郎兵衛

十二月

下宝沢村庄屋
喜左衛門

取次山形十日町
西川屋孫七殿

三八

(宝曆十三)
未紅花

売付覚

士与印 三八かへ

十月七日状

飛印 四かへ

十月七日状

飛天印 四かへ

十月七日状

内三丸ハ若孫

壹丸ハ山八

仕紅印 三四かへ

十月七日状

四印 三七五かへ

九月十九日状

いせ源か
式駄

壹丸

壹駄

壹駄

三丸

士与印 三八五かへ

十月十七日状

木印 三六五かへ

井印 三七かへ

壹駄三丸

不残

式駄

不残

不残壳

三九

木
金仕入目錄

一、三拾貫百目

四郎次

代金三拾九兩三分

一、拾五貫四百目

傳 七

代金貳拾兩貳分

金ノ六拾兩壹分

此荷四印壹駄片馬卜

残花壹ノ八百匁

沼印二入

一、九拾壹貫六百六拾目

代金百拾貳兩貳分

木印

此荷三駄卜残花三貫匁

沼印二入

一、貳拾七貫三百目

代金貳拾五兩壹分

一、沓貫八百目

四印入

一、三貫目

木印入

金ノ式拾五兩壹分

此荷沼印、沓駄卜残花三ノ七百目

木一印二入

一、三貫七百目

沼印入

高木

一、沓貫七百五拾目

丹十郎花

代金貳兩壹分貳百文

五日町

一、沓貫四百六拾目

彦右衛門花

代金壹兩三分七百文

一、四百四拾五匁

甚太郎花

代金貳分四百五拾文

金ノ四兩三分卜錢四百廿文

木一印

此荷 沓箇

金ノ貳百貳兩三分、錢四百廿文

荷ノ五駄三箇

右之通御座候、尤諸色掛り物相除キ勘定ニ御座候

以上

明和元年申七月

沼木村

鈴木傳右衛門

會田六郎右衛門様

四〇

(表紙)

明和元甲申歲

紅花印附根牒

會田六郎右衛門

覚

井全

十六入

貳駄壹丸

本荷沓駄二付

金四拾壹兩貳步着

内貳丸四貳かへ 代貳拾壹兩

若孫

四九かへ

貳丸

代廿四兩貳分

若孫

(縦44.2cm, 横16.5cm)

四式かへ
壹駄壹丸 代五拾貳両貳分 若喜

九十八両也

谷
十六入 右同断
壹駄壹丸 金四拾四両着

四五かへ
此代五拾六両壹分 いせ利

本
十六入 右同断
貳駄三丸 金四拾五両着

五壹かへ
代百四拾両壹分 若孫

久
十六入 本荷壹駄二付
壹丸 金四拾壹両着

五一かへ
代拾貳両三分 若孫

和
十六入 右同断
壹丸 金三拾九両着

四かへ
壳代拾両 若喜

与
十六入 右同断
壹 四駄壹丸 金四拾壹両貳分着

内壹丸合印二 十一与印拾袋 十六入有
五かへ 千印 六袋

右之内貳駄十袋仕切参ル、代百七両三分
三匁八分 い源

千
十六入 右同断
貳丸 金四拾壹両着

四式かへ
片馬六袋 壳代廿四両三分
銀十壹匁八分 いせ源

木
十六入 右同断
三駄 金四拾貳両着

四かへ
内貳駄 代八拾両 若勘

又壹駄 代四拾両貳分 同

沼
十六入 右同断
壹駄 金三拾六両着

代四拾五両 若孫

四
十六入 右同断
壹駄貳丸 金四拾壹両貳分步着

四四かへ
六丸 代六十六両 若孫

木 十六入 右同断
金 三拾八両着

四かへ
壹代 拾両

若孫

羽 十六入 本荷壹駄ニ付
貳駄 金 三拾五両着

内壹駄 代 三十三両

若喜

又壹駄 代 三十三両

いせ源

六十六両也

金 十六入 右同断
壹駄 金 四拾壹両着

若喜

代 三拾五両

いせ源

サ 十六入 右同断
壹駄 金 三拾壹両着

代 貳拾九両

山八

貳拾壹駄壹丸也

干花分

天 十六入 本荷壹駄ニ付
壹駄 三丸 金 四拾三両着

四三かへ 代 四拾三両 近九

五三かへ 又三丸 代 三拾九両三分 若孫

八十貳両三分也

信 十六入 右同断
壹駄 金 四拾三両着

代 三拾九両貳分 若勘

代 三拾九両貳分

雨 十六入 右同断
壹駄 金 四拾両着

代 四拾両 いせ利

代 四拾両

光 十六入 右同断
三駄 金 三拾九両着

三七かへ 代 百拾壹両 いせ源

代 百拾壹両

明 十六入 本荷壹駄ニ付
貳駄 金 三拾七両着

三五かへ 内貳丸 代 拾七両貳分 近九

三六かへ 又六丸 代 五拾四両 若喜

七十卷兩式分也

里金 十六入
右同断
金貳拾五兩着

代三拾五兩

いせ源

木金 十六入
右同断
金貳拾七兩着

代廿九兩

山八

拾駄三丸也

仙台

仙舟 拾六入
三駄

内式駄 百拾兩

壹駄 六十兩

百七十兩也

仙角 拾六入
貳駄

五三かへ
貳駄 代百六兩

いせ源

仙紫 拾六入
三駄三丸

五四かへ
三駄三丸 代貳百貳兩式分

いせ源

仙富 拾六入
貳駄壹丸

内式駄十袋 代百壹兩壹分
四七かへ 五匁九分

山八

たし花六袋 代四兩

百五兩壹分、五匁九分也

拾壹駄也

右仙台本荷、壹駄二付ならし金五拾壹兩着、尤高

下有之候間、印御見訳御売付可被下候 以上

都合 四拾三駄也

右之通御座候 以上

會田六郎右衛門

明和元歳申八月

西川久左衛門殿

同 源 助殿

四一

(上包書)

「未紅花壳代指引書
申ノ花仕入元上り割合書
沼木傳右衛門分」

(1) 指引書
覚

一、貳百貳兩三分
錢四百廿文
申ノ紅花
五駄三箇代

一、八兩貳分
錢十貳文
袋紙
荷作
添金

一、拾壹兩
四駄分
小屋掛

一、四兩
同
口 錢

一、貳百廿六兩壹分
錢四百三十貳文

二ツ割 壹人分

百拾三兩
銀拾壹匁ツ、

一、拾兩貳分
十匁六分七リ
米壳代

一、四拾八兩貳分
三匁九分五リ五
未ノ紅花壳代割

一、五拾九兩

十五匁六分貳リ五

二口合 百七十貳兩

廿六匁六分貳リ五

内へ

百廿五兩

度々渡ス

貳十兩

八月廿九日西川へ渡ス

差引而

廿七兩壹分
七百廿文

右之通相渡し、無出入相済申候 以上

(明和元)

申九月六日

六郎右衛門

沼木

傳右衛門様

(2) 覚

一、九拾三匁五分

袋 五駄片馬

一、六拾文

疊糸 五十本

一、四百廿文

棒繩 六百

一、八拾八文

絵符板 廿貳枚

一、四匁貳分五リ

袋 十六

九拾七匁七分五釐
五百六拾八文

右ハ西川に書出面

一、貳百文

木一印 壹箇
判錢・駄ちん共二

一、拾貳匁壹分四釐

添金割

一、五百五拾文

五駄片馬、通判錢

拾貳匁壹分四釐
七百五拾文

右勘右衛門殿に取替分

一、三百九拾壹文

荷筵 廿三枚

一、貳百文

棒繩 三百

一、九百廿文

荷作り日料

一、五九百廿文

大石田迄駄ちん掛り物

一、六拾文

蠟燭 拾丁

一、貳百文

才料日料

一、金四兩貳分

添金
五駄片馬分

四兩貳分ト

七九六百九拾壹文

惣 金四兩貳分

銀百九匁八分九釐
錢九貫九文

金直シ八兩貳分ト
錢拾貳文

右之通ニ御座候 已上

(明和元)
申ノ七月

鈴木傳右衛門

會田六郎右衛門様

四二

(端裏書)
「近九印 壹番」

仕切状

一、金拾七兩貳分

片歩引・口錢引正味
御手取現金三拾五兩かへ

父明印 最上紅花貳丸

但し十六袋入

片馬

右之通相對を以売買仕、代金不殘相渡し無出入相濟
申候、若シ算用違或者拔袋等も御座候ハ、重而御
互ニ差引可申候、為後日之仍而如件

明和元年申十一月九日

近江や
九兵衛印

會田六郎兵衛殿

西川 源助殿

四三

(端裏書)

「サ印山八 六番」

仕切

現金

一、金貳拾九兩 金サ印 老駄代

右之通御相対を以売買仕、紅花之代金不残相渡し、此表無出入相済申候、若万一算用違或者抜袋、又ハ違犯等御座候ハ、重而御互ニ差引可仕候 已上

明和元年

申間十二月卅日

西川 源助殿

山形屋

八郎右衛門印

四四

仕切

歩引・口銭引御手取現金也
一、金三拾三兩

金羽印 直干花老駄

一 紅花ほか商取引史料 四三―四五

同断 同金四拾兩かへ
一、金拾兩

金四拾三兩

金和印 直干花六袋

右之通御相対を以売買仕紅花代金、不残相渡し、此表無出入相済申候、万一抜袋違花等御座候ハ、重而御差引可被下候、為後日仍而如件

明和貳年酉六月九日

西川 源助殿

若山屋

喜右衛門印

四五

(上包書)

二酉ノ夏

木印花仕入元上り書

(1) 酉ノ沼木花元上り

一、金三拾八兩貳分 木印 仕花代

外二六兩 千方掛物

貳兩 口銭

金四拾六兩貳分

一、金拾九兩貳分 木印へ入 干花買

六拾六両 木印 貳駄三九二成

一、金六拾両壹分 四印分

銀拾匁貳分

外ニ貳分 買口銭

但し、御寺之寄進ニ成ル

六拾両三分

拾匁貳分

二口 百貳拾六両三分

拾匁貳分

外ニ九拾三匁六分

袋代 五駄貳袋分

貳分貳朱

荷作入用

五両

添金

六貫文

大石田迄たちん銭

五両貳分貳朱

銀九十三匁六分

銭六匁文

三口

金 百三拾五両三分

壹匁三分

二ツ割

六拾七両貳分

九匁六分五リツ、

但し四印 壹駄ニ付

金廿八両壹分 着直

壹匁貳分

木印 壹駄ニ付

金廿五両三分 着直

壹匁貳分

(明和二)

酉ノ六月

(2) 覚

四印

一、紅花貳駄ト拾八袋

代金六拾両壹分、銀拾匁貳分

但、壹駄ニ付廿六両貳分
壹袋ニ付永四百拾四文

木印
一、紅花五拾九貫匁

代金三拾八両貳分

木印入
一、同 廿壹貫五百匁

代金拾九両貳分

八郎右衛門花

但、壹匁百匁かへ

金 百拾八両壹分拾貳匁

荷數ノ五駄卜式袋

右之通西紅花仕入、如此ニ御座候 以上

(明和二)

酉六月廿三日

鈴木傳右衛門印

會田六郎右衛門様

覚

一、 袋五駄卜式袋

一、 口糸 百廿

一、 絵符板

一、 式分式朱

繩 廿枚

一、 八百文

一、 六貫文 駄ちん、大石田迄諸色掛り物共

一、 金五両 添 金

荷作酒代
(以下なし)

四六

仕切

一、 金四両壹分ト銀七匁八分

一 紅花ほか商取引史料 四六―四七

全 木古紅花 但シ三拾五両かへ
八袋 合

右之通相對を以売買仕、代金不殘相渡し、此表無出入相済可申候、若拔袋・算用違等御座候者、重而指引可仕候 以上

明和二乙酉年六月

松任屋徳兵衛印

會田六郎兵衛殿

西川 源助殿

四七 (注、(1)―(3)は、同じ包紙に入っている。)

(包紙上書)

(明和二)

「西ノ仙台紅花買帳

諸懸り物書付入」

(1) 山形迄入用

三分三百六十文 御役金

老ノ百六十文 駄 賃

式百文 彦右衛門

百文 問 屋

百文 長 吉

●●●●●●●●●●
百四拾五匁

ノ廿六ノ百七拾五匁

内巻ノ六拾匁引

正味 貳拾五ノ百拾五匁

代金

外二

一、三百廿五匁
同八分
正味

代

一、七拾匁

甚四郎

代貳百四拾五文

一、四拾匁

門兵衛

代百四拾文

一、百七拾匁

門四郎

代壹分百廿文

ノ正味五拾七ノ八百三拾匁

一、金貳拾両
吉兵衛殿ニ渡ス

(2)

一、九ノ百廿匁

弥平治

代金拾五両、十貳匁

一、廿壹ノ貳百四拾匁

甚四郎

代金三拾五両壹分、九匁

一、廿五ノ百拾五匁

吉兵衛

代金四拾壹両三分
六匁五分

一、三百廿五匁

同人

代金貳分、貳匁五分

一、貳百八十匁

小花

代金壹分、五百五文

代ノ九拾三両三分
五百五文

又貳両

添金

貳両壹分

宝沢迄掛り物

壹両

荷作り・たちん共二

惣ノ九十八両三分

(3)

(表紙)

明和二年	
駄賃帳	
酉六月	會田六郎兵衛

一、代九拾七文

紅花壹駄分受取申候

五月 百五文

川崎
野上迄

六月廿三日

馬さし

五郎平印

一、代貳百七拾八文

野上町迄
さ、や町迄

但、花荷物壹駄 貳箇分

右之通受取申候 以上

六月廿三日

野上町馬指
彦兵衛

一、三百七拾四文

本馬壹駄半分

笹谷
関根迄

商人駄賃相定候通

右之通受取申候 以上

六月廿三日

馬指 与 七印

一、百貳拾六文

本馬壹疋半分

関根
新山迄

六月廿三日

馬指 仲 蔵印

一、貳百三拾六文

本馬壹疋、からしり壹疋

新山
宝沢迄

同日

馬さし

重左衛門印

×壹×百六拾壹文

四八

柏原喜八郎船荷物、無難

但し、粟鳴ニ而諸掛りもの出方

全 紅花 貳駄ト壹箇

〔人〕 同 沓箇

ノ式駄片馬

此出金沓両三分、永拾六匁五分

但し、沓箇ニ付十九匁沓分五厘ツ、

ノ

石塚長兵衛船いたミ

父 紅花 五駄

此出金沓両三分、永式匁六分

但し、沓箇ニ付八匁八分八厘ツ、

ノ

二口ノ金三両式分

永拾九匁沓分

此差七百廿五文

同印酒田干立諸掛りもの

一、沓ノ七百五拾文

濡紅花、粟嶋ノ酒田へ積返シ、運賃半渡り之分

沓箇ニ付百七拾五文ツ、

一、六百文 水上ケ丁持ちん

一、百七拾文 箇切ほとき

丁持 三人

一、沓ノ百文 干立庭代

但し、薙五百廿枚相調、此代四貫八百五拾文、

二ツ割ニ而之割合、廿箇分之掛り如此

一、七貫八百式拾文 干立雇

但し、高男女子共ニシテ式百廿沓人

此賃拾七貫式百文之わり

廿箇分之掛り如此

一、九百九拾文

荷作り
花拵雇共ニ

一、三百文

荷薙・繩・こも代共

一、金沓両拾七匁沓分八リン
此せに六百五拾式文

紅花拾沓丸ト沓箇

敦賀へ為登運賃

一、同三分 右荷物へ添金ニ渡ス

一、六百九拾三文 七嶋十沓枚
荷作り

ノ金沓両三分ト

拾四貫七拾五文

惣ノ金五兩壹分ト

(錢) せに拾四貫八百文

金ニノ九兩ト五百五拾文

内

一、金壹兩貳分、八百七拾貳文

手板貳通之送金
船頭長兵衛方ヨ請取

右引残り金七兩壹分ト六百廿八文

兩かへ三ノ八百文

外ニ三匁貳分、くつ花大石田へ為登運賃

右之通りニ御座候 已上

(明和二)
西七月

鐙屋惣右衛門印

會田六郎右衛門殿

井筒屋勘右衛門殿

西川 孫 七殿

四九

(上包書)

久左衛門殿
源 助殿ヨ

申ノ紅花壳代金指引目録」

(1) 金指引

一、金千五百七拾五兩壹歩
九匁七分

則、仕切先達而指下ス

内江

申八月十七日
一、歩金三百兩也

又 金三歩也

又 金壹兩貳歩

又 錢壹ノ文

代拾五匁五分

申十月卅日
一、金百兩也

申十一月卅日
一、金貳百兩也

未秋上り分
一、金貳歩ト
八匁貳分

一、金三歩ト
壹分六也

一、金五拾兩也

一、金四拾貳兩壹歩

金紅花

三拾四駄
貳拾袋代

伊勢源出シ
指下ス

切賃

駄賃

右増

大木為替

右同人為替

雨印囲入用割

本印 拾壹丸

久印 壹丸

難船本銀

斎藤傳左衛門殿為替

村居 清 七殿為替

一、金百四拾九兩三步
拾匁四分四也

くりわた
四拾壹本

則、仕切先達而指下ス

一、金貳百兩也

蠟調金
大坂江下ス

一、金壹歩下
九匁七分四也

山中仕切

一、銀四拾九匁五分九也

海津仕切

一、金五兩ト五匁三分九也

白銀屋仕切

一、金七兩貳歩

新日野屋

金千五拾八兩壹歩
銀九拾九匁貳り也

右之

指引残り 金五百拾五兩貳歩
五匁壹分八也

右之通御座候、引残り金之所、西川孫七方御請取

可被下候 以上

明和二年

西七月吉日

西川久左衛門印

會田六郎右衛門様

(2) 金二番

已登り
一、金四拾三兩

仙印 四丸

一 紅花ほか商取引史料 四九

内廿壹兩貳分 當時分一受取

残而廿壹兩貳分 證文下ス

未
一、金四兩壹分七匁八分 木印 八袋

此内壹袋不足、わけ御座候ニ付

申
一、金四兩 仙留印 六袋

一、同貳十四兩三分 四貳
拾匁八分 一十印 貳丸六袋

一、同三拾三兩 羽印 四丸

一、同五拾四兩 明印 六丸

一、同五拾貳兩貳分 四貳
井印 五丸

一、同三十三兩 羽印 四丸

一、同 拾兩 和印 壹丸

一、同五拾五兩 四五
谷印 五丸

一、同 四拾兩 雨印 四丸

一、同三拾壹兩 若 孫

三百六十四兩壹分、拾九匁六分

内三兩引、頼母子
残而三百六十壹兩壹分、拾九匁六分

又千五百七十五両壹分
九匁七分

ノ高

此分、八幡親方仕切引合置、間違も無御座候哉ニ奉
存候、此度俄立ニ而、急ニ持候間、能々御当り、品
売之儀、松任屋證文之義文言憑敷候間、両口共御好
御為登可被下候、先ハ下シ申候 以上

(明和二)

西六月十一日

西川 源介印

會田六郎右衛門様

五〇

覚

一、金七両壹步
六百廿八文

外二百廿壹文

右者、長兵衛船難船掛物、慥ニ請取申候 以上

(明和二)

酉八月十九日

鐙屋久右衛門印

西川孫七殿

五一

(端裏書)
「山八二」

覚

一、但し現金三拾四両貳步かへ
金貳拾五両三歩
銀七匁八分

右之通御相対を以売買致、紅花代不残相渡し、此表
相済申候 以上

明和二酉九月十七日

山形屋
八郎右衛門印

西川源助殿

五二

(端裏書)

「ワ勘一」

覚

八月十五日
一、金拾八両貳步

同、金拾六両
但、現金三拾七両替
大余印最上紅花片馬

九月十五日
一、金拾八両貳步

同、金三拾八両
但、現金
大余印同 紅花片馬

ノ金九拾壹両

右之通御相對を以買請、代金不殘相渡し、此表無出入相濟申候、若拔袋或者算用違等有之候ハ、御互二重而指引可仕候 以上

明和貳酉年九月

若山屋
勘右衛門印

會田六郎右衛門殿

西川源助殿

五三

(端裏書)
「山八三」

覚

一、金三拾七両
銀拾壹匁八分

父井印紅花 壹駄四袋

右之通相對を以売買致、紅花代金銀不殘相渡し、此表無出入相濟申候 以上

明和二年

西十月十日

山形屋
八郎右衛門印

西川源助殿

五四

(端裏書)
「近九四」

覚

一、金七拾四両

但し、正味現金三拾七両かへ

父信印最上紅花 八丸
但し、拾六袋入

式駄

右之通相對を以買請、代金不殘相渡し、此表無出入相濟申候、若シ拔袋等も御座候ハ、重而御互二差引可申候 以上

明和貳年西十月十一日

近江屋
九郎兵衛印

會田六郎兵衛殿

西川源助殿

五五

覚

父 四匁八分壹厘

八月登り
仙雨八丸
手板指引残り
紅花 大津へ

丁四百拾貳文 同

代六匁五分四厘 拾貳丸 同 大津へ
手板指引残り

舟受合 拾匁三分五厘

右之通ニ御座候、御引合可被下候 以上

(明和二)

酉十月廿日

池田徳右衛門印

西川久左衛門殿

覚

西川源助殿

五七

(端裏書)

「ワカ孫七」

一、金三拾九兩也

今天印紅花 壹駄

一、金四拾兩也

同 印同 壹駄

合金七拾九兩也

(端裏書)

「ワ喜五」

五六

仕切

右之通相対を以買請、代金不残相渡シ、此表無出入相
濟申候、為後日仍而如件

一、金百五兩貳歩と
銀拾匁八分

現金三拾八兩がへ
金木印直干花 貳駄
片馬拾八袋

明和二年酉十月

若山や
孫兵衛印

會田六郎兵衛殿分

西川源助殿

右之通御相対を以買請、紅花代金不残相渡シ、此表
無出入相濟申候、万一拔袋・違花等も有之候ハ、
重而御差引可被下候、為後日仍而如件

明和貳年

五八

(端裏書)

「ワ喜六」

酉十月廿三日

若山屋
喜右衛門印

仕切

一、金百四拾三兩 現金五拾八兩がへ
銀拾壹匁八分 父肥宇登川花 式駄三拾袋

一、金貳拾四兩三步 同金五拾五兩がへ
銀拾匁八分 父五同花 式拾五袋

同△同花 三袋

同○同花 壹袋

父 貳拾九袋

一、金八兩貳步 現金五拾兩がへ
銀五匁九分 父飛宇登川花拾壹袋

一、金五拾七兩壹分 同金三拾六兩がへ
銀七匁八分七厘 父村直干花 壹駄片馬六袋

一、金八拾三兩壹分 同金三拾七兩がへ
同金四同花 式駄拾六袋

一、金百拾壹兩貳步 同金六拾兩がへ
銀三匁九分三厘 父仙留仙台花 壹駄片馬式拾三袋

一、金四兩三步と 同金三拾五兩がへ
銀拾匁八分 父仙利入合 直干花 九袋

一、金百貳拾三兩三步と 三拾壹目壹駄ニ付現金貳拾壹兩がへ
銀拾三匁六分 父エ濡花 七拾三目

一、金貳兩貳步と 同大同花 百拾目
銀八匁六分 父濡下物 式目

同 四百五拾匁
同粉花 六袋

父 五ノ四百五拾目

父 金五百五拾九兩壹步と
銀七拾貳匁五分八厘

右之通御相對を以買請、紅花代金不殘相渡シ、此表
無出入相濟申候、万一抜袋違花等有之候ハ、重而
御差引可被下候、為後日仍而如件

明和貳年

西十月廿三日 若山屋 喜右衛門印

西川 源助殿

五九

覚

十一月十四日 四匁貳分替
一、三百四拾八匁六分 父 ちらし紅花 壹丸

正三貫三百目

六三七八

此金五兩壹分

十三匁七分五厘

右之通御渡シ申、無出入相済申候 以上

明和貳年

酉十一月晦日

愛宕川屋

長右衛門 印

西川 源 助様

金貳百拾三兩

右之通御相對ヲ以買請、代金不残相渡シ、此表無出入相済申候、万一抜袋又者算用違等有之候ハ、重而御差引可申候、爲後日仍而如件

明和二酉歲霜月

伊勢屋

理右衛門 印

會田六郎右衛門殿

西川 源 助殿

六〇

(端裏書)

「伊勢理 八」

仕 切

一、金百三拾兩

但、御手前現金四拾兩かへ

父本印紅花 三駄 十六袋

代

一、金四拾五兩

但、右同金三拾六兩かへ

同与印同 壹駄 十六袋

代

一、金三拾八兩

但、右同金二兩

同清印同

壹駄

代

六一

仕 切

一、金五拾五兩貳步

現金三拾貳兩かへ

父里直千花 壹駄 片馬

拾五袋

代金定也

一、金六兩貳步

父チリ濡チリ花 拾四袋

同上印本花 三袋

拾七袋

金六拾貳兩也

右之通御相對を以買請、紅花代金不残相渡し、此表

無出入相済申候、万一抜袋・違花等も有之候ハ、

重而御差引可被下候、為後日仍而如件

明和式酉年十二月八日

若山屋

喜右衛門印

西川源助殿

六二

覚

一、金三十六両

印金印 壹駄

右出羽屋傳藏殿売

一、金四十八両

若印 壹駄

内ニ綿六袋入

右若山や喜右衛門殿売り

此両口かり仕切也

(明和二)

酉十二月九日

西川屋源介印

会田六郎右衛門様

六三

覚

一、金千三百四両式分

百四匁七分

高

内七百四両

下シ金

残而六百両式分

百四匁七分

又

わた

三拾式両かへ

一、七十式両

全 里印

此金子請取

一、六両式分

縞荷

此金子請取

壹丸売
十七入之分

合テ 請取済也

全 印 金印

三十六両かへ
七丸 右添ニ而

此金子未請取不申候所、其節ノ印売候と申上候へ共、三七かへかいつれ様口さきニ而、模様致候所、此間出羽屋ニ而三十三両ニ、右印金印渡金通売付申候ヲ聞候、恵之様申候間、若間違候得者、用捨可被下候

残り荷物の覚

一、士与印 壹丸

一、仲印 壹丸

一、新印 八丸

一、新合印 壹丸

一、永印 本六ツ 四丸

内合ニ利三、紅三

△

外二

一、ちり花 壹丸

是者廿兩かへ可参也

右之御引合可被下候、違候ハ、早々被申、為登可被

下と奉待候

一、若印之仕切、此之内ニ綿六ツ之代引き被申候ニ

付、仕切出不申候、此かわりニ去々年々印壹袋、

松徳若印出入未相済不申候、出入なし可仕と申置

候、能々御引合可被下、御頼上奉存候 以上

(明和二)

西十二月廿日

西川源助印

会田六郎右衛門様
同 七郎右衛門様

六四

覚

一、金九兩貳歩

御手取現金三拾八兩かへ
々仲印最上紅花 拾六袋

右之通御相對を以買請、代金不残相渡、此表無出入

相済申候 以上

明和貳年

西十二月廿六日

若山屋
勘右衛門印

會田六郎兵衛殿

西川 源介殿

六五

覚

一、金九兩貳分

但し、正味現金三拾八兩かへ

々幸印最上紅花 壹丸
但し拾六袋入

一、金壹兩貳分と拾壹匁九分貳厘

右同断

金利印同花

現金三十六匁かへ 三袋

一、金貳兩と六匁九分五厘

右同断

金紅印同花

現金四拾五匁かへ 三袋

一、金三兩三分と拾壹匁九分貳厘
本印分

右同断

金喜印同花

現金四拾貳匁かへ 六袋

一、金貳分と壹匁九分九厘
無印也

右同断

金四印同花

現金三十四匁かへ 壹袋

金拾七兩壹分と銀三拾貳匁七分八厘

此金貳分と九分八リン

合金拾七兩三分と銀九分八厘

右之通相対を以買請、代金不残相渡し、此表無出入
相済申候 以上

明和貳年酉ノ十二月廿九日 近江屋九郎兵衛印

會田六郎兵衛殿

西川 源助殿

六六

仕切

一、金三拾六兩

御手取現金

金与印紅花 壹駄

代

右之通買請代金不残相渡し、此表無出入相済申候、
万一抜袋算用違有之候者、重而御差引可被下候、為
後日仍而如件

明和二年酉極月

伊勢屋

介印

會田六郎兵衛殿

西川 源助殿

六七

仕切

御手取現金三拾六兩替

一、金六拾三兩貳步 金印紅花 壹駄

銀三匁九分 片馬 拾七袋

代

右之通買請代金不残相渡シ、此表無出入相済申候、
万一算用違或拔袋有之候者、重而御差引可被下候、
為後日仍而如件

明和二年酉極月

伊勢屋 介印

會田六郎兵衛殿

西川 源助殿

六八

會田金指引

一、金九拾壹兩

若山屋 勘右衛門殿

一、金貳拾五兩三歩
七匁八分

山形屋 八郎右衛門殿

一、金三拾七兩
拾壹匁八分

右 同 人

一、金七拾四兩

近江屋 九郎兵衛殿

一、金百五兩貳步 拾壹匁八分

若山屋 喜右衛門殿

一、金五百五拾九兩壹歩
七拾貳匁五分八リン

右 同 人

一、金七拾九兩

若山屋 孫兵衛殿
伊勢屋 理右衛門殿

一、金貳百拾三兩
十一与仕切、跡 五

伊勢屋 源助殿

一、金三拾六兩

若山屋 喜右衛門殿

一、金四拾八兩

出羽屋 傳兵衛殿

印金右同断
一、金三拾六兩
金千三百四兩貳歩
銀百三匁九分八リン

内

一、金三百兩

大黒屋二指下ス

又

右切賃

又

右駄賃

一、金百兩也

大木為替相渡ス

一、金四拾四兩

漆山為替相渡ス

一、金貳百兩

市村宇兵衛殿指下ス

又

右切賃

○幸印

壹丸

又

右駄賃

○仲印

壹丸

一、金六拾両

〔久〕新七方江為替

新印

八丸

×金七百四両也

新合印

壹丸

引残り金六百両式歩

永印

四丸

内、壹丸壳

銀百三匁九分八リ

(はり紙)

ち印

壹丸

金百五拾両

くりわた代

×

右之通御座候、能々御引合可被下候 以上

右之通御座候 以上

明和二年

西川久左衛門印

(明和二)
西十二月

西川久左衛門印

西十二月

會田六郎右衛門様

會田六郎右衛門様

六九

七〇

残り荷物覚

(上包書)

「西ノくりわた
売立指引書入」

○里印

九丸

三式かへ
代七拾式両と狀ニ申参ル

(1) 繰綿売買指引之覚

○印金

七丸

三六かへ
代六十三両と申参ル

一、金五拾三両式歩
八匁九分五

○チリ濡

壹丸

一、金四拾三両壹分ト
六分七リ

同断
十式本

一 紅花ほか商取引史料 六九、七〇

八五

大坂着

一、金五拾三兩

八分貳リ

杉上印

十四本

酒田着

金百四拾九兩三歩ト

拾匁四分四リ

右金會田出金也

一、四百三拾七匁四分

八幡印

廿七本

自大坂、山かた迄

一、百五拾四匁

杉上印

十四本

自酒田、山かた

金五百九拾壹匁四分

此金九兩三歩ト六匁四分

右金出金也

合

金百五拾九兩貳歩ト

拾六匁八分四

但シ、壹本ニ付山かた着

貳百三拾三匁八分三リ上リ

一、金百貳拾兩ト

三匁四分九リ

貳拾五本半

売代金

但、壹本ニ付

貳百八拾貳匁四分九リ宛

壹本ニ付利銀

四拾八匁六分六リ宛

貳拾五本半

利合壹金貳百四拾匁八分三リ

貳ツ割

六百貳拾匁四分一リ五

此金拾兩壹分ト

五匁四分壹

元利合

金百六拾兩ト

十五匁八分五

右之通御座候、若勘定違等も御座候ハ、重而御差

引可仕候 以上

四拾壹本元金、貳拾五本半売立、利金共ニ相済申候

以上

外ニ

一、くり綿

拾五本半立

此売立利金之所、**ス**預り、是ハ追而相払次第御差引

可仕候間、左様思召可被下候 以上

(明和三)
戌正月

西川 孫七 **印**

會田六郎右衛門様

(2) (マ)
操綿売仕切

一、金六拾兩壹歩ト
九匁三分六

拾五本半
元金

但シ、壹本ニ付

貳百三拾三匁八分三リ

此売代

金七拾壹兩三歩ト
十三匁四分四

元金引残り

金拾壹兩貳歩ト
四匁八リ

利金

内 金五兩三歩
貳匁四リ

スへ申請ル

引残り金五兩三歩ト
貳匁四リ

右元金子、此度御渡申上、酉くり綿差引不残相済、
出入無之候 以上

(明和三)
戌二月廿七日

西川 孫七 **印**

會田六郎右衛門様

七一

式番金指引

一、金拾六兩

若山屋
孫兵衛殿仕切

一、金六拾貳兩

若山屋
喜右衛門殿仕切

一、金六拾三兩貳歩
三匁九分

伊勢屋
源助殿仕切

一、金九兩貳歩

若山屋
勘右衛門殿仕切

一、金拾七兩三歩
九分八厘

近江屋
九郎兵衛殿仕切

一、金五兩也

仕切なし
チリ壹九代

金百七拾三兩三歩四匁八歩八厘

内金貳歩ト壹匁九分九厘
近九 無印壹袋代引

引残り金百七拾三兩壹歩式匁八分九厘

右之通御座候、能々御引合可被下候 以上

明和三年

西川久左衛門印

戌三月

會田六郎右衛門様

七二

仕 切

一、金貳拾四兩貳歩かへ
現金貳拾四兩と
銀壹匁 金新乱紅花片馬
貳拾六袋

右之通御相對を以買請、紅花代金不殘相渡し、此表

無出入相済申候、万一抜袋・違花等も有之候ハ、

重而御差引可被下候、為後日仍而如件

明和三年戌五月十一日

若山屋 喜右衛門印

西川源助殿

七三

仕 切

一、金拾四兩壹歩
銀壹匁七分五厘

銀四十三匁替
金 永印 乱花大小 三丸

正味目 八貫五百匁入 貳丸

四貫貳百五拾匁入 壹丸

金貳拾貳貫貳百五拾目

代銀九百拾三匁七分五厘 此金

一、金六兩貳歩と
銀八匁

金貳拾六兩貳歩替
同新印袋入乱 拾六袋代

金貳拾兩三歩と
銀九匁七分五厘

右之通買請代金不殘相渡し、此表無出入相済申候、万

一抜袋・等用違等有之候ハ、重而差引可申候、為

後日仍而如件

明和三年

戌五月十五日

伊勢屋 源 助印

會田六郎右衛門殿

西河源助殿

七四

(上包み書)
明和二年

酉紅花売仕切入
壹番・貳番 差引書入
戌ノ九月七日ニ~~ス~~店勘定済ム分

全紅花指引

一、金千三百四兩貳分
銀百四匁七分

壹番仕切ノ高

内

一、金三百兩

大黒屋庄次郎下し

一、金百兩

大木為替渡し

一、金四拾四兩

漆山為替渡し

一、金貳百兩

市村卯兵衛殿下し

一、金六拾兩

店為替ニて下し

ノ西ノ冬下し分

一、六拾匁

三百兩切賃

一、金壹兩貳分

但し、下し
右太賃

一、四拾匁

貳百兩切賃

一、金壹兩

右下し太ちん

酉十二月

全紅花後荷太ちん

一、壹匁五分

二口ノ

金七百六兩貳分
銀百壹匁五分

引残而

金五百九十八兩三匁貳分

内

金百六拾七兩壹分

銀三十七匁六分九リ 線綿 四十三本代引

残而金四百三拾兩ト

拾三匁五分壹リ

一、金百七拾三兩壹分

貳匁八分九リ

貳番売代

一、金五兩壹分

拾三匁七分五リ

愛知長仕切
永印 一九代

ノ

三口合 金六百八兩三分

拾四匁壹分五

右之通ニ相見江申候、本目錄者親方追而相認メ可
申參候間、左様思召可被下候、先喜作ヘ私方申上
度、如此ニ御座候 以上

山中井原次右衛門殿
ヘ拂

(明和三)
戊五月廿日

西川新七印

會田六郎右衛門様

七五

覺

酉十一月十二日
一、金拾六兩也

但、金三拾貳兩かへ

父里印紅花 片馬

右之通相對を以売買致、則代金相渡、此表無出入相
濟申候、為後日之如斯御座候 以上

明和三年戊五月

若山屋
孫兵衛印

會田六郎右衛門殿

西川 源 助殿

七六

金指引

一、金千三百四兩貳步 壹番
銀百三匁九分八リシ 仕切表

又、金百七拾三兩壹步 貳番
銀貳匁八分九リシ 仕切表

又、金五兩壹步 愛長
銀拾三匁七分五リシ 永印乱花
壹丸

三口ノテ金千四百八拾三兩ト
銀百廿匁六分貳リシ

内

一、金三百兩 大黒屋ニ指下ス

又、銀六拾目 右切貨

又、金壹兩貳步 右駄賃

一、金百兩也 大木為替相渡ス

一、金四拾四兩 添山為替相渡ス

一、金貳百兩 市村
卯兵衛殿指下ス

又、銀四拾目 右切貨

又、金壹兩也 右駄賃

一、金六拾兩 店江為替指下ス

一、金百六拾七兩壹步 仲間
銀三拾七匁六分九リシ くりわた
四拾三本

一、銀拾壹匁三分五リシ 海津仕切指下ス

一、銀壹匁五分

濡荷物
駄賃不足

西六月分

一、銀六拾六匁五分

金三百五拾兩切賃

右同斷

一、金壹兩三歩

右駄賃

一、金七兩貳歩

新日野屋

金八百八拾三兩ト

銀貳百拾七匁四リン

指引残り金五百九拾八兩貳歩

右之通御座候、能々御引合、被申出可被下候、もし

相違等御座候ハ、可被仰下候 以上

西川久左衛門印

明和三年

戌六月

會田六郎右衛門様

(末尾のはり紙)

1 沓袋不足、印金 なし

2

外ニ愛知長仕切一通
合五兩壹分ト十三匁七分五リン

一 紅花ほか商取引史料 七七

七七

覚

一、金貳百兩

蠟代

此売金百廿八兩貳分

売代

五匁三分七リ

指引跡方

又廿八兩 長州蠟十九、江戸丸屋ニ有

百五十六兩貳分、五匁三分七リニ成ル

引残り損金ニ成ル

(はり紙)

一、金百貳拾八兩貳分ト
五匁三分七リ也

蠟売代金

一、金貳拾四兩

銀壹匁

若喜

新印 三九拾袋

一、金貳拾六兩貳歩

松徳

内沓歩引

新印 四九代

廿六兩貳分替

一、六兩貳分八匁

伊源

一、拾四兩壹分 右同人
壹匁七分五リ

永印式丸ト四ノ式百五拾目入壹丸

ノ百九拾九兩式分
拾六匁壹分式リ

内金百兩也 指下ス

又九拾兩ト拾壹匁六リ五 井印方へ

差引而

金九兩式分ト 不足

四匁四分七リ

外ニ

金廿八兩 長州脇蠟十箇

江戸丸屋甚右衛門方ニ有

右之通御座候、いさい之儀伊蔵殿・源助立合、跡6

指引可申参候、左様御心得可被成候 以上

明和三年 西川久左衛門印

戌六月

會田六郎右衛門様

(付札)

酉ノ紅花跡仕切

二番指引目録入

右指引目録ニ、金九兩式分四匁四分七リ

不足ニ見ル かし

追而久左衛門殿へ申遣ス筈

七八

戌木印紅花仕入覚

木全印紅花合 四駄四袋

此代金式百拾八兩

外ニ

金拾式兩

金四兩

金式歩

金三兩式歩

錢四貫五百文

銀八匁

銀九拾壹匁四分

千方小屋掛

口錢

荷作諸入用

添金

大石田迄駄賃

通判御役錢

山野辺ニて

袋四駄四袋

金貳百三拾八兩

銀九拾九匁四分

此金壹兩貳分ト

錢四貫五百文

五百六十四文

此金壹兩壹分

合テ貳百四十兩三歩、五百六十四文

此所ニツ割

百廿兩壹分

六百三十貳文

右之通御座候 以上

(明和三)

戌七月

沼木村

傳右衛門^印

會田六郎右衛門様

七九

金子請取覚

一、金百兩

一、金六兩壹歩

利合

一、金拾兩

勘右衛門殿^カ

一、金拾五兩

西川^カ

金百三拾壹兩壹歩

(別筆)

「内」金貳分、七郎右衛門方^カ渡ス

又 壹分貳百六十八文、傳右衛門殿^カ受取

殘而拾兩かし

右之通請取申候 以上

(明和三)

戌七月

傳右衛門^印

會田六郎右衛門様

八〇

八^カ五百目

壹丸之内

内四^カ貳百五十目

いせ源仕切内

又三^カ匁

本印之殘

又壹^カ匁

せんまひ
うこき

合八^カ貳百五拾匁

殘而貳百五拾匁不足

内百目 預り有り

引殘而 百五拾匁ハ無之候

(明和三)
戌八月

[久]

会田様

八一

紅花小取替之覚

七月五日
一、百五十五文

疊糸 百匁

同
一、六拾文

仙過 十五枚

同
一、貳百文

馬差へ

同
一、貳百四文

荷筵 十貳枚

同
一、四拾八文

絵符板 十貳枚

同
一、三百廿五文

繩 五百

同
一、三十一日

紅花 四駄

一、金壹両貳歩

大石田迄

紅花四駄

金壹両貳歩

四、八百九十貳文

内金貳両壹歩 錢差引受取

六百九十七文

引残り壹、四百九十五文

右之通書出し表へ付出し、相済申候 以上

(明和三)

戌九月七日

西川 孫七

會田六郎右衛門様

八二

請取申為替金子之事

一、金六拾両者 但、壹分判也

右者羽州山形市村半三郎殿御下金為替取組、於当地市村卯兵衛殿へ慥受取申処、実正明白也、此替金參着次第、此手形を以半三郎殿御受取可被下候条、無相違急度御渡可被下候、為後日為替證文仍而如件

明和三年

戌十二月七日

西川 源介印

江森勘右衛門殿

八三

覚

一、金子五拾兩

内拾兩

夏紅花仕入之節殘金引

殘四拾兩

右之通戌木印紅花代之内へ、慥ニ受取申候 以上

(明和二三)

戌十二月廿三日

沼木村

傳右衛門

宝沢村

六郎右衛門殿

八四

覚

一、金五拾兩也

右者戌木印紅花代金之内、慥ニ受取申候 以上

(明和四)

亥正月廿八日

沼木村

傳右衛門

會田六郎右衛門殿

八五

覚

一、金四拾三兩壹步 現金四拾四兩替

銀三匁九分

全至印最上紅花 片馬

三拾壹袋

右之通相對を以売買致、紅花代不殘相渡候、此表無

出入相濟申候 以上

明和四年

亥ノ六月十三日

山形屋

八郎右衛門印

西川源助殿

八六

覚

一、金貳拾四兩也

但し金四拾八兩かへ 全谷印紅花 片馬

右之通相對を以買請、代金不殘相渡シ、此表無出入

相濟申候、為後日如斯御座候 以上

明和四年亥六月十九日

若山屋

孫兵衛印

會田六郎右衛門殿
西川源助殿

八七

金銀目録覺

戌十月 一、金百七拾九兩卜 拾壹匁八分	若喜
戌十月 一、金百七兩也	若孫
戌十月 一、金百五拾貳兩	若勘
戌十一月 一、金百卅五兩壹步 七匁八分五厘也	右同人
戌十一月 一、金百四拾貳兩壹步 三匁九分	若喜
戌十二月 一、金六拾三兩	近九
戌十二月 一、金八拾五兩	若喜
亥二月 一、金拾九兩	右同人
亥二月 一、金四拾兩三步	近九

九匁九分四厘也

亥二月 一、金五拾貳兩三步 拾壹匁九分	若孫
---------------------------	----

亥三月 一、金八拾五兩貳步	若佐
------------------	----

亥四月 一、金八拾貳兩貳步	近九
------------------	----

亥四月 一、金百七拾貳兩	若喜
-----------------	----

亥四月 一、金四拾六兩	若勘
----------------	----

ノ金千三百六拾貳兩卜
銀四拾五匁三分九厘也

内

金四拾九兩貳步 正印壹駄
代引八袋

右者會田庄次郎殿卜指引濟

引残り金千三百拾貳兩貳步
銀四拾五匁三分九厘也

内

九月
一、金百兩也

大木為替相渡ス

十一月
一、金貳百兩
大黒屋ニ指下ス

又銀三拾九匁
切貨

又金壹兩也
駄賃

十二月
一、金百六拾九兩貳步
新七方江為替

九匁六分壹厘也

十二月
一、金三百兩
大木為替相渡ス

内金六拾兩也
市村氏江戻り為替

引残り金貳百四拾兩也

三月十八日仕切下ス
井つ、屋
一、金拾七兩三步
伊藏様分

四拾匁貳分壹(厘)也

一、銀貳匁六分
海津仕切

一、銀五拾匁八分九(厘)也
白銀屋仕切

金七百貳拾八兩壹步
銀百四拾貳匁三分壹厘也

指引残り金五百八拾貳兩貳步
拾四匁貳分

一、金貳百七拾壹兩貳步
仕切指下ス
くりわた仕切
三拾六匁三分三厘也

右之通御座候、能々御引合可被下候、則仕切銘々指下ス、もし相違御座候ハ、御申可被遣候、余り金銀

之所、新七方より御請取可被下候 以上

(明和四)

亥六月

會田六郎右衛門様

西川久左衛門印

八八

覚

一、金拾貳兩壹步也

但シ金四拾九兩かへ
井印紅花 拾六袋

右之通相對を以買請、代金不殘相渡シ、此表無出入
相濟申候、為後日如斯御座候 以上

明和四年亥七月十一日

若山屋

孫兵衛印

會田六郎右衛門殿

西川 源 助殿

八九

覚

木
全 紅花 四駄壹箇三袋

此代金百三拾貳兩三分

外二

一、金拾貳兩三分

平方掛り

一、同四兩壹分

口 錢

一、同貳分壹匁八分

荷作入用

一、同四兩

添 金

一、銀拾匁

通判 錢

一、錢四貫七百文

大石田迄駄ちん掛り

一、銀八拾匁九分四り

袋

✕金貳拾壹兩貳分

銀九拾貳匁七分四り

錢四貫七百文

金二直し百五拾七兩ト

貳百拾五文

貳ツ割

金七拾八兩貳分ト百七文ツ、

右之通御座候 以上

(明和四)
亥七月廿八日

鈴木傳右衛門

會田六郎右衛門殿

九〇

覺

四三かへ、若喜
一、金七拾五兩壹分

本印壹駄三九代

若勸
一、金四拾六兩

同 壹駄代

三六かへ、若孫
一、金八兩壹分

庄印壹九代

拾壹匁九分

✕百貳拾九兩貳分也

銀拾壹匁九分

内銀拾四匁七分五厘

切貨・駄ちん

但し、貳拾九兩分也

又銀四拾三匁五分

新日野や札

小以五拾八匁貳分五リン

此金三分ト拾三匁貳分五り

指引残而

金百貳拾八兩貳分

銀拾三匁六分五厘

内

金百兩

戊九月十三日
甚兵衛為替ニ而渡ス

金三拾兩

亥六月廿六日
直々渡ス

差引而

金壹兩壹分ト

銀壹匁三分五リ

渡シ過

右之通ニ御座候 以上

明和四年

亥閏九月

(會田)
同 六郎右衛門印

會田七郎右衛門様

九一

覚

八月二日
一、六匁目

彦四郎

代金九兩壹分五百文

同、三日
一、貳百五拾匁

五右衛門

代金壹分八百文

同、
一、壹匁三百九拾匁

徳右衛門

代金貳兩貳分

同、
一、九百五拾匁

同人

代金壹兩貳分

一、三百貳十五匁

同人

代金貳分百文

一、百七拾五匁

長治郎

代壹分百三拾文

九、九拾匁
金拾四兩壹分

壹匁五百三十文

八月三日
一、四百五拾匁

権六

代三分 百文返り

同、
一、壹匁貳百匁

文五郎

代壹兩貳分壹匁文

同、
一、四匁百五拾匁

徳兵衛

代金六兩壹分五百文

同、
一、貳匁四百五拾匁

う兵衛

代金三兩三分

一、同、
貳〆五拾匁

権 六

代金三兩壹分五百文

一、同、
三百匁

う 兵衛

壹分八百五十文

一、同、
四百三拾匁

弥 四郎

代金貳分七百文

一、
三〆百匁

茂 兵衛

代四兩三分

一、
八百七拾匁

清 助

代壹兩壹分百廿文

一、
壹〆三百四拾匁

徳右衛門

代貳兩壹分

一、
百八拾匁

源 六

代壹分貳百五拾文

一、
三百五拾匁

利左衛門

代貳分三百五拾文

〆拾六〆八百七拾匁

代廿五兩壹分四〆百七十文

一、
貳百七拾五匁

甚兵衛
茂兵衛

代壹分八百文

一、
壹〆三百匁

勘 兵衛

代金貳兩ト七百文

一、
貳〆貳百五拾匁

う 兵衛

代金三兩貳分 百文返り

一、
五百八拾匁

彦次郎 吉

代金壹兩也

一、
壹〆匁

次 兵衛

代金壹兩貳分三百文

一、
壹〆貳百匁

安 兵衛

代金壹兩三分

一、
八〆七拾匁

権 六

代金拾六兩貳分四百文

一、
九百匁

源 七

代金壹兩貳分

一、七拾匁

たし花

一、九百三拾匁

清介

代五百文

代金壹兩壹分ト三百文

六拾八匁七百六拾匁

一、壹八七百七拾匁

同人

代金九拾七兩ト九八匁

代金貳兩貳分百五拾文

外二八百貳拾八文

五右衛門

一、壹八五百三拾匁

長治

五百貳十文

なわ・むしろ作り代

代金貳兩貳分ト貳百五拾文

貳八拾文

大石田迄届ケ

一、九百五拾匁

清介

壹兩貳分五百三十五文

大石田々添金

代金壹兩貳分也

金壹兩也

口錢

八貳十壹八三百八拾匁

金三分也

御役

代金三拾五兩三分

金貳分ト五百六十貳文

袋紙代

貳八匁

一、三八七百五拾匁

卯八

金三兩三分ト四八五百四拾文

但、貳駄六袋分

代金五兩三分也

惣金八百三兩三分ト七百文

宝沢

一、九八匁

長次郎

右貳駄ト六袋也

代金拾四兩貳分也

初金印

拾七袋入 六箇

一、六百匁

手前仕入花

代金壹兩貳分

八箇也

拾六袋入 貳箇

右、大石田村岡右衛門殿迄届ケ

(明和五カ)

子八月十一日

勘右衛門印

(明和六カ)
正月十一日

会田六郎右衛門様

西川屋 源助印

九二

下シ金覚

一、金百両

西や権右衛門殿
為替金

一、貳百両

大黒や下ス

又壹両

右切ちん

又三十九匁

右駄賃

又百六十九両貳分

新七方ち

又(記入なし)

下シ金間違
たちん分

一、金三百両

西や権右衛門殿
為替替金

一、金百両

くり綿

差引残而

小以金拾貳両三匁四百九文

金貳両三分貳百三文

外貳百三十文

壹匁三拾文

花種代有り
伊助わかし
晒代かし

勘定書

九三

一、銭七拾貫文

花場受取

金ニ直匁拾四両三分ト
三貫六百廿五文

但シ、兩替四貫五百文

此所江

金拾両三分

伊助方晒代

錢壹匁九百八拾七文

仕切表
書出シ表残也

金壹両壹分
壹匁四百貳拾貳文

一、金貳拾兩程

外二

伊蔵様

合(記入なし)

右之通遣シ、此表相濟申候 以上

(明和六)

丑七月廿八日

同 七郎右衛門

寅へ残金貳兩貳分五百廿三文

會田 勇 次殿

九四

覚

一、金三百七拾三兩壹歩

老 貳三百貳十五文

春中 受取高

一、金百三拾四兩三步

貳分九リ

鈴 渡リ有リ

一、金三拾兩

手干 紅花一駄

金五百三拾八兩ト

貳分九リ

老 貳三百廿五文

内

金百拾五兩壹歩

貳十四匁九分壹リ

紅花調金 さし引上方へ有リ

金三拾八兩ト

拾三匁五分

鈴傳差引ニ而 かしニ也

金百拾四兩

質貸方

六口有リ

金貳百四拾兩ト

老 貳三百八十貳文

請払方有リ

小以 金五百七兩壹歩

銀三拾八匁四分壹リ

錢壹 貳三百八拾貳文

外ニ

金五拾貳兩ト

錢九拾八文

出入帳ニ有リ

二口 金五百五拾九兩壹歩

銀三拾八匁四分壹リ

錢壹 貳四百八拾文

右差引而

金貳拾壹兩三分

錢五百七拾九文

丑ノ利分

(明和七)

寅之正月改

江森 伊藏

會田 勇 治殿

九五

金 殘花

十一印

十五丸内

六丸 若喜売り

残り九丸

井印

四丸

清印

六丸

内三丸売り 四二

四十三両かへ 四丸

残り壹丸

四十両かへ 貳丸 近九

谷印

貳丸

二月切、残り不申候

本印

拾壹丸

四十三両かへ、むり相見へ申候

上印

拾貳丸

但し、切れ極め不申候

内八丸 若喜 四貳替

右之通り此如御座候

残り四丸

(明和七)
寅正月七日

西川屋 源助印

庄印

壹丸

会田六郎右衛門様

光印

四丸

イ
た
紅
矢印

四丸

九六

四十四両付代物分

覚

登印

八丸

一、廿壹両

全吉印 十六
貳丸

内四丸 三十八両替也

近九

二月切

右八四十貳両之所、少シ小なへ心ニ相成候、指引入
下シ申候、追而申上候 以上

残り 四丸

(明和七)
寅七月廿日

西川や 源助印

吉印

貳丸

会田六郎右衛門様

九七

明和九年

辰六月改メ

判鑑

印

印

濱村伊惣治



九八

大坂相庭

一、加州米

六拾四匁四分

一、筑前米

七拾貳匁八分

一、中国米

六拾一匁五分

一、肥後同

七拾四匁八分

一、岡大豆

六拾三匁

一、水油

三百目

一 紅花ほか商取引史料 九七、九八

一、種同紋り

三百六拾三匁

一、干粉油

四百拾匁

一、越後蠟

三、八匁匁

一、最上蠟

三、九匁匁

一、地さらし

四、貳匁匁

一、新くり綿

四、三・四百匁

一、地さらし

貳匁匁分

一、新くり綿

四、五百

一、新くり綿

四、七百五十

一、新くり綿

四、八百匁

一、新くり綿

四、八百匁

一、金六拾三匁六分九リ

一、錢拾五匁壹分六リ

一、新くり綿

右之通ニ御座候 以上

(明和頃々)

六月六日

伊勢や

七郎右衛門

九九

(上包書)

「上」

堀田大藏太輔領分
羽州村山郡宝沢村

願人 六郎右衛門

乍恐以書付奉願上候

一、当御領分酒田問屋尾関又兵衛揚ニ而、私方繰綿仕入荷物、去暮上方より船廻シニ而差下候所、当六月中まで右問屋方江、無相違百三拾五本不残致着船候、然所右之内九拾五本ハ、七月迄ニ追々私方江登り候へ共、残り四拾本延引ニ御座候故、差配人山形勘右衛門方も催促仕候処、差押置為相登不申候間、又々差配人并私方よりも嚴敷懸合候所、色々と申訳計り仕候ニ付、難聞濟奉存候、成丈内々ニ而請取度猶豫仕居候へ共、無拠此上者、御上様江御訴可申上外無之趣、懸合候得共等閑ニいたし、未夕為差登不申候、右荷物之義者、当酒田表ニて可売捌荷物とハ違ひ、私方江通り荷物ニ御座候へハ、早速為差登可申答之所、延引之段不埒之取計ひ難心得奉存候、右残り四拾本茂当七中夫々

売捌方出来約束仕候所、売先ハ私方江催促誠ニ以当惑至極仕候、勿論相場見込候而仕入候荷物、ケ様為登方致延引候而ハ、何共已来難渋仕候間、乍恐御鑑察可被下置候、前書奉申上候通、相場見込ニて仕入之通り荷物、為登方延引之段不埒ニ奉存候、右様之取計ひ故、無拠乍恐奉願上候、右之趣逸々被為思召訳、何卒問屋又兵衛儀御召出被下置、御糺之上、早速私方荷物くり綿四拾本為差登候様、被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、尚御尋茂御座候ハ、口上ニ而可申上候 已上

堀田大藏太輔領分

出羽村山郡宝沢村

願人

六郎右衛門

(寛政十一)
未九月 六郎右衛門病氣ニ付
代 平 助

酒井左衛門尉様

酒田

御役所

前書之通六郎右衛門奉願上候儀、相違無御座候ニ付、

奥印仕奉差上候 以上

右村名主
小平 治印

引残り三百卅文 相渡ス、済

七月廿一日

一〇〇 (注、以下一〇五まで年代不明なるも、何れも宝暦・明和期のものである。)

覚

一、金貳拾六兩貳分也

内金壹分

新印 壹駄

引

一、百八拾貳兩三歩 七匁五分

仙台花三駄分

内百兩

七月十七日渡ス

又拾兩壹歩 貳匁五分

同 廿一日花指引

又五拾兩

九左衛門殿へ渡ス

六月十三日

松任屋 徳兵衛

會田六郎右衛門殿

引残り金廿貳兩貳歩五匁

相渡し済

七月廿一日

一〇一

覚

一、壹貫六百卅五文

又壹貫六拾五文

貳 貳 七百文

内貳 貳 三百七拾文

久印役

同大石田へ太ちん

駄賃不そく

一〇三

指 引

十四日朝 五 貳 五百文

十四日 壹兩三分

利四郎持参

金出

一 紅花ほか商取引史料 一〇〇一 一〇三

一〇七

壹〆文

文治(郎)持参

壹両壹〆五十文渡し

四〆百八十文

かり有

貳〆七百十文

かり

〆十七〆六百八十文

内

五〆五百文

十三日 花之代払

拾〆八百文

十四日 花之代

残壹〆三百八十文

有筈

五〆文

十四日晚 遣置

右之かり払

残り貳〆貳百文 有

壹分貳〆文

持出し

行沢
十五日買

一、六〆四百文

外二五十文

たちん

残り銭払

壹〆貳百文

かり有

是も利四郎ニ渡し済

是迄かりなし

一、壹両五〆七百拾文

行沢

一〇四

仙
紅花売高

金千百五拾九両、銀廿匁貳リ

内

貳百八十九両三分

六駄分
会七様

五匁五リ

貳百八十九両三分

五匁五リ

五百七十九両貳分

十匁壹分

手前

仙花 拾貳駄分

此本金 六百廿壹両

売金指引

不足 四十九両貳分

割金 百両ニ付

七両三分

よこ町分

栄印 貳駄

銀拾四匁四分

大津_ち京
駄_{ちん}

錢百文

山中仕切

銀三匁三分

池田仕切

仙花 拾貳駄

銀百九匁六分四リ

大津 池田
山中

錢百四十六文

此割金百兩ニ付

銀十七匁八分六リ

よこ町

銀三拾八匁七分

源助
新九
よこ町分

横町分_ノ

金七兩三分

銀七拾四匁貳分六リ

錢百文

合金ニ直シ九兩

よこ町

一〇五

元ハ

十六入

雨 全印

貳駄

井 全印

十七入
壹駄

_ノ三駄

尾関又兵衛へ出ス

此作り直し

全ハエ

五丸

正味拾_ノ匁入

全ハエ

貳丸

正味拾壹_ノ五百匁入

全

壹丸

五百匁入
粉 七袋

_ノ貳_ノ匁四百五拾匁

六袋此所合ス
若ギニテ立合申候、わりかね申候

右之荷物、ケ様ニ相成申候

幸 全印

十六入
三駄

与_士全

十六入
貳駄

_ノ五駄、鎧屋惣右衛門へ出ス

此作り直し

全 拾壹丸

正味拾_ノ匁入

金 壹丸

五百匁入
ちり花 拾四袋
三袋

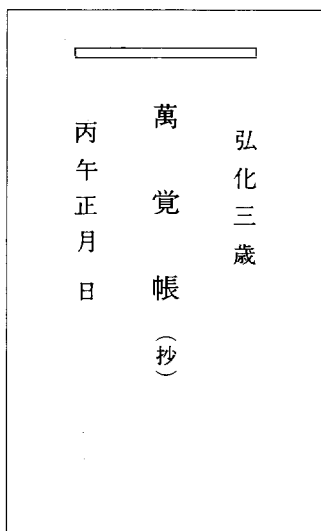
〆 拾七袋入也

此壹丸預り置候印 (注、西川源介の印なり。)

一〇六

(注、厚手のこの帳簿内に、「酒造仕入」「紅花仕入」「貸金覚」などの見出し紙を付して、それぞれ記帳されている。)

(表紙)



(縦21.2cm, 横15.7cm)

紅花仕入

(1) 覚

(弘化三)
午年仕入

一、金四拾兩貳分貳朱

午六月
生花買高 〆

一、同貳兩

諸日雇色々見込
諸入用

此売

金五拾三兩

此干花三拾四貫五百目

右者、山形五日町鈴木屋彦兵衛方江拂

外

金壹兩貳朱三百五拾文

差引而

跡干小花代
売払受取
利運也

一、金貳拾四兩貳朱

生花買 〆 高

一、同貳兩

入用・日雇・蕙
いろく見込

一、同三兩貳分

干花買口寄

〆 貳拾九兩貳分貳朱

此売

紅花七拾三袋

日渡孫右衛門方へ払
但、壹駄二付三拾四兩貳分替

此代金三拾九兩壹分

錢六百五拾文

差引殘金

米澤孫右衛門調

一、金三拾九兩壹分
拙家仕花
六十五拾文
七拾三袋代

外貳朱 口錢、利兵衛へ出ス

一、同三拾五兩
村方買口
九百四拾文
七拾貳袋代

金七拾四兩壹分貳朱
壹百九拾文

一、金三拾三兩三分
村方買口
百文
七拾貳袋分

外貳朱 利兵衛へ宿礼

三百六拾文 上酒三升代

金百八兩壹分ト
貳貫五拾文

内

金拾三兩三分貳朱 受取

同六拾兩 同

同八兩 同

同三兩三分貳朱 同

小以八拾五兩三分

差引而貳拾貳兩貳分
貳貫五拾文

外

金壹分ト百四十九文
御役永
三駄分

同貳分ト百七拾四文
壹駄ニ付壹分ト銀貳匁
花袋

四百貳拾文
荷造薙拾貳枚

貳百八拾文
摺りなわ廿把

七百五拾文
荷造り賃三駄分

六百文
三日町迄
貳駄分駄賃錢

小以三分ト貳三百七十三文
村方買口
三百七十七文
代

(弘化四)
未七月十日

惣差引

殘金 貳拾四兩也
かし

八月六日受取

外七十文
荷造増錢立替駄賃

壹百九百八拾四文
諸入用跡荷
此金壹分三百五拾四文
いろく代

右江金貳分ト三百十壹文
無尽江
出金

都合三分式朱之内

百五拾文抜ケ

八月七日

右之通相済申候 以上

乍恐以書付奉願上候

一、紅花、三駄

宿六郎右衛門

内 壹駄

但、壹駄四箇
五百目入式十袋

式駄

但、壹駄四箇
五百目入十八袋

右者米澤高畑孫右衛門与申者、当村に而買入、国元
江持参仕、江戸表江為差登度旨頼入候ニ付、松原口
通出判被下置度奉願上候、此段乍恐以書付奉願上候

以上

(弘化四)

未七月

御役所

下宝沢村

名主 六郎右衛門

右書之通(以下なし)

村役人奥印

(2)

(嘉永元)
申年紅花仕入口

一、紅花 壹駄

仕入

此仕入金式拾壹兩三分式朱

目方式拾四、式百四拾匁有

又同七貫四百九拾匁

釈迦堂村
権藏貨二入

此金六兩也

、式拾七兩三分式朱

此壳 式拾九兩

差引殘金 三分式朱ト

式百文

(3)

(嘉永二)
酉年紅花覺

一、金四拾八兩式分ト

五百九拾七文

一、同式兩

諸入用懸り、高

、五拾兩式分ト

五百九拾七文

此目方

外金壹兩壹匁貳百文

添金殘

錢 (記入なし)

諸懸り袋代共二
伊惣治江札金

金 (同 右)

此袋八拾六袋

天鈔 四十三匁

内貳貫百四拾匁

殘四拾貫八百六拾匁

京都 袋目引

岐阜屋八郎兵衛江登セ

代金 六拾七匁貳朱
三匁七分五厘

但、壹駄ニ付五十兩替

内

金壹兩ト四匁七分

一半引

同壹分ト六匁七分

手板不足

引殘金 六拾五兩三分ト

四匁八分

(はり紙)

壹駄六十四袋

五拾兩替

壹袋ニ付永七百八十匁文九分ツ、

八十六袋

小 六十七匁百八拾三文貳分

一 紅花ほか商取引史料 一〇六

此金

六十七兩貳朱
永五十八文貳分
錢三百七十九文

内

金五拾兩貳分

五百九十七文

生花買口ノ高

同貳兩

千方諸入用

同貳兩

右世話入用

小以五十四兩貳分

五百九十匁文

差引而十貳兩貳分ト

五百九十九文

利也

荷札之書方

封印

羽州宝沢

会田六郎兵衛

宝 父工極上最上紅花 正味五百匁入

大津 油屋作兵衛殿上ケ

京都 岐阜屋八郎兵衛殿行

大石田まで送り状

井筒屋伊惣二江頼ミ

宝 父工 紅花 廿匁入 貳丸
雨 父工 紅花 貳十貳入 貳丸

一一三

〆 壹駄

外二

一、 壹 〆 貳百文

添せん
壹枚添

一、 荷合羽

右之通差送申候、着之砌御改之上、早速御送り可被
成候、尤駄賃之儀添銭〆御引取、過不足ニ相成候ハ
、先々江御指引可被成候 以上

(嘉永二)
酉六月廿六日

宝沢

會田六郎兵衛

天童

六田

楯岡

土生田

右宿々

御問屋衆中

大石田

庄司清左衛門殿向キ

大石田〆京迄

送り手板

宝 全 工 紅花 廿 弍 入 弍 丸
雨 全 工 紅花 廿 弍 入 弍 丸

〆 壹駄

封印 印

一、 金壹両也

添金

右之通為差登候間、着岸之砌ニ貫目・封印・濡欄等
能々御改之上、早々御贈り可被下候、尤駄運賃之儀
ハ、右添金之内〆御引取、過不足と成候ハ、先々
江御指引可被成候 以上

(嘉永二)
酉 月 日

羽州宝沢荷主

會田六郎兵衛

大石田

庄司清左衛門殿

酒田

尾関 又 平殿

敦賀

田保孫右衛門殿

津

中村佐右衛門殿

大津

油屋 作兵衛殿上ケ

京都

岐阜屋八郎兵衛殿行

右之通并筒屋伊惣次殿江相頼、六月廿三日出荷、大
石田迄寺内源吉送り参り、尤三日町問屋場ニ而、懸

り 錢六百廿四文相払申候 以上

(4)

(嘉永三)

戊夏

紅花之覺

一、金四拾七兩壹分

錢四百八拾七文

生花買口

一、金貳兩也

千方諸入用

一、金壹兩ト

貳貫八拾文

添金錢
貳貫共ニ

五拾兩壹分ト

貳貫五百六拾七文

一、紅花八拾袋

京都

美野屋忠右衛門

代金六拾貳兩貳分

但、五拾兩替

内

金三分貳朱

三匁七分五厘

分引

同壹兩壹分

六匁六分六厘

壹袋ニ付十匁ツ、
目輕引

銀十六匁八分

手板ふそく

指引而

金五拾九兩三分貳朱
貳匁六分九厘

(嘉永四)

亥三月十七日

余々良助受取

(5)

(嘉永四)
亥紅花覺

一、紅花 四拾六袋

三百拾五匁也

但し、壹駄ニ付五五兩替

代金四拾兩ト六匁五分貳リン

内拾壹匁五分

貳分五厘ツ、
袋四拾六代

指引而

金三拾九兩三分貳朱ト

貳匁五分貳厘

内壹分 七月十三日受取

残而

金三拾九兩貳分貳朱ト

貳匁五分貳厘

元三拾貳兩位

右余全江相払申候

(嘉永四)

いノ七月十二日

(6)

(嘉永五)

子紅花仕入覺

一、紅花貳拾四〇五百七拾目

此代金 五拾兩也

但、六拾貳兩替

内金壹分 口錢出ヌ

右者、山形一ト町祐藏方へ相払候

六月十八日

一、同五〇四百四拾目

跡千

此代金拾貳兩貳朱

但、六十七兩替

右者当村甚太郎方へ、利兵衛口入ニて相払申候

〆三拾〆拾目

此代金 六拾貳兩貳朱也

内

金四拾五兩三分貳朱

生花買元〆高

同壹兩壹分位

諸懸り入用

残金拾五兩也

利金ニ成ル

(7)

(嘉永六)

丑年紅花

一、(記入なし)

此金三十七兩三分也

(8)

(安政元)

寅年紅花

一、正三拾四〇五百目

三浦屋権四郎払

代金四拾七兩壹分也

内

四拾三兩壹分

元金

貳兩壹分

諸入用・口錢

差引而壹兩三分

利益ニ成

(9)

(安政二)

卯年

一、金四拾兩貳分貳朱

生花買口寄

一、同貳兩也

諸掛り物〆

一、同壹分也

〆四拾貳兩三分貳朱也

此所四拾九兩

旅籠町勇藏払

残六両貳朱 利運也

一、三拾五〆三百三拾目 干花目方

(10)

(安政三) 辰年 長谷川吉郎治弘

干花四拾〆五百目有

一、貳百拾四貫貳百拾八文 生花代〆

一、六〆六文 花餅錢 八百五十八枚

一、貳〆八百文 口錢引

〆貳百廿三〆廿四文

此金三十三兩三分ト貳百七十四文

一、金壹兩貳分 諸掛り錢

売前五拾六兩壹分貳朱

引残

廿壹兩ト五百五十壹文 利運ニ相成

(11)

(万延元) 申年干花

一、金貳拾壹兩三分 元金 花餅錢共

一 紅花ほか商取引史料 一〇六

一、同壹兩也

〆貳拾兩三分

錢此売金貳拾九兩也

差引而六兩壹分 利ニ成

八日町六澤屋江弘

(12)

(文久元) 酉年干花

一、金五拾九兩三分

生花買口 口錢共二〆

一、同壹兩 諸入用

〆六拾兩三分

此弘 六拾五兩壹分 鍛冶町 預弘

五兩 同弘

五兩貳分貳朱 同弘

壹兩壹分貳朱 上ノ 源四郎へ弘

小以七拾七兩壹分

差引而拾六兩貳分 利ニ成

(13)

(文久二)
戌ノ年生花控

一、 (記入なし)

一、 (同右)

右売金五十式両式分也

内巻分壹朱也

残而 (記入なし)

(以上、『萬覚帳』の「紅花仕入」の項より)

山の辺
清五郎 弘

口 銭 引

二 書 翰

一 會田六郎兵衛(重治)書狀

別而申上候ハ、文治(郎)罷登、何角と御世話之段難
尽筆紙奉存候、若キ者ニ御座候間、諸事御心添被下
候様ニ、妻も呉々御頼申上候様ニと、如斯御座候、
来春下り之義ハ、江州仁三郎殿、三月ニ被下候筈ニ
御座候間、二月中ニ大和廻り彼是相仕廻、三月節句
限りニ京都取仕舞、三月五日・六日頃ニ出立、右仁
三郎殿供ニいたし、下り候様ニ頼入申候

一、当御役所へ是迄指上ケ申候金子、本金ハ兼而覚

悟仕居候得共、今一兩年ハ利足斗も可被下と奉存

候所、当年利金御返済無之、来年^{御領分一同ニ}年賦と被仰出

候間、当年利金当座上ケ置候金共ニ三百両、只今

指当テ損金ニ成り大キ成心当違ニ御座候、其上本^{千式}

金皆無、氣之毒奉存候、併拙者方へ七人夫持、庄

九郎方迄ニ御紋付・御小袖被下置候間、先ハ難有

奉存候、此之通ニ而ハ、此末之用金無之筈ニ御座

候間、何とそ此殿様、此末五、三年も被成御座候

様ニもあれかしと、是のミ願居申斗ニ候、其上紅

花も夏中之思入ち行当り候様ニ見へ申候得者、彼

是大キ違、身上も細ク成申候間、文治留逗中入用

金、随分御詰メ可被下候、正月中杯ハ、乍御造作、

八幡ニ成共御振廻被下候様ニ頼入奉存候、殊自分

つかい杯ハ、限而不仕候様随分御氣を被付可被下

候

一、拙者病氣も、段々快方御座候間、追付全快可仕

奉存候

一、善龍寺後住続目之義、正月店登ノ節ニ添状為登

可申候間、二月ニ至候ハ、内々首尾宜様頼入奉

存候

(宝曆九)

十月十五日

会田六郎兵衛

西川屋源助様

右之趣、能々可被相心得候

文治郎殿

尚々、母其外皆々息才ニ居申候、おミへ・元次郎

随分達者ニ御座候 以上

二 西川屋源介書状

注、文治郎は、會田六郎兵衛の二男、おミへ・元次郎は文治郎の子供である。文治郎は上京して越年し、翌十年五月初め帰郷した。

從京、十一月十六日夕幸便、一筆啓上仕候、弥御勇

健可被遊御座、珍重奉存候、当方無別条罷在申候、

然ハ六番、当九日ニ以書状申上候、相届御披見可被

下与奉存候

一、十月十五日出御状、十一月十二日ニ權六京着、

其節之為替金貳百五拾兩、善九郎殿へ相渡し申候、

則證文取置申候

一、大十江為替金、御取組之様ニ被仰下候所、爾今

何之沙汰も無御座候

一、權六殿登リニ付、金五、六拾兩程入用之由被仰

下候所、未夕相極り不申候

一、下シ金之儀、被仰下候得共、紅花不景氣ニ付、

金子廻り不申候、扱々申訳も無之仕合御座候、併

当冬ハ、貴公様ニ而金子茂御差当りも無之由、せめて之御事と奉存候、先達而申上候通、金銀不通用ニ御座候、夫故一向諸商無御座候

一、紅花之儀、何分相場次第第二不残売付可申候、乍去当時相場漸々元金、物ニ少損金有之物も見へ申候、扨々難義千万成事ニ御座候、委細ハ近々権六殿下り被申候間、其節可申上候、恐惶謹言

十一月十六日夕

西川屋源助(マ)印

會田六郎兵衛様

同 庄九郎様

一、金六十一匁式分五厘

一、十四匁六分五厘

(注、庄九郎は文治郎の兄で、父六郎兵衛の没後、寺町へ分家し、七郎右衛門と改む。)

三 西川屋源介書状

嶋屋幸便、一筆啓上仕候、寒氣甚敷御座候とも、弥御勇健ニ可被遊御座と、珍重ニ奉存候、此方八幡・下拙、無事ニ罷在候、乍憚御貴意安思召可被下候

一、六月二日、長太・市十郎ニ以書中申上候、御披見可被下候と奉存候

其節有増ニ指引申上候、御覽可被下と奉存候、右惣金高百六十兩、七百兩下シ金之内江間違ニ相見申候間、左様ニ思召可被下候

一、残花之義、左ニ申上候

仙上印 壹駄 山八 百拾兩かへ延

仙村印 壹駄 山八 百拾兩かへ現

仙上印 壹駄 百拾兩かへ延

仙村雨 壹駄 百廿式兩かへ現

仙ふりかへ致、漸々仕舞申候

残り時印、ハツ預り

時印之義売付候所ニ、先様過分損有之候と申候、一駄むりニませ売之様仕候ゆへ、彼是先様申候、品ニ少々直引出候事相知れ不申候

一、金三百兩西屋源兵衛方へ、当地極月十四日・十五日頃之相對百五拾兩、一兩日以前ニ相渡候、残り金出次第ニ相渡し可申候、其御地御勝手次第、

御相談次第ニ御受取可被成候

一、岡紅花之義折々行当り、此間一向売買なしニ御座候、当分直附左ニ

久一印 𦵑駄

初雨印 𦵑駄

正月迄百四拾貳両と直附御座候、余り下直ニも斗之物ニ御座可有候へハ、其御地相庭段々買口承候ニ、右百四十貳両ハ安キ物と存候、尤今貳、三両位直り可申候へ共、極宜下直ニ奉存候、外之印も同割合可参候、猶跡

一、ちり花弥々御為登奉待候、宜敷御座候者、三拾五両位ニ可参候、且又其御地ニ残花有之候由ニ承候、必々少も御買入御無用可被下候

一、くりわた八駄、江戸船ニ下シ申候、御仲宜敷願申上候、必々損売杯不仕候様ニ被遊可被下候、此方殊之外高直ニ相成候、委細此度新七方江能々申上遣候間、御聞可被下候

一、江印之義、一向左太なしニ可仕候、とかく明年

外へ出し候、売り配リニ、いせ源内々ニ而七十三両ニ望申候、何分江印左太なく可仕候、此印も十一与印同前ニ、銘之通り申候代物ニ御座候

一、田作東国・中国・西国者、至極十分ニ風聞致候所、今更半作・六分作と申候、米高直ニ御座候、夫ニ付其御地之米五拾俵、過分下直物ニ御座候、大豆五十八俵相下直物ニ御座候、若も御心入之ため、如此ニ御座候、蠅之義者不得其意候、則此度大坂相庭取寄下シ申候、御覽可被成候、猶又仕舞状細ニ申可上候、恐惶謹言

十二月十三日夕

西川屋源介印

会田六郎兵衛様
同 庄 九 郎様

四 西川屋源介書状

覚

一、金貳分	丁子や正介
一、八匁五分	書 物
一、六匁八分	書 物

一、拾七匁式分

(見聞)
開門寺様
善龍寺様

右ひゑん札、いろ／＼ニ

金式分廿六匁五分

内三匁八分者足申候

書物巻卷、御親父様へ進上ニ致

残り式分廿一匁七分

去冬丁字や正介方仕切書、差下シ申候、貴様御送込

も無之候ハ、九郎右衛門登可被下候、一躰ひゑん

の御入寺、御老人前十式両式、三分金入申候、尤今

年金高直ニ被成御座候、金下直之時、十三両も掛り

申候様承候、能々貴様御仰付可被下候

一、三両ト老匁五分

松本拂

二、三両老匁分

廿三匁式分

御取かへ

右者、丁字屋方御渡し可被下候

此内 新七方

御寺様方給り

残り御事

長日相成候事ニ御座候、相知れ候分、拙者分ニも

被遊、御仕舞可被下候、少之事ニ而御座候 以上

五月廿日

(マフ)
西河や源介

文次郎様

(注、文次郎は、父の没後六郎兵衛を襲名し、更に六郎右衛門と改名した。)

五 西川屋源介書状

二月廿九日、京(マフ)近江屋九郎兵衛殿、紅花才料衆下

りニ差上仕候、先達而段々御貴札被下、相届仕候、

御家内無御別条奉珍重候、私とも無事、六月五日ニ

初而文次郎様大坂へ御出、夫右都焼木過候而、同十

五日拙者も初而大和・き州廻り、六月廿五日上京仕

候、正月十二日参宮旁々、帰候間も無之やニ御座候

一、紅花間十四軒、当朔日ニ唯老人間や願候而、御

役料三百両差上ケ可申候、願主当地ノ一向此度之

義ハ十四軒大こまり、今ニ相済不申候、何とやら

此度事毎々と違、十四軒やふれ之様ニ被存候、一

向商所ニ不参候、扱々いやな事ニ御座候、殊ニ江

戸大焼、紅花不限、絹布とても不備ニ御座候、年
明松之内過候而、少々花相談有之、掛り申候所右
之仕合、此分ニ而一向左太なし之事、^(沙汰)千万いやな
事に而御座候

一 軀代物左程ニ不存候所、至りて悪、殊に西国蒔
付左太承候ニ、右物下直近年無之多クと承候、
扱々宝の山入候物ヲ、ケ様之次第、千万残念至極
候、其上今更了簡ニ余り申候事とは、さりとは無
念之事ニ御座候、此上何程下直ニも捨可申間、内
々々様ニ宜可被下候、其内ニ其御地の種々様子、
追々申可承と奉存候

一、極月廿七日出、正月廿日着、紅花売付御床敷宜
被遊候段に茂、御尤至極仕候、段々下直、申分無
之仕合、拾置ヤケ心ニ相成り申候

一、同廿五日出、正月廿三日、此貴札種々、寒暖氣
はぜ申候由被仰、外々いろいろ／＼申来候ゆへ、弥
花者間中衆貴持宜候、殊ニ間中持荷、其頃廿兩余
も損物斗り持荷ゆへ、弥以之事ニ御座候

一、正月十日出御状ニ、善龍寺様飛檐繼目、兼而御
申可遊候御事

一、同十八日出金百兩、権六殿下り御請取被下候、

委細御紙面披見仕候、此外佐藤金五十兩、大坂や

武右衛門殿分七十兩、^{近太五十兩}いせ七廿兩、相心

得申候、二月廿三日着之由、拙者とも間違申候

一、同十九日、西称寺様分、前住上様御影并ニ御絵
伝、金廿五兩之御事

一、同廿五日、西称寺右之次第之事、外ニ前机之事
随分急キ申候へとも、船中ニ而廻り物候間、御請
合ハ被遊間敷候

一、二月朔日、同三日、御貴札被下、委細披見仕候、

^(見聞寺カ)扱聞門寺様、善龍寺様先ニ、聞門寺跡也、此義文次

郎様といろ／＼と相談及申候、何れ見聞寺様、御

年も廿余り之様承候間、左様ニ茂可然候哉、何分

四品之願ニ候間、能々集所之様子相考申出可申候、

此節ハいつもと違御用多、けん／＼と斗りニ而、

細々之御事ニ御座候

一、善龍寺御引上ケ之間合申度奉存、その身やからへ誂候所、大キニ細工違候而、正月早々出候様申候所、何分今ニ出不申候ゆへ、此義

一、右上筋之事、高直物、此立やう書入可参候、切ニ而致候、殊之外高直寛二付、廿日之余と申候、宜敷

一、段子仕立、是者西御本寺様打敷之所、少々間違之事御座候ゆへ手ニ入申候、珍敷物、仲々下直調不申候代物ニ御座候へとも、貴公様何ニ思召可遊候哉、無心元奉存候、余り延引ニ相成候ゆへ

覚

一、紺地錦 六尺五寸

一、茶段子 壺

一、善龍寺様行

一、本紅 八百屋甚右衛門殿

一、染物 六反

権六殿

一、小紙包 壺ツ

手前ノ店御渡可被下候、早々伊藤五右衛門殿参候様、取次可被下候

一、皆掛七百五拾匁、八幡善六、二月廿六日相渡申候苦

一、文次郎様御出、三月十五日相極め申候、右申し上度、早々御座候、恐惶謹言

(宝曆十々)
二月卅日

西河や源介印

会田六郎兵衛様

同 庄九郎様

相庭

貴報

一、中国 八斗四入 四十匁式分

一、五からくつ 廿九匁、卅匁

一、同 小豆 同

一、杉上 五匁三百め

一、布二而 五匁四百め

一、金 六十式匁三分

一、銭 十五匁三分

六 西川屋源介書狀

文次郎様ニ一筆啓上仕候、暖氣向候得共、弥御堅勝可被成御座と、珍重奉存候、此表下拙無為ニ罷在申候、乍憚御安氣可被下候、然ハ先達而度々貴札被下、忝拝見仕候、貴公様御病氣、段々御快氣之様ニ被仰下候得共、乍去御紙面之趣、いつも同様之御事乍憚奉存候間、文治郎様御藥用可被遊と、御心ニ奉存候、委細者文治郎様御嘶可被成候

一、当地紅花之儀未不景氣、扱々千万氣之毒ニ奉存候、殊ニ西国筋まきつけ多ク御座候由風聞仕候、其御地茂先達而被仰下候通、弥々まきつけ多ク、草生も宜敷御座候哉と奉存候

一、飛檐御繼目御両所共ニ御見被遊、則極印差下シ申候、御請取可被下候、尤差引書者、從跡差下シ可申候

一、西称寺様三間之足一通り、上人様机先達而御注文御座候由、漸々此度両方共ニ出来仕候間、左様思召可被下候

一、善龍寺様ややら、之儀、未出来不仕候、先達而両度出来仕候得共、何分不出来ニて相止メ、亦々宜出来いたし候、當時五百廻忌ニ付、当七月迄ハ何茂出来兼、七月過候得者、職人方隙之由承候

一、先達而西称寺様御影・御絵伝御申越被遊、則集所出申候所、内渡し申儀ハ相叶不申候、然ル所正月廿五日出之御狀、昨夕十八日夜ニ入京都江向着仕候、此御狀急々にも相届キ候ハ、有無御報可仕筈

一、机絵図見申候處、最早当年二間似合不申候間、相止メ可申候、尤無利ニ誂候ハ、出来可申候得共、左様ニてハ出来茂悪敷、殊四兩位ニてハ此節散々あしく出来可申と奉存候、左様思召可被成候、上人様御影并御絵伝集所願出、是よりハ早速御免之由承候、猶出来次第二以書中可申上候、委細此方様子者、文治郎様御嘶可被遊候条、恐惶謹言

(宝曆十カ)
西川屋
源 助
四月廿日

會田六郎兵衛様

同 庄九郎様

覺 貴下

一、米 四斗二付
拾七匁五分

一、大豆 同
拾三匁五分

一、金 六拾三匁七分

一、錢 拾五匁三分

右之通り御座候 以上

七 西川屋源介書状

追啓申上候、先達而御直々貴札忝相達候、其節貴公様御病氣、快方被仰段ニ、文次郎様、古賀吞庵ニ御相談ニ御出被遊、内々有増之御病ハ、古賀吞込被申候、左候へ者、文次郎様此度御下向早々、御薬用可被遊と奉存候、何分御大切御養生御尤ニ奉存候、大方段々之古賀之咄し承候ニ、文次郎様御吞込之様ニ被存候

一、紅花之義、去秋上京、此方相談之次第、拙筆ニ

難尽仕合、何とも申分無御座候、猶又当二月朔日
ハ紅花問中老として願主出、今ニ其左太(沙汰)一向無
之、如何様ニ相極申候事ニ而御座候哉、當時過分
損金ハ莫太ニ而廿両前後、十方くれ候事、殊先達
而其御地方も被仰候通り、西国・中国ニまき付過分
多ク、殊ニ筑後・伯州之赤崎、草生宜敷候、何も
両所ニ而、三百駄出来候様ニも風聞仕候、五月早
々つみ出可申候由、

扱々残花二十方くれ候、此間大捨売少々致掛ケ申
候へ者、相手ハ見申候へ共、余りきつき物ニ御座候、
何程ニ申義、從此度申上かね申候、何分売捨可申
候、外々衆段々、内々少々つ、売捨被申候、此分
ニ而、其御地新花買入相成り申間敷候、来月早々
委細五州江戸向、以書中追々申上候、夫迄御買入
一向御無用可被成候様ニ奉存候、乍去紅花之義、
積りかたき義ニ御座候ても、先年も大下リニ又大
下リ御座候へ者、此上ニ而損出申候而、たまり不
申候御事ニ御座候、能々御考られ候段、御尤ニ奉

存候

猶追々申上候、恐惶謹言

(宝曆十カ)
四月廿一日

西川源介

会田六郎兵衛様

参

八 西川屋源介書状

杉本忠右衛門殿下ニ、一筆啓上仕候、暖氣之節ニ御座候へ共、弥御勇健珍重ニ奉存候、文次郎様、去月廿六日ニ八幡表御出立、道中御無難ニ御下着可被成候と奉存候へハ、早々御下向之様子承度奉存候、存之外永々之御滞留相成り、おいかしら御物入等多く相成候

一、紅花之義、残り花此間有増大捨売付、一向何程と申義申上兼候、とかく拙筆難尽事ニ而、売仕舞可申候間、左様ニ思召被遊可被下候、此節時付過分多く御座候由、殊ニ廿六・七日頃合、二日夕立ニ当地有之候、若西国ニもふり申候者、過分宜敷可有御座大方趣、今頃迄花のつみ仕舞相成可申候

間、弥々怪敷風聞、捨売可仕候、乍然花之義者、其御地同前、今日勢州付花登申候を見申候、さんく惡敷見申候、此分ニ而ハ西国も、如何可有御座候哉と奉存候、売捨申候も、此勢州花之様ニハ残かたき事之様ニ奉存候、其御地方四月十二日、十五・十八日、一兩日以前ニ登申候状、弥々草立宜敷申来、定而何方も花草立一向ニ申不参候、左候へハ宜敷事と相見申候

一、紅花利分と見申候所、ケ様仕合、旁々以不仕合、今年御見合大切御仕舞可被遊候、同ハ荷物少々斗り被為登可被遊、下拙もほつ此度之紅花こり申候、貴公様御病キさわり可申候と、是身乍違方きのとくニ御座候、下拙も此度紅花、是迄覺不申候大難ニ御座候ニ付、去年中文次郎様御存之通り、花ニ心遣氣分勝れ不申候、能心遣、扱々年行是切之商、殊ニ下直成候青苧、何ヶ年無之不位日相難売捨、旁々以之仕合ニ御座候、委細之義新七下りに申候、此新七義、去年之足病出、今ニさはり可仕候、大

方宜敷相成候、何れ当十三、四日出立可仕候間、
左様ニ思召可被下候

一、今年紅花御買入被遊候ハ、右上之所斗り、中花
・下口一向御無用可遊候、干花極天斗り、最早中・

下口何分右悪キ事ニ御座候、とかく利分格別早金
相成候、悪キ物延引と可申候

別而何ケ年ニ無之日相、過分掛り物出、難紅売捨
日相、此三ツ合候ハ、過分金高御損之所、扱々申
分無之仕合ニ御座候、追々御申上候、恐惶謹言

(宝曆十乙)
五月六日夕

西川源介印

會田六郎兵衛様

同 庄 九 郎様

貴下

一、金 六十式匁九分三リ

一、錢 十五匁三分

一、近江米 四斗八
十七匁五分

一、最上ちり 老石
廿八匁

九 西川屋源介書狀

一筆啓上仕候、甚寒御堅勝ニ被成御座、珍重奉存候、
当方相替事無御座候、乍憚貴意易思召可被下候

一、金六拾両者歩判也、其御地市村半三郎殿方へ為
替取極申候間、手札參着次第無相違、急度御渡可
被下候、委細之義者、直書可申上候、右為替添狀
如斯御座候、恐惶謹言

十二月七日

西川源介印

會田六郎兵衛様

江森勘右衛門様

参御中

一〇 西川屋源介書狀

手前武助下り、一筆啓上仕候、暖氣之節ニ御座候得
共、弥御堅勝ニ可有御座と、珍重ニ奉存候、当方下
拙無為ニ罷有候

一、父印紅花指引書、八幡親方申参候間、御改御
受取可被下候、殘金店新七方申遣候間、御受取
可被下候、殘花之所何れ共七月金子ニ而指下シ可

申候、左様ニ思召可被下候

一、全残花之内、吉印此面印片馬物ニ候得共、殊之

之外下直申候、十一与印此両格合^る御損金なり相

見へ申候、指残し置候、先以吉・善共相手薄ク取

直附可仕候故捨置候、乍去七月中二^者無相違金

子ニ而指下シ可申候間、左様思召御心得可被下候、

扱々去年御損金之所、紙筆にも難尽、千万きのと

く仕候、別而十一与・本ニは大こまり、先達而売付

も得申可上候、仕切御覽候ハ、嘸御驚入可遊候、

拙者売りなからゆめ之様斗り奉存候

一、くり綿取寄多ク相成り申候、夫ニ付新七方へ此

度申遣候ニ付、金高内半金御渡し候様申遣間候間、

左様思召可被下候

一、今年ハ紅荷之義、御大切御仕入可遊候、此方残

花七百駄斗り相見へ申候、乍去紅やニ残花無之年

ニ御座候、余り支可申事ハ無之候、其御地過分下

直ニも候ハ、御仕入可遊候、高直有之、少々御

仕入可遊候、乍併大違又者日照り候而下直ニ候ハ

、御仕入可然候、中位ニ而仙台ニ而千式三百太^(マツ)

も出し候而、下直ニも無之候ハ、一切御仕入御

無用可然候、去年余り過上損金ニ御座候へ者、今

年者買人有之間敷候様ニ奉存候、殊ニ此方相庭引

立無之、其御地へ残花宜敷相捌^け申候様申参候、

此元一向引立無之御座候、左候へ者、当年其御地

せひ下直可仕候、乍去御仕入可然候と奉存候、余

り損金、一向了簡ニも及不申候、各々様御相談故之

御事と奉存候、當時了簡叶不申候、此二三ケ年以

前迄、様子相知れ候得共、去年了簡相叶不申候、

委細武介ニも申渡し候間、御聞可被下候、右申上

度如此ニ御座候、恐惶謹言

六月九日

西川屋源助^印

會田六郎右衛門様

同 七郎右衛門様

江森勘右衛門様

一一 西川屋源介書狀

正月六日

源 助印

六郎右衛門様

以別紙申上候、去極月廿三日、父印紅花仕切差下シ申候、御拝見可被下と奉存候、間違候ハ、早々御申越可被下候、二番指引、近日申上候、新印式駄、永印式駄、一向片付不申候、其外右之作合之分不殘売付、沓袋も本花無御座候、近日指引申上候、且又其御地殘花、一切望無之御座候

一一 西川屋源介書状

(端裏書)
「父様」

一、真様御法事御執行、三月廿二日、同廿八日迄、此間ニ合申候様ニ、伊藏様御上京奉待候、左候ヘハ、三月三日・四日・七日之頃ニも、間合ニ可申候

一、米之大坂越年米百九十三万六千石、去年も三、四十万石なく候、風聞ニ者浜ノ豊年と申候、夫ゆヘノ初市様々相見ヘ申候、此米者不得其意候、若下直候ハ、御飯米先かけ可被成候、不作下直者難心得奉存候、其御地諸作如何仕舞ニ有之候、此方ハ不作相見ヘ申候、扱又紅花まき付、追々御状可被下候、いつの頃も蒔出し御申義も、御申越可被下候 以上

新七・弥五兵衛殿下り、一筆啓上仕候、大暑甚敷候所、弥御勇健ニ可遊御座と、珍重ニ奉存候、当方無異儀罷有候、御貴意安思召可被下候、然者伊藏様御事、上着後三月五日ニ上京、其節も四月末方病氣重ク相見ヘ申候、其後ハ日追而宜敷候得共、全快之様子ニ而者、今以さのミさつぱりとは、本腹ニも相見ヘ不申候、左様候得共、秋之涼ニも掛り不申候内ハ、残り所も之御本腹相見ヘ不申候、伊藏様病氣品様子、弥五兵衛殿ヘ徳くり御聞被遊可被下候

一、蠟指引之義并乱指引、委細伊藏様ヘ御相對ニ及候、蠟過分之御損金こまり入申候、金ニ而乱花・蠟之義、指引凡式百両程、此之内ヘ金百両、先達而差下ス、残而之所生蠟拾五丸也

代金者惣貳十八兩と有之、又金七、八十兩伊藏様へ相渡ス、此度指引書極め差下シ申度御座候所ニ、乱花金子今少々受取、近日中ニ相極可申上候
父印紅花売付金指引、壹番・二番共新七ニ相渡ス、久左衛門方も目錄書は申可参候、壹番・二番指引書違候は、品々等申越可被下候

一、其御地紅花御草生宜敷候由、追々申来候、今年斗りは何れ共ケ様之品も可然候と申上候、御指図ハ致兼候年ニ御座候、追々伊藏様方も御状は申可参候、当方西国・近国共、漸荷物は貳百太位(駄)ならて出来不申候由、殊ニ出来大事也、是ハ大坂遣ニもたり申間敷候

然共間中貳百七、八十、百姓ニ相見へ申候、一向相手見へ不申候

乍去紅中ニ無之斗ニ相見へ申候、何れ共古花・残花、西国共是なき物成と相見へ申候、其御地仙・最共、貳千太出候而ハ無心元物ニ御座候、夫共直段さへ左様ニ高直ニも無之候ハ、如何可有御座

候哉、最上五十兩上、仙六十兩上ハニは、何様宜敷代物ニても無心元物御座候、とかく御指図は相成り不申候間、御相談之上ニ而調可遊と奉存候、猶追々申可上候、恐惶謹言

六月十六日

西川や源助印

會田六郎右衛門様

貴下

一三 西川屋源介書状

一筆啓上仕候、寒氣甚敷候得共、弥御勇勝ニ可被遊御座と、珍重ニ奉存候、当方下拙無為ニ罷有候、然者先達而市村卯兵衛ニ金貳百兩差下シ申候、御受取可被下と奉存候

覚

一、金六百兩貳分

殘金之所

百四匁七分

又里印

九丸

七十貳兩

又々縞荷印

壹丸

代六兩貳分

六六十七九兩ト銀

一、(記入なし)

わた代

引残り五百三拾兩程也

此所凡金

一、百五十兩程

拔之代 此所百拾兩程

先達而受取置、残り之所江戸へ、①②兩印仲物、

同晒相調候所、一向不待得売り可申候、来二、三

月迄御待可被下候、委細元直書仕切取置候、西切

御目かけ下シ可申候

一、六十三兩

印金印

七丸之儀

此義委細指引書ニ申上候

惣高見申候

七百拾兩程

此金子新七と御相談被下、金高多ク相見へ被申候、

式百兩斗り春為替金、又者新七方貴公様渡申金候、

宜敷御相談可被下候、早々、恐惶謹言

十二月廿四日

西川や源介印

會田六郎右衛門様

同 七郎右衛門様

(江森)
同 伊 藏 様

来春者、伊藏様・七郎右衛門様御両人様御内、せ

ひ御上京奉待候、委細者可申上候 以上

廿四日

源 介

各 様

相庭外々店下候

一四 西川屋久左衛門書狀

飛脚江戸まで六日切、一筆啓上仕候、暑氣つよく御

座候所、弥々御堅勝可被成御凌、奉珍重候、当方無

為罷有候、乍憚御安氣可被下候

一、此度紅花売仕切金子指引書指下候間、能々御改

御披見可被下候、もし相違成ル儀も御座候ハ、

可被仰下候

一、青苧仕切、此度指下し度奉存候得共、余り大封

罷成候得者、重便ニ指下し可申候間、左様御心へ

可被下候、則過上金、指引書ニ相認メ遣し申候

一、先達而も当年紅花之儀、順氣能ク出来相応宜御

座候付、此方残り代御物、片付申様被仰遣候ゆへ、

源助も段々仕廻申所、五月廿三日御細書、当月八

日相達候所、照つよく立かれ出来候へ者、亦々見

合申様被仰遣候へ共、もはや間ニ合不申、扱々残

念奉存候、併其後少々立有之よし風聞御座候へ

者、様子如何無心之奉存候、近日いさい御書相届

可申、相まち罷有候

一、此度金指引残り金之所、山形新七方御勘定被

成可被下候、いさい此方申遣し候間、左様御心

へ可被下候

一、金子之儀、先達而も段々指下し候へ者、無難着

相違なく御請取可被下与奉存候、尚また源助義、

此間江州へ罷下り居申、拙者同日罷上り候得者、

当地様子しかと相知レ不申候間、近日いさいニ以

書中可申上候、先ハ右申上度、急便ゆへ早々如此

御座候、恐惶謹言

六月十九日

自京都

西川久左衛門印

會田六郎兵衛様

人々御中

金 六拾式匁五分

錢 拾五匁五分

一五 西川屋久左衛門書状

飛脚⁽¹⁾便り啓上仕候、残暑御座候所、弥々御堅勝可被

成御凌、奉珍重候、当方無為ニ罷有候、乍憚御安氣

可被下候

一、去ル十九日出シ大黒屋飛脚、いさい以書中申上

候、其節紅花仕切金指引書指下候へ者、御請取御

披見可被下与奉存候

一、此度青芋仕切指引書指下し候へ者、能々御引合

可被下候、もし相違も御座候ハ、可被仰下候

一、当年紅花いよ／＼照つゝき候よし、出来勝レ不

申、追々風聞御座候へハ、扱々気毒ニ奉存候、近

日いさい様子可被仰下、相まち罷有候

一、此方西国・近国同様成ル順氣ニ御座候へハ、照つ、きニ而、紅花出来勝レ不申よし御座候、此節当地別而相替儀も御座なく、此末其御地出来次第高下可仕与奉存候、当分残り花三百駄斗有之よし相見へ申候、荷主前一切もはや片付御座なく、問屋前ニも少々つ、ならて相見へ不申候、尚また其御地様子、追々可被仰下候、相まち罷有候

一、南部表布方能ク透申由、青苧相場も少々ハ引立、取より申よしニ御座候、当出来様子如何御座候哉、無心元奉存候

一、当年田畑作方、近国出来能ク、当分申分御座なく、大坂表相場も緩々罷有候、いさい山形表申遣候、御披見可被下候

一、当年金指引下シ金様子、いさい山形新七方へ申遣候間、相違なく様、宜御勘定可被下候、もし間違等も御座候ハ、可被仰下候、先ハ右申上度如此御座候、尚又追々様子可申上候、恐惶謹言

六月廿四日

西川久左衛門印

會田七郎右衛門様

同 六郎兵衛様

貴下

追テ申上候、山形屋八郎右衛門殿御母儀、去ル廿一日御死去ニ御座候、御悔之忝通御上し可被成、為其如此御座候 以上

六月廿四日

西川久左衛門

會田六郎兵衛様

一六 西川屋久左衛門書狀

(上包書)

「羽州宝沢

會田六郎右衛門様

人々御中

自八幡

西川久左衛門

四面式分

十老々式分五

(端裏書)

「全」

武助指下し候条、啓上仕候、追日暑ニ罷成候所、弥々御堅勝可被成御座由、奉珍重候、当方無為罷有候、

乍憚御安氣可被下候

一、此度紅花売仕切、則金銀指引書相認メ指下し候得者、能々御引合被遊可被下候、相違御座候ハ、早速御申被遣可被下候、尚また残り金銀之所、山形新七方ハ御請取可被下候、残り荷物、いさい京都源助方ハ可申上候、左様思召可被下候

一、京都紅花之義、同様成ル不埒氣御座候、其御地之様子宜鋪相聞、別而人氣あしく御座候、此末如何難斗奉存候、追々様子細ニ可申上候、是また左様御心得可被下候

一、南部青芋、是また同様不印御座候、五月中頃より別而買入御座なく、尚また当秋中出来次第高下可仕候、何分買口宜鋪願申御事御座候、尚また此方様子いさい此者口上可申上候、先ハ右申上度如此御座候、恐惶謹言

六月十三日

西川久左衛門印

會田六郎右衛門様

同 七郎右衛門様

江森伊藏様

人々御中

金 六拾三匁七分

錢 拾五匁かへ

米 銀拾匁ニ付壹斗四升

一七 西川屋久左衛門書狀

新七指下候間、啓上仕候、甚暑御坐候所、弥其御地御堅勝可被遊御座候由、奉珍重候、当方無為義罷在候、乍憚御安氣可被下候

一、先達而御調書被下、忝拜見仕候、伊藏様御病氣、段々御心能ク被成御座候由、御同前悅罷在候、いさい御様子、新七御咄し可申上候

一、此度紅花売仕切其外、金指引書相認メ指下候、能々御改メ御披見可被下候、もし相違等御座候ハ、早々可被仰下候、尚また引残り之所、山形店ハ御請取可被下候、毎度尊志申上候段、忝仕合奉

存候

一、当年紅花・青芋之様子、京都ニ而源助申合候間、
いさい新七御咄し可申上候、能々御相談可被下候、
先ハ右申上度如此御座候、尚また近日いさい可申
上候、恐惶謹言

(明和三)

戌六月廿一日

西川久左衛門印

會田六郎右衛門様

人々御中

一八 西川屋久左衛門書狀

(端裏書)

「全 九月十八日着」

尚々、御母上様・御内室様、宜鋪被仰上可被下
候、尚また井つ、屋伊藏様、以書中不申上候、
是また宜鋪被仰上可被下候、奉願上候

飛脚便り啓上仕候、未残暑御坐候所、弥々御揃御堅
勝可被成御座与、奉珍重候、当方無為罷有候、乍憚
御安氣被遊可被下候

一、七月三日出御報之分、拝見仕候、然ハ武助下り、

紅花売仕切金指引目録相認メ指下候所、能々御披
見御引合被下、相違も御座候ハ、御申被遣下、
承智仕候、尚また式番指引目録仕切、七月廿日京
都源助方認メ指下候へハ、是また御披見被成可
被下奉存候、則金子も其節指下候間、是また相違
なく御請取可被下、奉存候

一、去夏中指下候蠅・乱紅花指引書、相違仕候よし、
此度いさい御書付被遣被下、能々披見仕候、相違
御座なく候へハ、指引不足金之所、新七方御請
取被遊可被下候、当年金七両式歩、新日野屋貫不
申金、目録表拔置申候間、是御指引被成被下、残
り金式両ト端銀之所、新七方御請取可被下候、
是切ニ而御済し、能々御帳面御直し可被下候、元
来右蠅指引之儀ハ、源助切之事ニ而、此方二帳合
御座なく、此間上京仕候節、有増詮義仕候所、如
此相違も御座なく相見得申候、左様思召可被下候
一、当夏紅花之儀大違ニ而、追々相場引立申よし、
いさい様子相聞、京都も人氣つよく、相場直り申

候、当年照花ニ而、相応直立も可仕と奉存候、併其御地駄數次第ニ可有之奉存候、過分不定に相聞へ申事ニ御座候、此間中段々紅花積船無難、心易入津仕候へハ、貴公様分追々可申参候、左候ハ、早そく様子可申上候、左様思召可被下候

一、青苧之儀、是亦大照ニ而、出来勝レ不申よし、殊長ケ不足薄皮、荷不足可仕候様子相聞、南部表人氣つよく罷成候、併相場斗ニ而、取分商事御座なく、此末いよ／＼荷不定相極り申候ハ、追日引立可申奉存候、当分布方引合不申、氣の毒奉存候、尚また追々様子可申上候、先ハ右申上度如此御座候、恐惶謹言

八月十六日

西川久左衛門^印

(以下欠失、宛名不明)

一九 西川屋新七(カ)書状

御紙面忝拝見仕候、弥御揃御勇健ニ被遊御座候由、珍重之御儀奉存候、然者昨日申上候為替之義、委細

仰被下、忝承知仕候、先様へ右之趣通達可仕候、左様思召可被下候

一、昨夕村居権六殿御下り被成候、右便りニ手前源助方^カ分判金百両差下シ申候間、封印相改、隨ニ受取申候、右金子之義ハ手前へ預り置申候間、左様思召可被下候

一、御本寺様御花束沓包、手前源助方^カ之添狀一通、式品御使衆へ差遣申候、御受取可被下候、且又上かた文治郎様ニも、御機嫌能被遊御座候由、源助方^カ申参候条、御安氣可被遊候、扱又上方表、紅・苧共ニ不埒之様子申参候而、扱々氣之毒ニ奉存候、委細之義ハ源助方^カ可申上候条、御披見被遊可被下候、右旁々申上度如此ニ御座候 以上

(宝曆九カ)
十二月廿二日

(宛名欠失) (西川屋新七カ)
自山形

(以下欠失)

二〇 西川屋新七書書状

貴札被下忝拜見仕候、弥御勇健珍重奉存候、然ハ紅花元直之義被仰下、則

一、金四拾九兩壹步卜

十式匁

全 貳駄七袋

右之通御座候、扱々高直何共氣毒御座候、尚々期貴面可申上候 以上

(明和四)

亥八月十二日

會田六郎右衛門殿

西川新七

二一 池田屋功助書狀

西川長三郎殿御下被成候間、一筆啓上仕候、其後者彼是取紛、以書狀茂不申上、御物遠奉存候、寒氣甚御座候得共、弥其御地御堅勝可被成御座、珍重奉存候

一、当方紅花相庭之儀、直段ハ相応ニ御座候得共、

御買元高直之由ニ而、引合兼申由、紅御方ニ而者

不出来故、買兼被申候ニ付、存之外引方薄ク、吐

々不仕候、先可申上候者、御印紅花之儀、不相替御出被下、外聞実義辱奉存候、則出精仕売付申候

覚

上 全 紅花

極月切、三貫五百七拾五匁かへ

大 全 同

同切、三貫四百貳拾五匁かへ

壹駄

但、此印之儀、濡痛有之、目合茂不足ニ罷成

候間、少々思召入下直ニ有之候

上 全 紅花

貳駄

極月切、貳貫七百五拾匁かへ

右之通売付申候、此間弥以引方吐々不仕候間、先者御印宜時分売付大慶仕候、猶相替儀期後便可申上候、銀相庭文金五拾貳匁壹分、当方相応之御用儀可被仰下候、恐惶謹言

(宝曆六)

閏十一月十八日

池田屋

功 助 印

會田六郎兵衛様

二三 山形屋八郎右衛門書状

此度文治郎様御下便、一筆啓上仕候、先以其御地御家内御揃、弥御勇健ニ可被遊御座、珍重奉存候、当方無異儀罷在候、先以文治郎様御儀、御逗留中御堅勝ニ而、此度御下向、久々ニ而御対顔御物語、御満足可被遊奉存候、扱御断可申上者、御逗留中毎度取紛居申、一向何方へ茂御供不申上、甚以僥末之至、今更御残念ニ奉存候

一、御荷物之儀、不相替御出し被遊被下、忝奉存候、則源助様へ去冬より御相談申上、仕切表之通売附代金不殘御渡シ申上候、定而委細之儀、追々御承知可被遊与奉存候

一、爰許紅花直之儀、当春至はか／＼數相捌ケ不申、全躰去冬より向テ極不景氣之上、江戸大火事茂甚諸商ニ相構イ申、旁ニ而弥以殊之外不商売ニ而、未残り御荷物もしか／＼相捌ケ不申、此段源助様ニ茂甚御こまり被成御座、乍併唯今最中詮儀仕罷在候間、何分源助様へ何卒宜敷御相談可申上候条、

御安慮被遊可被下候

一、当夏其御地紅花御買口之處、何共六ヶ數年々奉存候、先以全躰爰許様子、極々不景氣ニ而、拔群直段引下ケ申候、未殘花も余程相見得申候、殊更西国類時付夥數相聞へ申候、滿作ニ候ハ、取集、凡八百駄斗も出可申様子ニ相聞申候、然者其御地御買口之所、能々下直ニ候者而者、御利分之所無覺束物ニ奉存候、此段能々御賢慮可被遊候、猶又此未爰許様子、節句後ニ茂至、景氣少々茂相直リ可申哉、猶殘花之所、別而右西国類荷數之所、極意相知れ次第、委細重便ニ可申上候、其外爰元委細之儀、文治郎様より御承知可被遊と、早々略筆仕候、恐惶謹言

(宝曆十カ)
四月十七日

山形屋
八郎右衛門印

會田六郎兵衛様

同 庄九郎様

二三 伊勢屋源助書狀

御同苗文治郎様御下り被成候条、一筆啓上仕候、向暖罷成所、其御地御家内御揃、益御勇健可被遊御座奉珍重候、当方無替儀罷在候、乍憚貴意安思召可被下候

一、右御同苗様御儀、先達⁵御逗留被成下候、初而奉得貴意、大慶之至ニ奉存候、併何之風情も不申上、今更殘心奉存候、宜敷御帰着候而、被仰達可被下候

一、紅花之儀も、無為御替御出荷被成下候、御相談申上、別紙仕切表之通売付申候、御帰着之上御落手可被下候

一、当地紅花之儀、定而及御聞被成候之由、存之外不景氣御座候間、直段不位ニ罷成候上、又々余程引下ヶ、御損金多被為出、扨々込入被申候、何さま随分相働、跡々源助殿江御相談之上、御商事可仕候、当折節之儀、不相替御仕入被成下、御出荷可被成と奉頼上候、尚書余御同苗様御下着之上、

御物語可被遊ニ付、略書仕候、尚相替儀も御座候

ハ、追々可得貴意候条申残し候、恐惶謹言

(宝曆十々)
四月五日

伊勢屋
源 助 印

會田六郎兵衛様

人々御中

二四 伊勢屋理右衛門書狀

(折紙)
改年之御吉慶不可有際限、重疊目出度申納候、先以其御地御家内様御揃、益御勇健被遊御超歳、珍重之御儀奉存候、隨而当方無異儀加壽仕候、乍憚貴意易思召可被下候、右年始御祝詞申上度、如斯御座候、尚期永日之時候、恐惶謹言

正月五日

伊勢屋理右衛門

會田六郎右衛門様

参人々御中

二五 大沼市兵衛外書狀

(上包書)
「最上宝沢」

仙台川崎
大沼市兵衛 印

會田六郎右衛門様

同
大宮吉兵衛^④

猶々御家内様中へも宜御伝言可被下候、寺内・横町へも別紙不申上候間、宜御頼申上候。以上態以飛脚御紙書被成下、忝奉拝見候、如仰之残暑ニ御座候得共、御家内様中御揃、御機嫌能被遊御座候由、珍重之御儀奉存候、当方無異儀罷在申候、然者此度紅花殘金御遣被下、慥ニ受取申候、尤直段六百日之御勘定ニて被遣候段、何茂江申聞候處、扱又其直段ニ而ハ迷惑千万仕候由、甚四郎口上ニハ、拙者紅花之儀ハ、品々有之候間、川崎上直段ニ御払被下候様ニ、其元方被仰遣被下度段申聞候、川内村庄左衛門紅花至而下花之御咄ニ有之候所、仙台川原町佐藤屋權兵衛方江五百九拾目、尤野上町源兵衛紅花五百七拾目ニ相立申候、北方ハ五百四十目迄と咄仕居候處ニ、六百目之御勘定ニ而ハ、承知仕兼申段ニ御座候、川内花^(マ)埜上町花直段引合、中を取申候而茂、五百八拾目位之勘定ニ仕不申候ハ、罷成間鋪奉存

候、扱又箇様ニ申上候儀、延引ニ存申者共ニ御座候得共、千方仕申候者共惣寄合ニ而吟味仕、直段相立させ候様ニと申事故、太兵衛所之のべ拂之直段ハ、定而五百四、五拾目ニ可有御座候と、評ばん最中之所ニ御座候、其儀故何共六百目ニ而ハ迷惑千万ニ申上吳候様ニ仕度由ニ御座候、併川崎直段只今ニ相立不申候、是ハ買人・売人両方方見合居申候間、箇様に相見得候、小山太兵衛方直段相立申候ハ、五百四、五拾目ニ罷成可申候間、只今之内少々直段御直し被遣候ハ、可然様ニ奉存候、南方も六百式拾目方段々五百六、七拾目迄相立申候、村田上花と申ハ、五百七拾目ニ相立申候由、同所上花と申ハ、川崎之中花者ニ相見得申候、さい^(マ)直段左様ニ相立申候間、当所至而売人共氣強ク御座候、前書ニ申上候通、手前売人斗と違、惣寄合ニ吟味仕居申候間、此方ハ六百目と相立申候而ハ、脇々之前も有之、承知仕兼申儀尤ニ奉存候、双方相談之上相立可申候間、

先以金子も受取斗兩人方も指上申候、直段相立申候
ハ、兩人共参上仕、御勘定可申受候 以上

六月晦日

大沼市兵衛印

大宮吉兵衛印

(マ)
鮎田六郎右衛門様

二六 江戸大火の通知⁽¹⁾

二月三日夜明七ツ時、^麻浅布六本木も出火、四日昼八
ツ時迄、品川高繩茶屋前山ニ而火泊り、道法壺里余

五日夜

新堀手前も戸沢上総介様裏御門近所も出火、品川田
町三丁め迄、道法壺里半程、上野山殿様御屋敷・土
藏も焼失申由

六日暮時

廐御門近所土橋も出火、神明前尾張丁通シ而南海道
迄

同夜五ツ時

神田筋違橋向も出火、戌亥風ニ而柳原浅草目付之内

通り筋不残、大伝馬町・小伝馬町・境町、其外東ハ
両国橋詰迄、尤橋無難、新大橋・永代橋焼失、其外
小橋々数ヲ不知、大橋・永代橋通、死人未数不知、
夫も最初之火事と一集リニ成リ、南ハ深川津先弁天
迄、靈岩寺三十三軒堂焼失、江戸中大形不成土藏夥
敷焼失、殊之外成ル大風ニ而、七日昼七ツ時迄下火
消不申候

駿河丁越後屋無難、亀屋・惠飛須屋・大〇店焼失、
日本橋無別条

一、此度、御公方様御官位被為遊候ニ付、御公家様
方九州御下向被為遊候、右七日御祝儀之御能有之
筈之所、右の出火故相延申候、御本丸無御別条、御
普請場無御別条

一、出火ニ付、諸事高直成ル事、摺鉢壺ツ三百五、
六十ハ四百文位、わらんし壺足拾六文、菰苧枚廿
三文まで、手桶壺つ式百五、六十ハ三百文位迄、
此一両日斗ニハ可有之候へ共、何ニ而も右直段準
シ夥敷事御座候

(宝曆十)
二月八日認

山形江十九日着

二七 江戸大火の通知(2)

二月四日夜明七ツ時、青山今井谷より出火、西かぜニ而麻布龍戸通、六本木難司木通り、小山三田寺町・四国町江下り、芝田町壱丁目より七丁目迄、廿九ツ過焼とまる

同日夜五ツ過り、麻布狸宮武家屋敷より出火、東風ニ而武家屋敷五町程焼申候

同六日暮過、芝明神茶屋町より出火、増上寺片門前・仲門前、将暫殿橋、金杉橋焼落、本芝肴店ニ而やけとまる

同夜五ツ前、神田明神下旅籠町より出火、仲町花房町佐久間町壱丁目・式丁目、和泉橋焼落、西風強、神田小柳町通、午長町・新石町・鍋町・鍛冶町・本白銀町・室町三丁目、日本橋はし詰迄、いせ町・本船

町・小田原町・瀬戸物町、江戸橋・荒布橋・仲の橋、

道場橋・萬橋・藤かんぼり橋々、不残やけ落、茅場

町・新堀北・南靈岸ばし・くづれ橋・永大橋焼落、

小網町不残、小舟町・堀留町・堺町辺芝居不残、又

北風つよく、本町通り者本町壱丁目より両国橋詰迄、

石町通りハ本石町三丁目より浅草見附迄不残、濱町堀

橋へ不残焼落、柳原岩井町・元岩井町・紺屋町・九

軒町通り、富澤町・濱町不残、武家屋鋪不残、新大

橋焼落、深川船大工町、靈岸寺・本誓寺、其外深川

寺院不残、南は永代橋焼落、相川町・中鳴町・黒江

町土橋、入船三拾三間堂、洲崎迄寺ハ海端不残、仙

台堀蔵屋敷、干鰯場・木場不残、凡長サ式里余、幅

本町通ニ而拾式丁、大橋辺りニ而廿町、深川ニ而廿

四、五町、土蔵ども追々焼落候故、十一日夜まで火

きへす

右橋々焼落候故、怪(我)人夥しく御座候 以上

(宝曆十)
辰ノ二月十五日出

同月廿七日届

其外損金数未夕分明不成候

右明石町蠟問屋衆中へ、高橋六七殿より申来候 以上

(宝曆十)

二月廿四日着

二八 江戸大火の通知(3)

江戸出火、二月十二日御改有之候所ニ、小網町兵庫

屋土蔵いろは蔵と名附、四拾八戸前不残焼失仕候、

穀問屋ニ而、凡米六拾万俵程焼失仕候、石丁大黒屋

三郎兵衛と申もの居宅、土蔵式ツ焼失、是ハ本家ハ

呉服店ニ而、凡金高四万両之余、損金と相見へ申候、

尤大黒屋之出店共ニ都合式拾壱戸前焼失仕候、小網

町鹿沼屋吉郎兵衛、土蔵拾壱戸前焼落申候、此内蠟

五百駄程焼、此損金都合五万両之余と相見へ申候、

曾我屋嘉平治土蔵七ツ焼失仕候、蠟三百駄程と申事

ニ御座候、其外贅附屋不残焼失

一、酒四斗桶早樽ニて、前拾式、三兩位仕候処ニ、

右出火ニ付式拾三両迄引上ケ申候、深川辺ニ而土

蔵合テ四拾壱戸前焼失仕候、筋違橋より右側する

が町不残、両国橋迄焼、日本橋・尾張町両側無難、

三 関連史料（借用証文ほか）

一

覚

一、前々不納役元借金、当暮元利済方仕兼候而、来夏紅花時節、五ヶ一通り急度相済可申候、仍而面々書入仕候

一、持高送り漆書入仕置、紅花払代ニ而相済可申候

釈迦堂村

七右衛門印

同

作兵衛印

一、品々右同断

同

彦十郎印

一、品々右同断

同

卯平次印

一、品々右同断

同

源左衛門印

一、元利合来夏相済可申候

漆木書入

同

三郎右衛門印

一、右同断

漆木書入

一、元利済方、拙者女房御奉公ニ相出可申候

同

清六印

一、高五ヶ一来夏済方、西沢口山書入

同

長兵衛印

一、高五ヶ一来夏、紅花払代ニ而相済可申候

漆木書入

同

権右衛門印

一、元利合来夏相済可申候

屋敷廻り漆木書入

同

惣七印

右之通来夏中相済可申由、印形取置申候間、夏中取立済方可仕候 已上

釈迦堂村組頭

喜平次

同

門兵衛

同村庄屋

孫左衛門

（延享四ヶ）

卯十二月廿日

會田六郎兵衛殿

二

預り申金子之事

一、壹分判 壹両也

右者馬買金ニ借用申所実正ニ御座候、然上ハ当七月
紅花壳錢を以、急度相済可申候、万一如何様之儀御
座候共、請人方ニ而急度返済可仕候、仍證文如件

宝曆十四年申四月廿五日

預り主行沢村

八郎兵衛印

受人同村

清次郎印

下宝沢村

會田六郎右衛門殿

三

預り申年賦金之事

一、金三両三分也

右之金子預り申所実正也、然上者貴殿闇相当候節、
急度返済可申候、万一相滞候ハ、加判之者相弁相
渡可申候、為後日加判證文如件

明和元年三月二日

預り主

大津 作兵衛印

加判

足利屋六郎兵衛印

預り主

會田七郎右衛門印

會田六郎右衛門殿

加判

井筒屋勘右衛門印

四

預申金子之事

一、金三両三分也 但し文字金也

右之金子慥ニ預申所実正御座候、然上者其元闇引取
候節、急度返金可致候、若相滞候ハ、加判之者弁
相済可申候、為後日仍如件

明和二乙酉年十一月 足利屋六郎兵衛印

岩倉 忠右衛門印

會田六郎右衛門殿

五

覚

一、此度於貴家御発記之頼母子、其元御取次ニ而半
人前、拙者半人前、都合ニ而忝人前、拙者名前ニ

而相加り候、依之闇相当り候ハ、半人前ツ、引
わけ可申所、相違無御座候、為後日之仍而如件

安永四年

未ノ極月

鈴木彦兵衛印

のとや
喜兵衛殿

六

覚

一、於貴家御発記之頼母子、其元御取次ニ而半人前、
拙者半人前、都合壹(人)前、拙者名前ニ而相加り
候、依之闇相当り候ハ、半人前ツ、引わけ可申
所、相違無御座候、為後日仍而如件

安永四年

未ノ極月

(ママ)
左藤久太郎印

のとや
喜兵衛殿

七

借用申金子之事

一、金貳拾両也 但シ、文字壹分判ニ而

右之金子要用之儀ニ付、慥ニ請取借用仕候所実正ニ
御座候、返済之儀者、何時成共御入用之節、元利急
度御返済可仕候、万一本人相滞候ハ、加判之者引
請、無相違御勘定可仕候、為後日仍而如件

安永八年

亥ノ正月

金子借用主
平野や
佐次右衛門印

加判
のとや

喜兵衛印

濱村伊造殿

御取次

八

(包紙)
一、大(明)五正月

延證文、来巳六月迄

行沢村
惣十郎
受人
与三郎

御年貢米延證文之事

一、米貳俵壹斗

去辰御年貢米

一、米七升

同 御年貢米

ノ米貳俵壹斗七升也

代金三分ト永百六拾六文六分 但、貳拾八表替

右者、去辰御年貢相滞候ニ付、度々御催促、御尤ニ

御座候、只今何様ニ茂相調兼候ニ付、此度御訖申候、

当巳之二・三月中蒼三百把程相渡候、殘金之所、

米ル六月紅花壳代金ヲ以相渡申上候所、御承引被

下忝存候、然上者、当六月切ニ急度皆済可致候、縦

如何様之義御座候共、少も無相違相渡可申候、仍如

件

行沢村借主

惣十郎^印

同 受人

与三郎^印

天明五乙巳年正月

宝沢村

六郎右衛門殿

九

借用申金子之事

一、金四拾五両也

但し、文字壹分判ニ而

利足之義者、壹ヶ月ニ金貳拾兩江壹分^ノ之定

右之金子槩ニ請取借用仕候所、実正ニ御座候、返済

之儀者、貴殿^ノ發記之頼母子闔相当^{（リ）}引取候節、於

其席ニ元利急度返済可仕候、若シ元利都合ニ成かね

候ハ、指金いたし、無相違御勘定可仕候、為後日

仍而如件

天明五年

預り主

平のや

巳ノ正月

佐次右衛門^印

のとや

喜兵衛殿

御取次

一〇

金借用添證文之事

一、金三拾両也

但し、文字壹分判ニ而

右之金子槩ニ請取借用仕候所、実正ニ御座候、返済

之儀者、何時成共御入用次第ニ元利共ニ急度返済可

仕候、右為引当三日町伊助方方済金拾五両之證文壹

通、当町佐兵衛方方済金四拾五両之證文壹通、私發

(マ) 記之頼母子廻金三拾五両之證文卷通、×三通相渡し

置申候、尤書面之金子元利返済仕候得者、右三通之證文御返し被成筈也、為後日添證文、仍而如件

天明五年巳ノ二月

借用主

のとや喜兵衛印

證人

同 善 六印

濱村伊造殿

御取次

一一

借用申金子之事

一、金貳拾両也 但し、文字壹分判ニ而

右之金子慥ニ請取借用仕候處、実正ニ御座候、返済之儀者、何時成共御入用之節、元利共ニ急度返済可仕候、万一相滞候ハ、加判之者引請、無相違御勘定可仕候、為後日仍而如件

天明五年巳ノ二月

金子借用主

のとや喜兵衛印

加判

斎藤 久作印

濱村伊造殿

御取次

一二

廻金預り申證文之事

一、金三拾五両也

但し、文字壹分判ニ而

右之金子慥ニ請取、預り申處実正ニ御座候、返済之儀者、来イ午ノ会合引取金を以、元利急度返済可仕候、万一相滞り候ハ、加判之者引請、無相違御勘定可仕候、為後日仍而如件

天明五年

預り主

江口傳右衛門印

巳ノ九月

加判

榎森勘右衛門印

預り主

阿部 伊助印

加判

作右衛門印

のとや

喜兵衛殿

右者兩人ニ而引分ケニ預り申所也

一三

(包紙)

「證文」 壹通入

当村 次兵衛

借用仕金子之事

一、金三分也

右者、去已御年貢不納御座候ニ付、右金只今借用仕、
不納米上納仕候處、実正ニ御座候、且又返済之儀者、
当七月中紅花時節ニ、拾五両壹分之利足勘定ヲ以元
利返済可仕候、若借主返済仕兼候ハ、請人共方
弁出仕返済可申候、為其請人相立申所、如斯相違無
御座候、仍如件

天明六丙午年二月

下宝沢村借主

藤次郎

同村請人

長作

同村請人

次兵衛印

同村

七兵衛殿

一四

(包紙)

「寬政九巳三月

控作米延證文

坊原

久太

加判

重藏

指出申一札之事

丑寅両年分

一、錢五百六拾五文

畑方控作米滞

卯年分

一、米四斗五升

畑方控作米

内金老分納メ、辰ノ六月

辰年分

一、米四斗五升

右同断

右者、貴殿御持高之畑地控作仕候御年貢米、差滞候
ニ付、当作_レ地所御取戻可被成趣、御尤奉存候、然
ル所右不納米、当六月中紅花壳代ヲ以不殘御勘定仕、
尚又当作_レ之御年貢、其年々暮ニ急度相納可申候間、
畑地御立付被下度段御願申上候處、御承知被下置、
忝奉存候、然上者右限月無滞相納可申候、万一控作
人此上差滞申候ハ、受人之者引受、急度相済可申
候、為後日之證文仍如件

寛政九年

巳三月

上宝沢村坊原郷控作人

久太印

下宝沢村受人

重藏印

下宝沢村

六郎右衛門殿

一六

借用申致手形之事

一、錢壹ノ五百文

右之通借用申処実正也、然上ハ近々紅花壳払代錢ヲ以相済可申候、為後日仍而如件

(文化十一カ)

戌六月廿日

下宝沢村

利兵衛印

庄助殿

一五

預申金子之事

一、金三拾両也

右者、御年貢上納金ニ借用仕候処、実正明白御座候、然上者来月中旬元利急度返済可仕候、聊相違無御座候、為後日之預證文如件

文化七午年

十一月八日

下宝沢村名主預人

會田六郎右衛門

山形十日町

西屋清兵衛殿

索引

紅花ほか商取引史料

- 一 覚(午(元文三)年分)……………一八
- 二 未暮分覚(未年(元文四))……………一九
- 三 戌ノ仕入新花之代ニ渡し方
(戌年(宝曆四年))……………二〇
- 四 覚(子(宝曆六)二月七日)……………二〇
- 五 覚(子(同 六)六月二十七日)……………二一
- 六 蠟荷(宝曆七年丑二月七日)……………二一
- 七 覚(丑(宝曆七)二月十九日)……………二一
- 八 蠟荷(宝曆七年丑七月朔日)……………二二
- 九 仕切覚(宝曆七(亥)八月十日)……………二二
- 一〇 覚(寅(宝曆八)正月二十九日)……………二三
- 一一 覚(寅(同 八)二月二十日)……………二三
- 一二 覚(寅(同 八)六月二十日)……………二三
- 一三 覚(寅(同 八)六月二十二日)……………二四
- 一四 覚(寅(同 八)七月五日)……………二四
- 一五 卯紅花元根帳(卯(宝曆九)六月)……………二四
- 一六 卯紅花為登候也(卯(同 九)七月)……………三〇
- 一七 覚(たつ(宝曆十)正月十七日)……………三一
- 一八 紅花荷及懸り物覚
(辰(宝曆十)四月二十二日)……………三二
- 一九 (1)宝曆十辰年四月二十三日下り……………三七
(2)四月二十三日八幡出立……………三八
- 二〇 紅花買仕切(宝曆十辰年六月)……………三九
- 二一 覚(辰(宝曆十)七月八日)……………三九
- 二二 覚(辰(同 十)九月十二日)……………四〇
- 二三 覚(巳(宝曆十一)正月二十日)……………四一
- 二四 覚(宝曆十一カ)正月二十日)……………四二
- 二五 覚(巳(宝曆十一)正月)……………四二
- 二六 覚(巳(同 十一)二月四日)……………四三
- 二七 覚(巳(同 十一)五月二十六日)……………四三
- 二八 仕切(宝曆十一年巳五月)……………四四
- 二九 京都御買物入用
(巳(宝曆十一)五月)……………四五
- 三〇 紅花買仕切(宝曆十一巳年七月)……………四七

三一	覺(巳(宝曆十一)極月)……………	四八
三二	(1)巳年上方掛り物 (巳年(宝曆十一))……………	五三
(2)同	右(同)……………	五三
三三	覺(巳年(宝曆十一カ))……………	五四
三四	巳入用(午(宝曆十二)正月十九日)……………	五五
三五	仕切(宝曆十二年五月十八日)……………	五六
三六	金指引(宝曆十二年閏六月)……………	五六
三七	入記覚写(宝曆十二年十二月)……………	五八
三八	未紅花壳付覚(未年(宝曆十三))……………	六〇
三九	木父 仕入目録(明和元年申七月)……………	六〇
四〇	紅花印附根牒(明和元歳申八月)……………	六一
四一	未紅花壳代指引書 (申(明和元)七月)……………	六五
四二	仕切狀(明和元年申十一月九日)……………	六六
四三	仕切(明和元年申閏十二月三十日)……………	六七
四四	仕切(同 二年酉六月九日)……………	六七
四五	(1)酉ノ沼木花元上り (酉(明和二)六月)……………	六七

四六	(2) 覺 (酉 (明和二) 六月二十三日) ……	六八
	仕切 (明和二乙酉年六月) ……	六九
四七	(1) 山形迄入用 (酉年 (明和二)) ……	六九
	(2) 同 右 (同) ……	七一
	(3) 駄賃帳 (明和二年酉六月) ……	七二
四八	柏原喜八郎船荷物無難 (酉 (明和二) 七月) ……	七二
四九	(1) 申ノ紅花壳代金指引目錄 (明和二年酉七月) ……	七四
	(2) 父 二番 (酉 (明和二) 六月十一日) ……	七五
五〇	覺 (酉 (同 二) 八月十九日) ……	七六
五一	覺 (明和二年酉九月十七日) ……	七六
五二	覺 (明和二年酉九月) ……	七六
五三	覺 (明和二年酉十月十日) ……	七七
五四	覺 (明和二年酉十月十一日) ……	七七
五五	覺 (酉 (明和二) 十月二十日) ……	七七
五六	仕切 (明和二年酉十月二十三日) ……	七八

- 五七 覚（明和二年酉十月）……………七八
 五八 仕切（明和二年酉十月二十三日）……………七八
 五九 覚（明和二年酉十一月晦日）……………七九
 六〇 仕切（明和二年酉霜月）……………八〇
 六一 仕切（明和二年酉十二月八日）……………八〇
 六二 覚（酉（明和二年）十二月九日）……………八一
 六三 覚（明和二年）十二月二十日）……………八一
 六四 覚（明和二年酉十二月二十六日）……………八二
 六五 覚（明和二年酉十二月二十九日）……………八二
 六六 仕切（明和二年酉極月）……………八三
 六七 仕切（明和二年酉極月）……………八三
 六八 會田金指引（明和二年酉十二月）……………八四
 六九 残り荷物覚（酉（明和二年）十二月）……………八五
 七〇 (1) 繰綿売買指引之覚
 （戌（明和三年）正月）……………八五
 (2) 繰綿売仕切
 （戌（同 三）二月二十七日）……………八七
 七一 式番金指引（明和三年戌三月）……………八七
- 七二 仕切（明和三年戌五月十一日）……………八八
 七三 仕切（明和三年戌五月十五日）……………八八
 七四 糸紅花指引
 （戌（明和三年）五月二十日）……………八九
 七五 覚（明和三年戌五月）……………九〇
 七六 金指引（明和三年戌六月）……………九〇
 七七 覚（明和三年戌六月）……………九一
 七八 戌木印紅花仕入覚
 （戌（明和三年）七月）……………九二
 七九 金子請取覚（戌（同 三）七月）……………九三
 八〇 仕切（戌（同 三）八月）……………九三
 八一 紅花小取替之覚
 （戌（同 三）九月七日）……………九四
 八二 請取申為替金子之事
 （明和三年戌十二月七日）……………九四
 八三 覚（戌（明和三年）十二月二十三日）……………九五
 八四 覚（亥（明和四年）正月二十八日）……………九五
 八五 覚（明和四年亥六月十三日）……………九五

八六	覺(明和四年亥六月十九日)……………	九五
八七	金銀目錄覺(亥(明和四)六月)……………	九六
八八	覺(明和四年亥七月十一日)……………	九七
八九	覺(亥(明和四)七月二十八日)……………	九七
九〇	覺(明和四年亥閏九月)……………	九八
九一	覺(子(明和五)八月十一日)……………	九九
九二	勘定書	
	(丑(明和六)七月二十八日)……………	一〇二
九三	下シ金覺	
	(明和七)正月十一日……………	一〇二
九四	覺(寅(明和七)正月改)……………	一〇三
九五	余殘花(寅(同七)五月七日)……………	一〇三
九六	覺(寅(同七)七月二十日)……………	一〇四
九七	判鑑(明和九年辰六月改)……………	一〇五
九八	大坂相庭(六月六日(明和頃))……………	一〇五
九九	乍恐以書付奉願上候	
	(未(寛政十一)九月)……………	一〇六
一〇〇	覺(六月十三日(年代不明))……………	一〇七

二 書翰

一〇一	覺(七月二十一日(同右))……………	一〇七
一〇二	覺(七月二十一日(同右))……………	一〇七
一〇三	指引(年代不明)……………	一〇七
一〇四	仙紅花壳高(年代不明)……………	一〇八
一〇五	紅荷(覺)(同右)……………	一〇九
一〇六	萬覺帳(紅花仕入)	
	(弘化三)文久二)……………	一一〇
一	會田六郎兵衛(重治)書狀	
	(宝曆九)十月十五日)……………	一一八
二	西川屋源介書狀(十一月十六日夕)……………	一一九
三	西川屋源介書狀(十二月十三日夕)……………	一二〇
四	西川屋源介書狀(五月二十日)……………	一二一
五	西川屋源介書狀	
	(宝曆十)二月三十日)……………	一二二
六	西川屋源介書狀	
	(同十)四月二十日)……………	一二五
七	西川屋源介書狀	
	(宝曆十)四月二十一日)……………	一二六

八 西川屋源介書狀

(同 右) 五月六日夕) ……一二七

九 西川屋源介書狀(十二月七日) ……一二八

一〇 西川屋源介書狀(六月九日) ……一二八

一一 西川屋源介書狀(正月六日) ……一二九

一二 西川屋源介書狀(六月十六日) ……一三〇

一三 西川屋源介書狀(十二月二十四日) ……一三一

一四 西川屋久左衛門書狀(六月十九日) ……一三二

一五 (1) 西川屋久左衛門書狀

(六月二十四日) ……一三三

(2) 同 右 追申書狀(六月二十四日) ……一三四

一六 西川屋久左衛門書狀(六月十三日) ……一三四

一七 西川屋久左衛門書狀

(戊(明和三) 六月二十一日) ……一三五

一八 西川屋久左衛門書狀(八月十六日) ……一三六

一九 西川屋新七(カ)書狀

(十二月二十二日(宝曆九カ)) ……一三七

二〇 西川屋新七書狀

(亥(明和四) 八月十二日) ……一三七

二一 池田屋功助書狀

(閏十一月十八日(宝曆六)) ……一三八

二二 山形屋八郎右衛門書狀

(四月十七日(宝曆十カ)) ……一三九

二三 伊勢屋源助書狀

(四月五日(宝曆十カ)) ……一四〇

二四 伊勢屋理右衛門書狀(正月五日) ……一四〇

二五 大沼市兵衛外書狀(六月晦日) ……一四〇

二六 江戸大火の通知(1)

(二月八日認(宝曆十)) ……一四二

二七 同 右(2)

(辰(宝曆十) 二月十五日出) ……一四三

二八 同 右(3)

(二月二十四日着(宝曆十)) ……一四四

三 関連史料(借用証文ほか)

一 覚(卯(延享四カ) 十二月二十日) ……一四五

二 預り申金子之事

(宝曆十四年申四月二十五日) ……一四五

三 預り申年賦金之事

(明和元年三月二日) ……一四六

四 預申金子之事

(明和二乙酉年十一月) …… 一四六

五 覺(安永四年未極月) …… 一四六

六 覺(安永四年未極月) …… 一四七

七 借用申金子之事(安永八年亥正月) …… 一四七

八 御年貢米延證文之事

(天明五乙巳正月) …… 一四七

九 借用申金子之事(天明五年巳正月) …… 一四八

一〇 金借用添證文之事

(天明五年巳二月) …… 一四八

一一 借用金子之事(天明五年巳二月) …… 一四九

一二 廻金預り申證文之事

(天明五年巳九月) …… 一四九

一三 借用仕金子之事

(天明六丙午年二月) …… 一五〇

一四 指出申一札之事(寛政九年巳三月) …… 一五〇

一五 預申金子之事

(文化七午年十一月八日) …… 一五一

一六 借用申致手形之事

(戌(文化十一カ)六月二十日) …… 一五一

(以上)